

いわき市文化交流施設

業務要求水準書

平成 16 年 1 月 23 日

いわき市

はじめに～本書の位置付け

本業務要求水準書（以下「本書」という。）は、いわき市（以下「市という。」）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく特定事業として、いわき市文化交流施設整備等事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、公募に参加しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に交付する募集要項と一体のものとして、本事業の遂行に関し、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する水準を示すものであり、本事業に係る応募者の提案に際しての具体的な指針である。

また、本書を補完するものとして添付する各種資料の内容と取り扱いについては、次のとおりである。

(1) 附属資料

参考資料

本書に対する理解を促すための資料であり、試設計をはじめとした各種の図面、模式図、データ及び説明文章等で構成される。要求水準として本書に記載された事項を具体的に示す部分（その旨を明示）と、当該水準を満たす提案の一例として示す部分が含まれており、十分に留意すること。

副読本

本事業の構想・計画に関わってきた市民や市職員等の議論の経過を「すきま読本」と題して取りまとめたものである。本書に示したスペックでは表現しきれない想いや願いをイメージとして綴ったものであり、いわば、市民等の「要求水準」であることから、提案に際して十分に参考とすること。

(2) 提供資料

敷地及び既存施設の建物、設備等に関する各種図面等で構成される。これらの資料を基に提案書を作成すること。

- 目 次 -

第1 PFI事業に係る基本的事項	1
1 本事業の目的と基本コンセプト	1
(1) 本施設の目的	1
(2) 本施設の基本コンセプト	1
2 本施設及び改修後に統合する音楽館の事業運営方針	2
(1) 事業運営に関する基本方向	2
(2) 本施設等の開館日数等	3
3 事業者の業務概要	3
(1) 事前調査業務	3
(2) 設計業務	4
(3) 建設業務	4
(4) 工事監理業務	6
(5) 維持管理業務	6
(6) テナント運営業務	7
4 適用法令等	8
第2 本施設の設計及び施工に係る要求水準	9
1 本施設建設予定地等に係る基本要件	9
(1) 位置	9
(2) 敷地面積	9
(3) 地域地区等	9
(4) 本施設建設予定地	9
(5) 前面道路幅員	9
(6) 本施設建設予定地における既存施設等	9
(7) 本施設建設予定地の地盤	10
(8) 地中埋設物	10
(9) 資材置場及び仮設事務所	10
(10) 公園用地の使用	10
2 周辺インフラ等の状況	10
(1) 上水道（市水）	10
(2) 下水道	10
(3) ガス	10
(4) 電気	10
3 施設が備えるべき基本性能	11
(1) 耐震性能	11
(2) 基本性能のフレキシビリティ	11
(3) メンテナンスの容易性	11
(4) ライフサイクルコストの低減	11
(5) ユニバーサルデザインに配慮した施設計画	11
(6) 環境保全への配慮	11
(7) 各種ビル障害の回避	11

(8) 防災・防犯安全計画	11
(9) 周辺環境との調和	11
(10) 「開かれた公共施設」としての意匠	12
4 施設規模及び構成	12
(1) ホール系施設	12
(2) 創造系施設	12
(3) 交流系施設	12
(4) 管理系施設	13
(5) 共用部分	13
(6) 共通事項	14
(7) 駐車場・駐輪場	14
5 工事プログラム	14
(1) 第一期工事及びその留意事項	14
(2) 第二期工事及びその留意事項	14
6 動線計画上の条件	15
(1) アクセス条件	15
(2) 施設内のゾーニング及び動線のコンセプト	15
7 本施設の諸室内容	16
7 - 1 ホール系施設	16
(1) ホール系施設の構成と運用方針	16
(2) ホール設計に係る基本事項	17
(3) 建築音響計画の考え方	18
(4) 音楽主目的大ホール	20
(5) 演劇主目的中ホール	26
(6) 発表もできる大稽古場（小ホール機能）	31
7 - 2 創造系施設	34
(1) 音楽リハーサル室	34
(2) 作業室	35
(3) 大道具倉庫	36
(4) アトリエ	36
(5) 衣装製作室	36
(6) 照明作業室	37
(7) 音響スタジオ	37
(8) 映像編集室	37
(9) バンド練習室	38
(10) 喫煙休憩室	38
7 - 3 交流系施設	39
(1) 交流系施設の構成	39
(2) 物販店舗	39
(3) 飲食店舗	39
(4) ギャラリーコーナー	40
(5) インフォメーションセンター	40
(6) 市民活動室	40

(7) キッズルーム	41
7 - 4 管理系施設	42
(1) 施設の構成	42
(2) 位置	42
7 - 5 共用スペース	42
(1) エントランス	42
(2) 交流ロビー、通路・階段	42
(3) エレベーター・エスカレーター	42
(4) ホワイエ	42
(5) トイレ	42
(6) ロッカーコーナー	42
(7) サイン	43
8 外構	44
9 舞台設備、舞台備品及び楽器	45
9 - 1 共通事項	45
9 - 2 舞台機構設備及び備品	46
(1) 基本的事項	46
(2) 機構操作卓について	46
(3) 音楽主目的大ホール	48
(4) 演劇主目的中ホール	50
(5) 発表もできる大稽古場（小ホール機能）	52
(6) 音楽リハーサル室	53
(7) 作業室	53
(8) 音楽主目的大ホール大道具搬入口	53
(9) 演劇主目的中ホール大道具搬入口	53
(10) 作業室大道具搬入口	53
(11) 大道具倉庫搬入口	53
(12) 舞台機器・備品	53
9 - 3 舞台照明設備及び備品	54
(1) 調光システム	54
(2) 主幹盤	54
(3) 調光基盤	54
(4) 回路配置	55
(5) 照明器具及び照明備品	56
9 - 4 舞台音響設備及び備品	57
(1) 各ホール共通事項	57
(2) 舞台音響設備に係る4つの課題	59
(3) 音楽主目的大ホール	60
(4) 演劇主目的中ホール	63
(5) 発表もできる大稽古場（小ホール機能）	66
(6) 音響スタジオ	69
(7) 映像編集室	69
9 - 5 楽器	70

1 0 一般備品	70
1 1 一般設備	70
1 1 - 1 電気設備	70
(1) 一般事項	70
(2) 設備項目	70
1 1 - 2 空調換気設備	73
(1) 一般事項	73
(2) 設備項目	73
1 1 - 3 給排水衛生設備	74
(1) 一般事項	74
(2) 設備項目	74
第 3 音楽館等の改修設計に係る要求水準	76
1 「音楽館」改修に係る要求水準	76
1 - 1 コンセプト	76
1 - 2 業務要件	76
1 - 3 音楽館の現況	76
(1) 位置	76
(2) 建築面積	76
(3) 延床面積	76
(4) 構造等	76
1 - 4 各室の改修の内容	76
(1) 音楽小ホールへの転換	76
(2) 旧事務所スペースの有効利用	77
(3) 2、3 階音楽練習室	77
(4) 4 階演劇稽古場の改修	77
(5) 各階共用スペースの措置	78
(6) 外回り	78
1 - 5 概算事業費	78
2 「平市民会館」改修及び解体・撤去に係る要求水準	79
2 - 1 改修に関する条件	79
(1) 平市民会館の現況	79
(2) 改修に係る業務範囲	79
2 - 2 本施設工事中のアクセスルート等	79
2 - 3 解体・撤去におけるスケジュール調整	79
3 「文化センター大ホール」改修に係る要求水準	80
3 - 1 コンセプト	80
3 - 2 事業者の業務範囲	80
3 - 3 ホール内装・設備の改修	80
(1) ホール内装・天井の更新	80
(2) 常設舞台音響反射板の設置	80
(3) 舞台床の更新	80
(4) 音楽用途以外のものへの対応	81

(5) 客席床の更新.....	81
(6) 客席椅子の更新.....	81
(7) 客席扉、避難扉、搬入口扉の更新.....	81
(8) ピアノ庫の区画.....	81
(9) ホール空調設備の更新.....	81
3 - 4 概算事業費.....	81
4 「平中央公園」改修に係る要求水準.....	81
(1) 本事業における公園整備の基本方針.....	81
(2) 公園施設に関する要求水準.....	82
(3) 概算事業費.....	84
第4 維持管理業務.....	85
1 総則.....	85
(1) 業務の目的.....	85
(2) 業務の実施の考え方.....	85
(3) 業務の対象.....	85
(4) 遵守すべき規準.....	85
(5) 点検及び故障等への対応.....	85
(6) 責任者.....	85
(7) 業務担当者.....	86
(8) 業務体制の届け出.....	86
(9) 業務報告書（月次）.....	86
(10) 非常時の対応.....	86
(11) 費用の負担.....	86
(12) 用語の定義.....	86
2 各業務の要求水準.....	87
2 - 1 建築物保守管理業務.....	87
(1) 建築物保守管理業務の対象.....	87
(2) 業務の実施.....	87
(3) 要求水準.....	87
(4) 更新及び改修.....	88
2 - 2 一般設備保守管理業務.....	89
(1) 一般設備保守管理業務の対象.....	89
(2) 業務の実施.....	89
(3) 要求水準.....	89
(4) 設備管理記録の作成及び保管.....	89
(5) 異常時の報告.....	90
(6) 更新・改修の業務.....	90
2 - 3 舞台設備保守管理・更新業務.....	91
(1) 舞台設備保守管理業務 の対象.....	91
(2) 業務の実施.....	91
(3) 要求水準.....	91
(4) 日常保守.....	91

(5) 定期保守	91
(6) 更新及び改修	92
(7) 保守管理記録の作成及び保管	93
(8) 異常発見時の報告	94
2 - 4 清掃業務	94
(1) 清掃業務の対象	94
(2) 業務の実施	94
(3) 要求水準	94
(4) 日常清掃	94
(5) 定期清掃	95
(6) 外構清掃	95
(7) 清掃用具・衛生消耗品等の負担	96
(8) 資機材等の保管	96
(9) ごみの収集・集積	96
(10) 用語の定義	96
2 - 5 植栽・外構維持管理業務	96
(1) 植栽・外構維持管理業務の対象	96
(2) 業務の実施	96
(3) 要求水準	97
(4) 薬剤散布、施肥の際の協議	97
2 - 6 警備業務	97
(1) 警備業務の対象	97
(2) 業務の実施	97
(3) 要求水準	97
(4) 業務内容	97
第5 テナント運營業務	98
1 業務の目的	98
2 業務の実施の考え方	98
3 業務内容	98
4 要求水準	98
(1) 総則	98
(2) 飲食店舗	98
(3) 物販店舗	98
5 営業時間	99
6 責任者	99
7 業務担当者	99
8 行政財産の貸し付け	99
9 費用の負担	99

第1 PFI事業に係る基本的事項

1 本事業の目的と基本コンセプト

(1) 本施設の目的

本事業は、市民の創造的で多様な文化交流活動の拠点として、また、地域や世代を超えて多くの人々が気軽に集い、憩い、まちの賑わいを生み出す新たなコミュニティとして新設する文化交流施設（以下「本施設」という。）を中心に、既存施設（いわき市音楽館（以下「音楽館」という。）平中央公園、いわき市立美術館（以下「美術館」という。）及びいわき市文化センター（以下「文化センター」という。))が有機的に結ばれる「文化交流ゾーン」を形成し、将来に向けた「いわき」の新しい価値を創造することを目的とする。

(2) 本施設の基本コンセプト

本施設は、芸術文化、生活文化など、広い意味での「文化」が持つ無限のエネルギーをまちづくりに結び付けることにより、市民の感性や創造力を育むとともに、「いわき」の都市としての魅力や、地域の力を高めるための「苗代」として整備するものである。

こうした考え方を施設の機能及び運営に骨太に貫いていくため、施設的设计、施工及び維持管理のプロセスに携わる事業者の役割は極めて重要であり、市及び市民とともに使命を共有して施設づくりを担うパートナーとして、次の5点に掲げる本施設の基本コンセプトを常に念頭に置いた業務の推進を図るものとする。

気軽に集い、ふれあい、楽しめるコミュニティであること

従来のように格調や威厳を重んじる、敷居の高い「文化の殿堂」ではなく、子どもから大人まで、すべての市民に開かれ、誰もが自由に憩い、様々な人や文化とふれあうことにより、自分らしい楽しみ方、自分の居場所が見つけられる『コミュニティ空間』とする。

自分を磨き、新たな価値を生み出す創造的活動拠点であること

市民が日々の文化活動を通じて自らの感性や知性、技術を磨くとともに、専門家や価値観の異なる人々との出会い、あるいは協働による創造活動を通じて、新しい自分を発見し、それが輪となって新たな「いわき」の文化的価値を生み出す『生産と創造の場』とする。

みずみずしい芸術文化に触れ、地域への誇りをともに育む場であること

地域に培われた伝統文化から先駆的・実験的な舞台芸術まで、創造性と生命力にあふれる多様な芸術文化にふれ、市内外、他世代の人々と深い感動と満足を共有することにより、「いわき」に暮らすことの豊かさを実感し、地域への誇りを育む『感動と共感の舞台』とする。

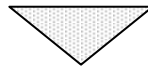
まちとつながり、まちを感じる賑わいの空間であること

人とまち、人と文化をつなぐ「文化交流ゾーン」の結節点として、市街地の刺激と活気、公園の緑に包まれた潤いや安らぎ、芸術文化をより身近に体感できる仕掛けなど、日常と非日常の架け橋となり、知、情報、コミュニケーションが交じり合う『まちの広場』とする。

地域における公共劇場の新しいスタンダードであること

施設規模や客席数を競うのではなく、良質な響きへのこだわり、多様な舞台芸術に対応した劇場空間や舞台設備、快適かつ臨場感あふれる客席空間、賑わいの場としての界限性やサロンとしての雰囲気の良いなど、ここを訪れる人々の「満足度」を追求した『居心地の良い劇場』とする。

優れた舞台芸術にふれ、共感を育む...感動、満足
自分を磨き、新たな価値を創造する...表現、挑戦
地域の伝統や文化を知り、広げる.....継承、発信
人、まち、文化を結び、ともに育つ...交流、進化



人と出会い、文化と出会い、新しい自分に出会える
“いわきコミュニティ”の創造

2 本施設及び改修後に統合する音楽館の事業運営方針

(1) 事業運営に関する基本方向

先に掲げた本施設の基本コンセプトを実現するにあたっては、ハードとしての優れた建築、設備及び周辺環境はもとより、施設に魂を吹き込み、その思想を体現するための充実したソフトが随伴することが不可欠であり、さらに、両者が一体のものとして機能し、市民及び地域全体に対して積極的な働き掛けを行っていくための、新たな「劇場システム」を創出することが必要である。

こうしたシステムの実現を念頭に置きながら、市は今後、本施設及び改修後に統合する音楽館の事業運営のあり方について、具体的な検討を進める予定であるが、現時点における基本的考え方は、次に示すとおりである。

事業者にあっては、施設の維持管理及びテナント運營業務を担う立場から、これら本施設及び改修後に統合する音楽館の事業運営に関し極めて重要な役割を担うものであり、市と綿密な連携を図りつつ、常に市民及び利用者の視点に立ちながら、主体的かつ積極的な姿勢をもって取り組むものとする。

自主事業の考え方

市民による日々の文化交流活動の裾野を広げ、また、その質の向上を図るとともに、明確な目的を持たない市民も日常的に施設に足を運び、自分なりの楽しみや喜びを発見し、いつの間にか舞台芸術の魅力に惹き込まれるような、多彩な自主事業を積極的に展開することとする。

これら自主事業の実施に際しては、今後、市が確保する予定の学芸・制作及び舞台技術スタッフ等を中心として企画・運営にあたることとするが、現時点における方向性は、次に示すとおりである。

ア 鑑賞；市民の舞台芸術に関する関心を高めるための公演や講座等の開催

- イ 創造；音楽や演劇等の枠を超えた新たな「いわき文化」の創造と発信
- ウ 発表；市内文化団体やアマチュア等による発表機会の提供
- エ 交流；プロとアマチュアあるいは地域やジャンルを超えた交流の促進
- オ 情報；市内外にわたる文化芸術に係る様々な情報の収集と発信
- カ 育成；制作・技術スタッフ等の専門家の育成や舞台芸術に関する才能の発掘
- キ 支援；次世代の文化を担う人材を育てるための幅広い環境づくり

貸館事業の考え方

貸館事業の実施にあたっては、単に「場所を貸して管理する」という従来の概念を超え、基本ルールを確立した上で可能な限り柔軟かつ機動的な運用を図るとともに、制作及び技術等の専門スタッフが能動的に関わることにより、市民の活動を引き出し、高め、才能の発掘及び育成等に積極的に取り組むこととする。

また、プロモーター等の利用に関しても、市民に対する鑑賞機会の提供という観点から、提携及び共催等の位置付けを含め、施設利用の促進を図るための柔軟な発想をもって対応するものとする。

(2) 本施設等の開館日数等

本施設等の開館日数等に関し、現時点においては、次のとおり想定している。なお、テナント運営については、次の条件を下限として、事業者が積極的な提案（店舗等の通年営業など）を行うことを妨げるものではない。

休館日

- ・定期休館日は平日とし、月のうち1日とする。
- ・年未年始等の特別休館日は6日以内とする。
- ・メンテナンスのための休館日については、市と事業者間で別途協議することとする。
- ・事業期間中に市が大規模改修等を実施する場合、当該大規模改修等に要する休館日については、市と事業者間で別途協議することとする。

開館基本時間

- ・開館時間は午前9時から午後10時30分までを基本とする。
- ・開館基本時間を超えて本施設等を開館する場合は、市と事業者間で別途協議することとする。ただし、開館基本時間を超えて本施設を開館する場合は、事業者が維持管理業務を行う。

3 事業者の業務概要

事業者が行う業務は、「事前調査業務」、「設計業務」、「施工業務」、「工事監理業務」、「維持管理業務」及び「テナント運営業務」である。

(1) 事前調査業務

測量調査

- ・事業者は、事業契約締結後、設計・建設上の必要に応じて市の承認を受け、本施設の敷地（音楽館、平市民会館及び平中央公園の敷地を含む）について測量調査を行う。

地質調査

- ・事業者は、事業契約締結後、設計・建設上の必要に応じて市の承認を受け、本施設の敷地（平市民会館及び音楽館の敷地を含む）について地質調査等を行う。
- ・「音楽館」建設時の地質調査資料を提供資料5-5として添付する。

電波障害調査

- ・事業者は、事業契約締結後、電波障害調査を行う。

周辺家屋影響調査

- ・事業者は、事業契約締結後、設計・建設上の必要に応じて、周辺家屋影響調査を行う。

建物調査

- ・事業者は、事業契約締結後、設計・建設上の必要に応じて、市の承認を受け、音楽館、平市民会館及び文化センターの建物調査を行う。

(2) 設計業務

- ・事業者は、事業契約締結後、事業契約、業務要求水準書及び事業者提案書類に基づいて、下記施設の基本設計、実施設計並びに本施設及び音楽館の保全計画の作成を行う。
 - (a) 「本施設」の新築
 - (b) 「音楽館」の改修
 - (c) 「平中央公園」の改修
 - (d) 「平市民会館」の改修（暫定供用するために必要な避難経路確保等の工事）
 - (e) 「文化センター大ホール」の改修
- ・事業者は、設計の着手に際し、応募時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、設計の体制、スケジュール等を盛り込んだ設計計画書を作成し、市の承認を得る。
- ・事業者は、設計計画書に基づき、基本設計及び実施設計を行う。なお、改修設計については、福島県の設計単価を用いること。
- ・事業者は、設計の進捗に関して、定期的に市及び市が設置する監修チーム等と打合せを行う。
- ・打合せ、報告、確認にあたっては、設計内容を表すための図面、スケッチの他に、模型、パース等を用意する。また、必要に応じて、各ホールの音響実験用模型を用意する。提出要領については、市との協議によるものとする。
- ・設計内容が要求水準書を下回る恐れがあると認められる場合、市は作業内容の速やかな改善を求めるものとする。
- ・事業者は、基本設計が完成した段階及び実施設計が完成した段階で、速やかに「基本設計図書」及び「実施設計図書」を市に提出し、承認を受ける。提出要領については、市との協議の上、定めるものとする。
- ・事業者は、基本設計完成時及び実施設計完成時に、市が市民等に向けて設計説明会を行う場合は、必ず立会うものとし、資料等を用いた設計説明に協力する。
- ・事業者は、建築基準法等の法令に基づく書類の作成及び各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施する。また、市に対して事前説明及び事後報告を行うとともに、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを市に提出する。

(3) 建設業務

建設

- ・事業者は、施工計画を立て、事業契約、業務要求水準書、事業者提案書類、実施設計図書に基づいて、以下の施設の工事を実施する。
 - (a) 「本施設」の新築工事（建築工事、一般設備工事、舞台設備工事及び舞台備品、一般備品、外構工事）
 - (b) 「平市民会館」の改修工事（暫定供用するために必要な避難経路確保等の工事）
 - (c) 電波障害対策工事等

(d) 備品等移転業務

- ・着工に先立ち、近隣住民に対する工事内容の説明及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保する。
- ・各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書、仕様書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施する。
- ・工事中の騒音・振動・安全対策、使用中の隣接施設との調整、市の別途発注工事とのスケジュールや区画等の調整、近隣住民との調整等は事業者の業務とする。

通知・報告

- ・事業者は、建設工事の開始前に、市に対して施工計画を提出し、市の承認を受ける。
- ・事業者は、本施設の工事施工について、月1回以上市に説明を行う。
- ・事業者は、市の求めに応じ、建設現場で建設状況を説明し、必要な協議・調整を行う。
- ・事業者は、工期中に行う本施設の検査及び試験のうち主要なものについて、事前に市に通知する。
- ・事業者は、施工に先立ち、下表に示す例を参考にモックアップリストを作成し、市の承認を得る。なお、項目については、設計協議の中で、追加、変更することもあり得る。
- ・事業者は、工事中の適当と考えられる時期に市民に向けた現場見学会を開催する。
- ・事業者は、工事完成時には施工記録を準備して、現場で市の承認を受ける。

【モックアップリストの例】

(a)設計打合せ用模型及びパース

1) 施設全体模型(平中央公園を含む)	1:500 1:200
2) 交流ロビーを中心とするパブリックスペースの内部模型	1:50
3) 音楽主目的大ホール内部全体模型	1:100 1:50
4) " 音響反射板音響検討用模型	1:20
5) 演劇主目的中ホール内部全体模型	1:100 1:50
6) " 額縁ユニット、栈敷席ユニット、桝席ユニット	1:20
7) 発表もできる大稽古場(小ホール機能)内部全体模型	1:100 1:50
8) 音楽リハーサル室内部模型	1:50
9) 音楽主目的中ホール内部全体模型	1:50
10) 音楽小ホール	1:50
11) 内外観パース	適宜

各ホールの音響実験用模型を作るかどうかは、事業者の提案による。

(b)施工打合せ用モックアップ

1) 音楽主目的大ホール照明ブリッジ	原寸 3m長程度
2) " 額縁まわり	原寸 2m×2m程度
3) 演劇主目的中ホール照明ブリッジ	原寸 3m長程度
4) " 額縁ユニット	原寸又は1/2
5) " 栈敷席ユニット	"
6) 大稽古場(小ホール機能)周壁(拡散・吸音)	原寸 3m長程度
7) 大・両中ホール、大稽古場(小ホール機能)の客席椅子	各3脚程度

中間検査

- ・事業者は、第一期及び第二期工事中の節目となる時期に本施設の中間検査を行う。主な検査項目は、躯体の施工状況、躯体貫通部の施工状況、遮音・防振の施工状況、一

般設備・舞台設備の施工状況などとする。

- ・事業者は、中間検査の検査項目及び日程を事前に市に報告し、調整を経て承認を得る。
- 完成検査
- ・事業者は、第一期工事及び第二期工事の完了後、その都度、本施設の完成検査を行う。なお、かかる完成検査の日程は事前に市に通知する。
 - ・事業者は、市に対して、完成検査の結果を検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。
 - ・市は、事業者による完成検査報告を受けた後、市自らによる完成検査を行う。事業者は、市による完成検査に立ち会うこととする。
 - ・市による完成検査では、性能確認のための「運用テスト」も併せて行う。運用テストとは、各ホール及び各リハーサル室における舞台形式の可変、残響及び音質の可変、それらに応じた舞台機構・舞台照明・舞台音響設備の運用状況をテストするもので、必要に応じて載荷テストや防振・遮音テスト、響きの試聴等も行う。事業者は、運用テストの際に、市に対し、舞台設備・舞台備品等の取扱いに関する説明を行う。
 - ・事業者は、市の行う完成検査の結果、是正を求められた場合に、速やかに是正を行う。
 - ・事業者は、市による完成検査後、市から完成承認の通知を受ける。
- 引渡し
- ・事業者は、第一期工事及び第二期工事完了後、市から本施設の完成承認の通知を受けた場合、その都度、引渡予定日に本施設並びに竣工図面及び施工図面を市に引渡し、本施設の所有権を市に移転する。竣工図面及び施工図面の提出要領は、打合せにより確認されるものとする。
- 備品等移転業務
- ・事業者は、平市民会館から本施設(音楽館を含む)への備品等の移転業務を実施する。移転の対象物件及び移転先については、市が作成する資料に示すとおりとする。

(4) 工事監理業務

- ・事業者は、設計・監理責任者を中心に監理チームを構成し、以下の工事に関して業務要求水準書及び設計図書に示された性能を実現するための工事監理を行う。
 - (a) 「本施設」の新築
 - (b) 「音楽館」の改修
 - (c) 「平中央公園」の改修
 - (d) 「平市民会館」の改修(暫定供用するために必要な避難経路確保等の工事)
 - (e) 「文化センター大ホール」の改修
- ・本施設の工事監理委託業務については「民間(旧四会)連合協定監理業務委託契約約款」によることとし、その業務内容は「民間(旧四会)連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とする。
- ・改修工事に係る工事監理委託業務については、「福島県建築・設備設計業務委託共通仕様書」(福島県土木監修、平成12年3月)の「委託契約書」及び「工事監理業務委託仕様書」によることとする。
- ・事業者は、工事監理者をして、工事監理を行わせ、工事監理の状況について定期的に市に報告し、必要に応じて現場立会い検査と協議を行う。

(5) 維持管理業務

- ・事業者は、下記施設を対象に、維持管理業務を実施する。詳細については、「第4

維持管理業務」を参照すること。

- (a) 「本施設」
- (b) 「音楽館」
- (c) 「本施設」及び「音楽館」の敷地内外構

(6) テナント運営業務

・事業者は、物販店舗、飲食店舗等のテナントを運営する。詳細については、「テナント運営業務」を参照すること。

各業務の対象施設を再整理すると下表のようになる。

【本事業における事業者の業務内容と業務対象施設】

		本施設	音楽館	平市民会館	平中央公園	文化センター
事前調査	測量調査	事業者				-
	地質調査	事業者	-	-	-	-
	電波障害調査	事業者	-	-	-	-
	周辺家屋影響調査	事業者	-	-	-	-
	建物調査	-	事業者	事業者	-	事業者
設計	新設	事業者	-	-	-	-
	改修	-	事業者	事業者(注1)	事業者	事業者
	解体	-	-	市	-	-
建設等	新設	事業者	-	-	-	-
	改修	-	市(注2)	事業者(注1)	市	市
	解体	-	-	市	-	-
	備品整備	事業者(注3)	-	-	-	-
工事監理	新設	事業者	-	-	-	-
	改修	-	事業者	事業者(注1)	事業者	事業者
維持管理	建築物保守管理	事業者	事業者(注4)	-(注5)	-	市
	一般設備保守管理	事業者	事業者(注4)	-(注5)	-	市
	舞台設備保守管理	事業者	市	-(注5)	-	市
	舞台備品保守管理	事業者/市	市	-(注5)	-	市
	一般備品保守管理	市	市	-(注5)	-	市
	外構・植栽管理	事業者	事業者(注4)	-(注5)	市	市
	清掃	事業者	事業者(注4)	-(注5)	市	市
	警備	事業者	事業者(注4)	-(注5)	市	市
運営	貸館業務	市	市	-	-	市
	舞台設備操作	市	市	-	-	市
	文化事業	市	市	-	-	市
	テナント運営	事業者	事業者(注6)	-	-	-

注1：避難路や出入口等を新たに設ける必要がある場合に実施。

注2：音楽館にテナント施設を設ける場合、当該テナント部分の内装工事、厨房機器等の設置工事及び一般備品等の整備は、事業者の費用負担において行う。

注3：平市民会館からの備品移転業務を含む。

注4：音楽館の改修工事着手までは、市が維持管理業務を実施する。

注5：平市民会館解体工事着手までは、市が維持管理業務を実施する。

注6：音楽館にテナント施設を設ける場合を指す。

4 適用法令等

本事業の実施にあたっては、建築基準法をはじめとする国、県及び市の関係法令並びに条例、規則等を遵守すること。

第2 本施設の設計及び施工に係る要求水準

1 本施設建設予定地等に係る基本要件

(1) 位置

福島県いわき市平字三崎 1 - 6、15 - 3 及び 24 - 5

(2) 敷地面積

11,208 m² (平市民会館及び音楽館敷地を含む)

(3) 地域地区等

用途地域

市街化区域 商業地域

防火地域

準防火地域

建ぺい率

80%

容積率

400%

(4) 本施設建設予定地

本施設建設予定地は市有地である。

(5) 前面道路幅員

西 14.2m、北 15.8m、東 19.2m

(6) 本施設建設予定地における既存施設等

・本施設建設予定地には、現在、以下の既存施設が設置されている。

平市民会館

(a) 位置

・参考資料 1 - 2)を参照すること。

(b) 建築面積

・2,416.71 m²

(c) 延床面積

・6,373.28 m²

(d) 構造等

・鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階・地上6階

・諸室構成等については、提供資料 4 . を参照すること。

音楽館

(a) 位置

・参考資料 1 - 2)を参照すること。

(b) 建築面積

・826.5 m²

(c) 延床面積

・ 2,394.12 m²

(d) 構造等

・ 鉄筋コンクリート造、地上 4 階建

・ 諸室構成等については、提供資料 5 - 1)を参照すること。

(7) 本施設建設予定地の地盤

・ 敷地の地表部の地盤沈下が認められるので、本施設とそれに接する外構部分及び平中央公園部分との間にレベル差が生じないように事業者は適切な対策を考慮の上、設計に盛り込むこと。

(8) 地中埋設物

・ 本施設には、以下に示す地中埋設物が存在する（提供資料 3 . 及び 4 . を参照すること）。これらの地中埋設物の除去は事業者の判断及び費用において行うこととする。

・ なお、別途発注となっている平市民会館の解体工事では、基礎・地中梁の撤去までを行い、杭は残す予定である。

既存インフラ引込み管

既存の災害時用水槽

平市民会館の杭

(9) 資材置場及び仮設事務所

・ 資材置場及び仮設事務所は、事業者の責任において確保すること。

(10) 公園用地の使用

・ 工事用地として、公園用地を公園管理者の許可する範囲で、一時占用の形で使用可能とするが、必要最小限度に抑えること。なお、資材置場及び仮設事務所等として、平中央公園を使用することはできない。

2 周辺インフラ等の状況

事業者の判断・責任において整備すること。下記事項を参考に各インフラの管理者に確認すること。

(1) 上水道（市水）

・ 敷地周囲の整備状況は、提供資料 3 . を参照すること。

(2) 下水道

・ 敷地周囲の整備状況は、提供資料 3 . を参照すること。

(3) ガス

・ 敷地周囲の整備状況は、提供資料 3 . を参照すること。

(4) 電気

・ 提供資料 3 . を参照すること。

3 施設が備えるべき基本性能

本施設は、公共文化施設としての基本的な性能として、次に示す各項目の要求水準を備えるものとする。

(1) 耐震性能

- ・構造設計に用いる保有水平耐力は必要保有水平耐力の 1.25 倍以上とする。

(2) 基本性能のフレキシビリティ

- ・将来の運用変更へ対応できるよう、柱及び耐力壁の位置を計画する等、フレキシビリティに富んだ構造計画とする。

(3) メンテナンスの容易性

- ・耐久性と保全・清掃の容易さを考慮し、用途、使用頻度、性能基準にあった内外装材及び設備システムを選択すること。特に太陽光発電と雨水利用は必須とする。

(4) ライフサイクルコストの低減

- ・負荷特性を考慮した建築・設備設計により、各種資源やエネルギーの効率的利用、熱損失の低減による負荷の抑制、太陽光発電・雨水利用等、自然エネルギーの活用等による省資源、省エネルギー化を進め、ライフサイクルコストの低減に努めること。

(5) ユニバーサルデザインに配慮した施設計画

- ・「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」「人にやさしいまちづくり条例」(平成 15、16 年改訂)、「いわき市福祉のまちづくり整備指針」(平成 16 年改訂)等の基準を満足させることはもとより、高齢者、身体障害者、視・聴覚障害者を含めた全ての人が施設を円滑に利用できるように配慮した施設計画とし、「福島県やさしさマーク」の交付を受けること。

(6) 環境保全への配慮

- ・建材の選択においては、揮発性有機化合物等の人体に害を及ぼす恐れのある化学物質やオゾン層破壊物質を含む建材の使用を避けるとともに、地球温暖化係数の高い温室効果ガスを排出する機器の使用を避けること。また、改修時や解体時の解体容易性や環境汚染防止に配慮すること。

(7) 各種ビル障害の回避

- ・近隣に対する日照障害、電波障害、風害、光害等の防止に配慮すること。

(8) 防災・防犯安全計画

- ・地震、台風、火災等の各種災害や盗難、家宅侵入等の各種犯罪に対する安全対策を計画すること。

(9) 周辺環境との調和

- ・平中央公園を中心に、市民の新しいコミュニケーション拠点を象徴する「文化交流ゾーン」の景観を形成し、併せて周辺の街並みや新川水辺との調和を図ること。

(10) 「開かれた公共施設」としての意匠

- ・ 広く市民に開かれた新しい公共施設としての意匠を建物の内部・外部において実現するとともに、市民の様々な活動の状況が外部にも伝わるような建築計画を目指すこと。

4 施設規模及び構成

本施設の全体規模は、延床面積として 20,000 m²以上とし、上限の幅は 10%以内とする。

本施設は、「ホール系施設」、「創造系施設」、「交流系施設」、「管理系施設」の 4 つの主要な機能部分とこれらをつなぐ共用部分によって構成される。施設を構成する各部門はそれぞれの目的・用途に応じた規模を占め、全体としてバランスのとれた規模配分とすること。全体規模に対する各部門の占める面積配分は次頁の「施設全体構成表(モデルプラン)」を目安とし、各部門の室構成とその条件は参考資料 2. を参照すること。

(1) ホール系施設

本施設を構成する最も目的性の高い部分であり、市民の多様な舞台芸術の享受・鑑賞と、市民が日常的に展開する様々な文化的創造活動・発表活動に対応するものである。

本施設内には、用途と形式の異なる下記の大、中、小 3 つのホールとそのバックスペースを設ける。

音楽主目的大ホール

演劇主目的中ホール

発表もできる大稽古場(小ホール機能)

なお、既存施設(文化センター、音楽館)の改修により整備する「音楽主目的中ホール(文化センター大ホール)」及び「音楽小ホール(音楽館)」を加えた 5 ホール構成の中で規模・用途を相互補完する。

(2) 創造系施設

市民の多様な文化的創造活動、学習・育成活動に対応する部分で、別棟「音楽館」の練習室・稽古場等と機能を相互補完する。音楽や多様な催事の練習・リハーサルを行う大ホール付の音楽リハーサル室、大道具を製作する作業室、衣装・小道具の製作や舞台美術プラン等に対応するアトリエ、映像ソースの編集・試写を行う映像編集室、音楽ソースの録音や編集に供する音響スタジオ、大音圧に耐えるバンド練習室、備品庫、楽器庫等を備える。

なお、演劇やダンス、オペラ・ミュージカル等の舞台ものの稽古・リハーサルは、発表もできる大稽古場(小ホール機能)にて対応する。

(3) 交流系施設

本施設が地域の新しい文化拠点として広く市民に利用され、誰もがいつでも自由に出入りできるような開放的な施設となるため、物販店舗、飲食店舗等の商業系交流施設と、ギャラリーコーナー、インフォメーションセンター、市民活動室、キッズルーム等の文化活動系交流施設を設ける。

【施設全体構成表（モデルプラン）】

分類	諸室	内容・方針	規模内訳	%	規模小計	
A. ホール系施設	音楽主目的大ホール 1,600～1,700席	地域における新時代の文化的シンボルとして位置付ける。クラシック音楽を中心に、オペラ、バレエ、演劇、大型集会等にも用いる。十分な気積、側面反射音効果、近い視線距離を目指して「多層バルコニー式シューボックスホール」を想定。可動音響反射板、オーケストラピット、舞台演出用諸設備、残響可変装置、浮翼などを備える。	3,600㎡程度	18%程度	31%程度 6,200㎡程度	
	演劇主目的中ホール プロセニアム形式の時 500～600席	市民による舞台創造活動の中心施設と位置付ける。客席と舞台の関係を多様に構成できるオープン形式を基本とし、可動式の舞台設備、客席機構（額縁ユニット、栈敷席ユニット、桟席ユニット等）等を動かして、演劇のほか、ダンスや室内オペラ、能、狂言、歌舞伎など、地域に伝わる芸能から古今東西の多様な舞台形式に対応する。	1,800㎡程度	9%程度		
	発表もできる大稽古場 （小ホール機能） 200席程度	市民による普段の舞台創作活動の場。可動の収納式客席を持つ平土間の広場空間をベースにして、演劇やダンス、バンドの発表から各種パーティや催事など、多様な活動に対応する。	800㎡程度	4%程度		
	改修	音楽主目的中ホール 500席程度	文化センター大ホールの内装、設備を改修して、市民の音楽創造活動の中心施設とする。気積を増やし、側方反射音効果を加えて音響性能を向上する。			
	改修	音楽小ホール 200席程度	音楽館1階の大練習室1の内装、設備を改修して、市民の日常的な音楽活動の場とする。平土間を生かして、ステージ等を自由に配置できる手作り空間とする。			
B. 創造系施設	音楽リハーサル室、作業室、大道具倉庫、バンド練習室、音響スタジオ、アトリエ等	市民の日常的な音楽・舞台創造活動に対応する音楽リハーサル、木工・画工などの作業、録音、映像編集、衣装製作などの場とする。音楽館の練習室、稽古場と連携する。		6%程度	1,200㎡程度	
C. 交流系施設	インフォメーションセンター、ギャラリーコーナー、物販店舗・飲食店舗、市民活動室、キッズルーム等	来場者はもとより、誰もがいつでも自由に利用して楽しめ、本施設の「親しみやすく開かれた顔」となる商業系交流施設を交流ロビーに沿って配置する。		5%程度	1,000㎡程度	
D. 管理系施設	運営事務室、会議室、中央監視室、倉庫、清掃員室等	文化交流ゾーン全体の事業運営を担う市側の運営事務所と、本施設及び音楽館の維持管理を担う事業者側の事務所からなる。		3%程度	600㎡程度	
E. 機械室		電気室、空調機械室、給排水衛生機械室		9%程度	1,800㎡程度	
	機能部分中計	A + B + C + D + E		54%程度	10,800㎡程度	
F. 共用部分		エントランス、交流ロビー、通路階段、エレベーター、エスカレーター、各ホワイエ、トイレ等		46%程度	9,200㎡程度	
	全体合計	A + B + C + D + E + F		100%	20,000㎡以上	

(4) 管理系施設

市民に開かれた運営事務室、管理事務室、中央監視室(防災センター)、清掃員室、守衛室、機械室等を設ける。

(5) 共用部分

各エントランスをはじめ、上記の各施設をつなぐ交流ロビー、共用廊下、階段、エレベーター、エスカレーター、トイレ、給湯室、ダクトスペース、パイプスペース等を設ける。

各ホールのホワイエ、客用通路、避難階段、客用トイレ、ビュッフェ等も面積配分上は共用部分に含める。

(6) 共通事項

全館の各ゾーン及び各室に、市の情報化計画やセキュリティ対策基準等を踏まえた上で、ローカルエリアネットワーク端末(イーサネット)及び高速インターネット端末を設ける。なお、公共端末の制限の方法や業務用との切り分け等は、協議によるものとする。

特記のない各室は外部に対して 35dB 以上の遮音を備える。

各出入口、搬入口、共用通路とバックゾーンの分岐口等の要所には ITV カメラを設けるとともに、中央監視室、運営事務室に切り替え式モニター設備を備える。

共通ロビー、各ホールホワイエ、各ホールバックゾーン、創造系施設ゾーンを基本として、事業者提案で完全分煙のできる喫煙室を設ける。喫煙用バルコニーとすることも可。

(7) 駐車場・駐輪場

駐車場

敷地内には、5 台程度の身体障害者用駐車場と、バックヤードには 15 台程度の主催者等関係者用駐車場及び 3 台程度の 11t トラック駐車スペースを設ける。

一般利用者の駐車場は、市が近隣の複数の箇所に別途整備する予定であるので、敷地内に設けない(提案をしないこと)。

駐輪場

敷地内に、計 50 台程度の駐輪場を設ける。

5 工事プログラム

市民の文化活動の継続性を保持する観点から、本施設の建設工事を二期に分ける。工事プログラムの詳細は事業者の提案に委ねるが、下記の条件を満たし、且つ平市民会館、音楽館、平中央公園が使用できなくなる期間が最小となる全体工事プログラムを計画すること。また、本事業の実施にあたっては、平中央公園を含めた使用中施設と工事エリアの区画(仮囲いや防音シート)を適切に計画し、平市民会館、本施設、音楽館及び平中央公園の利用者の利便性に配慮すること。なお、市が考える工事プログラムとして参考資料 1 - 1)を、平市民会館及び音楽館の位置関係を前提とした本施設第一期及び第二期の工事可能範囲の一例を参考資料 1 - 2)に示すので参照のこと。

(1) 第一期工事及びその留意事項

第一期工事では、本施設の更地部分において工事を実施し、平市民会館のホール機能を代替する音楽主目的大ホール及び管理系施設を含めるものとする。なお、当該期間中においても平市民会館が使用できるよう利用者用出入口・避難経路の確保を目的とした暫定改修工事を必要に応じて行い、第一期工事の完成・引渡し直前に、平市民会館の解体工事(市の別途発注工事)を行うものとする。

(2) 第二期工事及びその留意事項

第二期工事は、平市民会館の解体・撤去後の跡地を中心に行い、演劇主目的中ホールを含めるものとする。

6 動線計画上の条件

(1) アクセス条件

エントランス

平中央公園とのつながりと文化交流ゾーンの形成に配慮し、メインエントランスは公園側に面した北側に設けること。また、音楽小ホール、新川遊歩道のアクセスにも配慮し、必要に応じてサブエントランスを設けること。加えて、東西の通り抜け空間を十分に取ること。なお、身体障害者がスムーズに入館できるよう、身体障害者用駐車場の配置に配慮するとともに、主催者等関係者が出入り可能な楽屋口をバックヤード内に設けること。

一般利用者の車でのアクセス

雨天時や高齢者・身体障害者の送迎時等に備え、庇のある車寄せを東側又は西側の道路に面して設けること。庇は、大型バスの大きさに対応とすること。

大型トラック等のアクセス条件

各ホールの大道具や楽器搬送用の大型トラック（11t 車のサイドウィング型に対応）はバックヤードにおいて荷捌きを行うものとし、そのための進入路及び荷捌き場を確保すること。大型トラックのバックヤード内部での取廻しができることが望ましい。また、バックヤードの公道側に無断駐車等を防ぐ可動式の車止め装置を設ける。

(2) 施設内のゾーニング及び動線のコンセプト

本施設を構成する要素のうち、各ホールや各リハーサル室等の目的性の高い施設群を中心に、全体を大きく「表のゾーン」と「裏のゾーン」とに分けて捉え、備えるべき視点を示す。

「表のゾーン」

一般利用者が来場者として利用する各ホールや交流系施設を含むゾーンを「表のゾーン」と呼ぶ。表のゾーンでは、各エントランスと、そこから交流系施設群を経て、各ホールのホワイエ・客席へと至る交流ロビーが動線計画上重要であり、以下の点について配慮すること。

- (a) 交流ロビーへの動線の分かり易さ及び交流ロビーの開放性
- (b) 交流ロビーを軸とした各ホールや交流系施設への分かり易い動線
- (c) 交流ロビーや各ホワイエから見える公園や街の景色

「裏のゾーン」

舞台関係者や業務関係者が活動する楽屋、作業室及びリハーサル室と、施設管理者が従事する管理系施設を含むゾーンを「裏のゾーン」と呼ぶ。このゾーンの動線（舞台関係者の利用する通路、施設管理者の利用する通路）においては、以下の点について配慮すること。

- (a) エリア毎の入退出の管理を可能とすること。
- (b) 分かり易く効率的な動線を確保すること。
- (c) 大道具・楽器等の機能的な搬出入及び移動経路を設定すること。
- (d) 楽屋と舞台との機能的な動線を確保すること。
- (e) 大道具・楽器類の搬出入・移動の容易性に配慮した段差のない施設計画とすること。

(f) 長時間滞在する舞台関係者の居住性・快適性に意を用いること。

「表」と「裏」の間の動線

一般の劇場・ホールにおいては「表」と「裏」のそれぞれが完全な入退出管理の下に独立した系を成すことが基本である。

しかし、本施設は、一般市民が広く事業運営に参加し、様々な形で活動する場として位置付けられており、一人の市民が、ある時は観客として、ある時は練習する生徒として、ある時は舞台上で演技する出演者として、施設の「表」から「裏」までを存分に利用し、活発に活動することを想定している。よって表と裏のゾーンを分離せず往来可能な通路も設け、往来者の適切な管理・制御を可能とすること。

また、公演ごとの施設の利用形態に応じて、閉じることと開かれることの切り替えにより、「表」と「裏」の境界が変更できるような仕組みとすること。

7 本施設の諸室内容

7 - 1 ホール系施設

(1) ホール系施設の構成と運用方針

ホール系施設の構成

ホール系施設は、新設の3ホールと既存改修による2ホールを加えた5ホールで構成される。

大ホールは、音楽利用を主目的としつつ、舞台ものや集会等を幅広くこなす多機能ホールである。

これに対して、中ホールと小ホールは、舞台もの中心の新設2ホールと、コンサート中心の改修2ホールの計4ホールで構成され、それぞれが専用化して、機能の充実と向上を図ることを特徴とする。

5ホール構成の考え方、すなわち各ホールの基本コンセプト、形状と条件、特徴、演目ジャンル等については、参考資料5-1)を参照のこと。

各ホールの運用方針

各ホールの運用傾向として、以下を想定している。

音楽主目的大ホールにおいては、興行性の強い外来公演が多く、館が制作する作品の公演がそれに続き、市民の制作による作品発表の数は少ないと思われる。

一方、音楽・舞台の各中ホールでは、館が制作する作品が多くなり、市民の制作・発表がこれに続き、外来公演はやや減少すると考えられる。

また、音楽小ホール・大稽古場（小ホール機能）では、市民の制作・発表と館が制作する作品の公演が多くなり、興行性が求められる外来公演は少ないと予想される。

本施設の基本コンセプトに基づきながら、以上の運用傾向を捉えると、各ホールに期待することは概ね以下のように整理することができる。

まず、大ホールは、音響面を中心に公共多目的ホールの新しい水準づくりを目指すものである。

それに対して4つの中・小ホールは、本事業の目的である市民の文化・芸術活動の中心的な場であるとともに、やがては市民による自立作品を創造し、発信していくための活動拠点施設として重要である。

4つの中・小ホールは、大ホールを補完するのにとどまらず、本施設の独自性を発揮

するハイライトの部分でもあることから、充実した施設内容として整備されることを期待する。

(2) ホール設計に係る基本事項

コンセプトの明確なホールづくり

上記(1)で示した各ホールの位置付け、主要用途等の違いを認識し、これに基づいて各ホールそれぞれの特色が明確になるよう、空間構成、音響条件、舞台設備等を計画するものとする。

なお、ここでいう空間構成とは、空間の基本的な構造、形態、寸法比率、可変性、素材構成などと、それらによって作り出される空間の資質・性能・意匠などである。

音の良さを中心に据えたホールづくり

ホールづくりにおいて一般的には、とかく「観ること」を中心に発想されることが多く、コンサートホールにおいてのみ音響面を重視する傾向にあるが、これを改めて、生身によるパフォーマンスにおいては、演劇やダンス、能などの舞台もの、電気音響を用いるポピュラー音楽でも、空間の音響的な資質が優れていることがホールづくりの基本であることを認識されたい。

各ホールの音響面の目標や具体化の方針は、以下の(3)以降によるものとする。

表現の多様性を可能とする空間形式

5つのホールは、多様な演目・ジャンルに対応し、プロユースからアマチュアの創造・育成にまで関わる多様な使われ方を想定しており、それぞれの役割に応じた多様な使い方を期待されており、それに対応する空間形式の変化の方法を具体化することが計画の中心課題の一つである。

すなわち、音楽主目的大ホールではコンサート用と舞台もの用との大転換を基本としながら、さらに音響面、設備面の多様な仕様の変化ができるように計画するものとする。

演劇主目的中ホールと発表もできる大稽古場(小ホール機能)では、演劇専用劇場として、それぞれの分離型と一体型の基本空間に対して、様々なステージ形式の変化の可能性を持たせることで専用性の深化を図るとともに、それらの条件をベースとした多様な催事への転開を可能とすること。

改修による音楽主目的中ホールでは、音楽ホールとしての性能の向上を実現した上で、その素空間を活用した簡易な舞台ものへの転用も可能とすることとし、音楽小ホールでは自由度の高い平土間式コンサートホールの条件を生かしてステージの自由な位置や多様な催事への転用を可能とすること。

生身による表現を支援するホールづくり

音楽にしる舞台ものにしる、生の舞台表現、すなわちライブ・パフォーマンスといわれる表現形式においては、当然ながら生身の体・声による表現を、同じ時空間に居合わせた人々が、これまた生身の眼、耳、肌で感じとり享受することを基本とする。

演者の息使いや表現に込めたものが十分に伝わってこそ聴衆・観衆は多くのものを感じとるのであり、その感動の集積は演者の側に返され、更なる表現の転開へとつながることになる。

コンサートホールや劇場、あるいは多目的ホールといったものを既に形式や水準が定まったビルディングタイプの一つとしてパターン的に捉えてしまうのではなく、今

一度「生身の表現」と「実在する空間」との生きた関係として、その原点のところから発想すること。

育成空間としてのホールづくり

舞台作品の創造活動に参加するために、多くの市民が表現の練習に励み、技術の習得を学ぶことになる。また、仲間たちや初めて出会う人々との協働の作業を通して、他者の存在を知ることになり、自分らしさを掴んでいくことになる。人が人を育て、教えることで自分も育っていく。そうした育み合うための様々な機会を提供する場として本施設がある。

文化の創造と交流を通して人々が育ち、地域文化を育てていくことのできる施設や設備のあり方として、以下の2点を基本の考えとして捉えておきたい。

- (a) アマチュア向けや子供向けという安直なレベルダウンを許すことなく、最上のものを観せ、聴かせることが大切である。
- (b) ハード的にもアマチュア用の易しい装置を用意するという配慮で事が済むわけではない。レベルの低いものでは結局人は育たないし、やる気のある人たちは、どんどんマスターして成長していく。

快適な鑑賞環境の実現

座席の寸法、前後の間隔をはじめ、座の高さ、背の傾斜、座面の硬さ柔らかさ、足先の余裕、空調方式、照明方式、鑑賞の邪魔にならない誘導灯や足下灯のあり方など、5つのホールそれぞれのコンセプトに適合する快適な鑑賞環境を実現すること。

スタッフが活動しやすい環境の実現

舞台スタッフは、仕込み、舞台稽古、ゲネプロ、本番と、長時間にわたって、コントロール室やシーリング投光室、スノコ等の厳しい条件下での活動を求められる。

また、舞台機構など、大掛かりな設備もあることから、作業に危険が伴う場合が多い。観客、公演者への質の高い利用環境の提供は、スタッフの見えない活動に裏打ちされており、スタッフの活動しやすい環境の実現は、サービスの質の更なる向上につながるものである。このことから、ホールの設計にあたっては、作業の安全性への配慮をはじめとして、効率的で動きやすい動線の確保、作業スペースに近接した休憩室やトイレ等の設置など、スタッフが活動しやすい環境の実現について、十分に留意した上で計画すること。

(3) 建築音響計画の考え方

全体に係る事項

各ホールそれぞれの内部だけでなく、聴衆が、共通ロビーからホワイエを経てホール客席へ至る過程で、建築を構成する空間デザインや照明の変化などに合わせた静かさや響きの違いなど、音響の面で豊かな体験ができるような総合的環境の魅力を計画する。

また、バックゾーンにおいても、出演者が楽屋での準備を経て出待ちスペースから舞台へと至るときに、同様の豊かな気持ちで舞台へ出て行けるような音響的環境を計画する。

相互の遮音・防振

施設を構成する各ホール及び諸室は、それらが各々の目的で同時に使用された状態で必要とする静けさが得られるような相互の遮音・防振の性能が備わっていることとする。

ホール音響計画の基本理念・目標

各ホールとしては、背景音（バック＝地＝暗騒音）が必要かつ十分に整除された静かな空間において、目的音（モチーフ＝図＝音楽や台詞）が豊かに生き活きと好ましく聴こえ、出演者と聴衆がインタラクティブに感動を分かち合える場とする。そのためには、下記の事項が要件となる。

- (a) 豊かな音量感があり、音が大きいこと…………… 音量の問題
- (b) 音像定位が明確で、音がしっかりしていること…………… 空間の問題
- (c) 適度な拡がり感と音に包まれた感じのあること…………… ”
- (d) 客席空間からの音が演奏者にも聴こえること…………… ”
- (e) 舞台上の演奏者に出ている音が良く聴こえること…………… ”
- (f) 音の粒立ち、歯切れが良く、明瞭度の高いこと…………… 時間の問題
- (g) 適度な残響があり、余韻が滑らかで美しいこと…………… ”
- (h) 音が時空的に響きわたり、自然に収斂していくこと…………… 時空の問題

上記の理念・目標を達成するための基本原理と具体化の方針

- (a) 定位を損なうことなく直接音の音量を支援する初期反響音（50ms 以内）を十分確保する。
 - … 1 回反射音
- (b) 直接音を確保し、初期反射音に適度な遅れを与える。
 - … 定位をよくするハース効果
- (c) 拡がり感に有効な側方からの比較的大きい遅れ時間の初期反射音を加える。
 - … 3 回程度までの反射音
- (d) 残響時間の長さばかりでなく、反射音の密度が高く減衰特性が滑らかであること。
 - … モミの木の形のインパルス応答
- (e) 直接音と初期反射音及び残響音に適度なレベル差と時間差があり、エコー等がないこと。

音量感	>	拡がり感	>	残響感
（直接音・初期反射音）		（2～3 回反射音）		（拡散音）
- (f) 音が反射を繰り返して空間を伝播していく過程で、適度に拡散・反射が行われ、音の集中・過疎がなく、時空的に偏在のないこと。
- (g) また、音が空間を伝播していく過程で、拡散・反射による拡がり感ばかりでなく、音が伝わっていることを認識させるための、いわばおこぼれの音の効果が返ってくること。
- (h) 外部音、他室音、空調音、作動音、人間の発音性も考えた総合的な背景音が制御されること。
 - … 有為音と無為音、定常音と突発音の関係

音響計画として特に留意すべき事項

- (a) 上記の諸原理を総合して、特に音質が「粗」になりがちな主階席中央エリアでの密実な音づくりを実現すること。
……音圧の高さ及び多方向からの反射音、拡散音の合成
- (b) 各ホールの内装材及び工法を吟味し、共振をおこさない良質な反射音が得られる反射部を構成するとともに、反射と吸音のメリハリを付けて、全体として濁りのない上質な音を実現すること。
- (c) 各ホールの音質の方向性として、コンサート系では中音域に対して低音域がフラット又はやや高まる周波数特性とし、舞台もの系では低音域がフラット又はやや下がる特性とする。また併せて、艶やかな音を得るために、中音域に対する高音域が下がり過ぎないような反射面の素材・仕上げを考慮すること。
- (d) 響きの多いホール空間における明瞭度の高い拡声設備
 - ・音楽系 3 ホール、すなわち音楽主目的大ホールのコンサート仕様の時、音楽主目的中ホール、音楽小ホールにおいては、要件に示す音圧の高さ、残響の長さ及び低音域のふくらみ等のコンサートにふさわしい響きの条件を確保した上で、アナウンス等の拡声について明瞭な伝達方法を確保すること。
 - ・全体域に対して一様な鋭い指向性のあるスピーカー、例えば面積のある平面スピーカーを設置し、その対向面を吸音することにより、演奏音等に対する残響は確保した上で、拡声音に対する残響エネルギーを極力抑えること。

注：平面音源

通常のスピーカーの点音源から出る音は全空間に満遍なく拡がり、自由空間で得られる音圧は距離が2倍になると1/2に(6dB)減衰する。線音源から出る音は水平方向には満遍なく拡がり、垂直方向にはほぼ線の幅で進むので、距離が2倍になると1/2(3dB)減衰する。これに対し、平面音源から出た音はその平面の前面のみに進むので、距離による減衰はない。

以上の基本原理及び具体化の方針の検討にあたっては、以下の資料に示すスペック(要求水準)を満たし、参考となる試設計の数値等を参照すること。

参考資料 6 - 1)、6 - 2)「建築音響計画 5 ホールの音響特性総括表」

参考資料 6 - 3)「建築音響計画 5 ホール室内音響特性検討図」

参考資料 6 - 4)「建築音響計画 直接音と反射音の時間・空間構造モデル」

(4) 音楽主目的大ホール

空間計画

- ・クラシックコンサートの音質を最重視したシューボックス型の幅が狭く高さが得られる室形とともに、客席からの視線の近さが得られる「多層バルコニー式シューボックス型ホール」を基本コンセプトとし、1,600～1,700席を確保する。基本的な室形のあり方については、参考資料 6 - 5)を参照すること。
- ・主階前方両脇部やサイドバルコニー席から舞台への視線計画に留意すること。
- ・客席1席あたりのゆとりにも留意すること。
- ・コンサート時と舞台もの時のそれぞれに最も適した空間形が得られるようにすること。

具体的には、コンサート時の高い客席天井面を下降させて気積と舞台開口高さを調節することにより、舞台もの用の大劇場へと転換する仕組みとすること。

また、それぞれの空間形において、舞台への視線条件、投光角度、音響条件、コントロール位置からの視界条件等を望ましい形で設定し、客席天井昇降に関しては、コンサート時と舞台もの時のそれぞれにおいて各部が十分に納まり、空間意匠が成立するように計画すること。

- ・コンサート時と舞台もの時の額縁開口は、目的に応じて高さを調節できるものとし、センター及びサイドのスピーカーを内蔵した三方枠の機能と意匠が常に保たれるように計画すること。
- ・客席前方側壁の位置、角度、形状等の計画にあたっては、初期側方反射音効果が得られることを最優先し、次にフロントサイド投光の仕込み用開口等の機能を充足させ、全客席から見える場所としての意匠を整えるものとする。
- ・舞台と客席を区画する防火シャッターは、舞台上の客席床面まで降りることとし、ピット使用時は、ピット床面まで降りるものとする。

音響計画

(a) 静かさの基準

- ・静かさの基準として、コンサート・舞台ものを含めた運用状態で NC - 12 を目標とし、NC - 15 をクリアすること。
- ・舞台もの時の演出用設備、機器の作動音は、客席最前部で 30dB (A) を目標とし、35dB (A) をクリアすること。

(b) 音圧・音質

- ・コンサート時の気積を 16,000m³程度に抑え、内部表面積と平均吸音率を極力抑えて、音圧の高さや密度の濃い音質の獲得に努めること。
- ・目標とする音響スペック及び具体化の参考数値を参考資料 6 - 1) に示す。表中のゴシック体表示の数字は、要求水準・スペックであり、明朝体表示の数字は、実現することが望ましい参考スペックである。

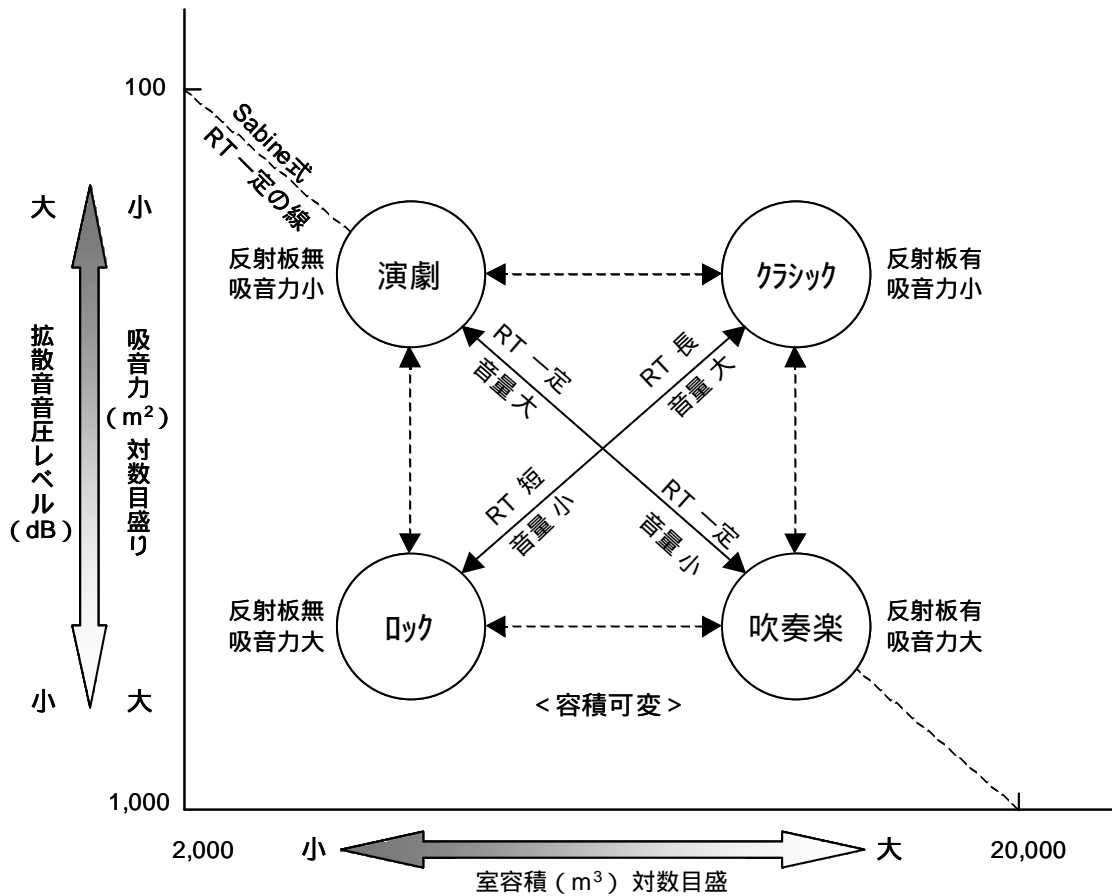
(c) 残響及び音質のコントロール

- ・客席の昇降天井による容積可変と客席各部に仕込んだ吸音力可変を組み合わせることにより、「残響可変」と「音響可変」を可能とし、様々な演目に対応するように計画すること。
- ・演目の違いにおける残響の長短、吸音力の大小及び反射板の有無等の設定の考え方については、下表「残響可変と音質可変の組み合わせの考え方」及び次頁「容積可変と吸音力可変の組み合わせによる音づくり」を参照すること。また、空容積と吸音力の設定による拡散音音圧レベルや残響時間特性の関係については、参考資料 6 - 3) を参照すること。

【残響可変と音質可変の組み合わせの考え方】

演目	残響	吸音力	反射板使用
クラシック	長	小	あり
演劇	短	小	なし
吹奏楽	長	大	あり
口ック	短	大	なし

【容積可変と吸音力可変の組み合わせによる音づくり】



(d) 音響反射板

- ・コンサート時の舞台部と客席部の音のつながりをよくするため、可動式音響反射板の天井高を十分に確保すること。また、指揮者・演奏者への返りや主階前方客席、バルコニー下客席への反射音の到達等を考慮した反射板各部の角度を設定すること。特にひな段を設けた場合でも指揮者等に十分な反射音が到達するよう垂直方向の角度に留意すること。
- ・安全確保と優れた音質を得るため、反射板は十分な強度をもち、共振しない十分な厚みと質量のダンピングの効いた仕上げとすること。また、舞台もの使用時に舞台運用の妨げにならない格納方法を計画するとともに、格納時の地震に対する安全確保の方法を講じること。
- ・望ましい反射音を得るための概略の室形検討とこれによる音線検討については、参考資料7-1)～5)を参照すること。

(e) 浮翼

- ・天井面から指揮者、演奏者、主階前方客席への初期反射音が遅れないようにするため、舞台中と舞台前に角度調整付き昇降式の「浮翼」を必要に応じて複数設けること。音響反射板と同様に、浮翼も安全性と音質確保、意匠計画に留意すること。

(f) 舞台ものの音響的課題

たとえ大ホールであっても、演劇・オペラ・ミュージカル等の舞台ものの音響は、生音によるアコースティックスが基本である。すなわち、生の台詞、生の演奏音が

うまく伝わり、うまく鳴りわたるような、ある程度の響きがあり、しかも明瞭度や位置の表現が得られる空間としての響きや音質の獲得が重要である。

また電気音響を用いる場合でも、それはあくまでも生音、生声の支援のためであり、効果音としての役割を持つものである。大ホールでは、電気音響を用いることが一般的だからといって、空間のアコースティックはいつでもよいのではない。空間そのものの響きが優れていればこそ、マイクを通した歌声も美しく聴こえ、効果音も迫力ある音に聴こえてくることになる。したがって、その場合の音響設備のあり方としては、生音を生かし、空間の響きを活かせるようなデリカシーが備わっていることが大切であり、併せて3次元空間としてのリアリティの表現性が求められる。

一方で、ロックや歌謡曲等のポピュラーコンサートでは、すべてが電気音響によって構成されるから、空間の音響特性も電気音響の鳴らしやすい条件にコントロールして用いるものとする。ただし、その場合も、むやみにデットな空間を指向してパワーだけに頼る方向ではなく、電気音響のクリアで充実した音がホール空間の響きにうまく乗るとともに、客席からの反応がステージへ十分に返ってくるような「乗りの良さ」や「反応の良さ」が得られるような空間の響きや音響設備の質の良さが求められる。

舞台計画

(a) 舞台の位置

- ・1階レベルの設置を基本とする。

(b) 舞台の規模

- ・間口 14.56m (8間)、奥行 14.56m (8間)、開口たっぱ 9.09m (30尺、ホリ高さ 40尺)、4ブリッジ編成の袖幕・文字幕による視線構成を標準形(ハウスプラン)とし、舞台内側の可動枠によって、間口幅を 10.92m~18.20m (6間~10間)、たっぱを 6.67m~12.12m (22尺~40尺)の開口調節ができるようにすること。
- ・舞台の標準形としては参考資料 7-3)、4)を参照すること。

(c) 舞台床

- ・舞台床は、オケピット迫とひな段迫を前後に持った鉄骨組立て式(床パネル 1.0間角ボルト締め)で、舞台最前部下にオケピット拡張部・プロンプターボックスを備えること。
- ・ひな段迫り部を含めたこれらすべての床は、コンサート時の床でもあることを考えて、振動に強い丈夫な下地と響きの良い十分な厚みのある床材によって構成すること。通常の床荷重は 500kg/m²とし、補強材を入れた場合 1t/m²とすること。

(d) 後部空間

- ・大道具の搬入出やリアプロジェクションに有効な後部空間を舞台中心軸上に設置すること。
- ・ただし、舞台としての使用時の静かさを確保すること。

(e) スノコ

- ・舞台フライ部のスノコは、二重式又はメカ用のワイヤ吊り下げ式とし、下段のスノコは点吊り及び照明・音響回路の作業用とすること。

(f) 客席吊り設備

- ・開口前にはプロセニウムブリッジ(スピーカー・照明基地内蔵)、持ち込みスピーカー用フライングシステム、トップサス用のパトン又はトラス、映像プロジェクタ

- 用昇降装置等の吊り設備を設けること。
- (g) 字幕スーパーシステム
 - ・ 舞台額縁の両サイドに字幕スーパーシステム (LED 方式等) を設けること。
- (h) 舞台面の回路等
 - ・ 舞台面への照明・音響・機構等の電源・信号線等の回路は奈落の周囲壁に設け、舞台面へは床パネルに設けた小切穴から取り出す方式とすること。舞台上の回路も周囲壁に設け、奈落回路と共通回路とすること。

その他の諸室

(a) 客席部の諸室

室名	特記事項
オーケストラピット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模は 120 m²程度とすること。 ・ 奈落階に通じる出入しやすい登退経路を設けること。 ・ 小迫り、手摺を内蔵すること。 ・ 床付きの譜面灯用コンセントを設けること。
監督室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客席後部各階のコントロール室の一部を充てること。 ・ 音量調整付きモニタースピーカーを設けること。
映写室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明室の一部に設けること。
照明コントロール室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客席後部各階のコントロール室の一部とし、舞台全体への視野が確保されること。 ・ 照明コントロール室は、映写室を兼ねること。このため、舞台開口に対する高さ (投射角度) に留意すること。
音響コントロール室	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミュージカルやポピュラーコンサートへの対応を考慮して、音響コントロール室のほかに主階後方の固定オープンブースを設けること。 ・ ブースの規模は、3 列×12 席分程度とし、中心軸上の位置、上方・側方からの音の聴こえ方、主階背後の音響機器室及び防火シャッターラインを超えた舞台内又は舞台後部からのケーブルラインの取り出し、ブースのガードカバー等に配慮すること。
フォロースポット室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客席後部コントロール室の最上階に設置し、40 m²程度とすること。
シーリング投光室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 箇所のシーリング投光室を昇降天井に内蔵すること。 ・ 投光室の幅は、間口いっぱい高さ 1,600mm 以上の十分な開口を有し、上下 2 段の器具取り付け用パイプを備えること。 ・ 室の内部は十分な吸音力を持たせ、コンサート時には反射天井面によって開口が閉ざされるものとする (参考資料 7 - 2)、7 - 4)を参照)。
その他の照明基地	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロントサイド投光、バルコニー前投光等の客席空間に露出する照明基地の扱いと吸音力調整を兼ねたシーリング投光室の扱いについては、意匠設計・音響設計と十分な調整を図ること。
床下椅子収納庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客席前方にオーケストラピット又は張り出し舞台を設置する場合の同位置の客席は、床ワゴンに取り付けたまま客席隣接部の床下に収納できるものとする。 ・ 床ワゴンの格納及び設置の作業が安全に能率的に行える機構を工夫すること。

(b) 舞台部の諸室

室名	特記事項
舞台スタッフ室	・舞台に近い位置に設け、規模は 40 m ² 程度とすること。
舞台ピアノ庫	・舞台レベルにコンサートグランドピアノ 2 台程度のピアノ庫を設けること。 ・温度、湿度の管理が可能なこと。
舞台備品庫	・舞台に近い位置に設け、規模は 100 m ² 程度とすること。 ・スチールデッキ、平台や幕類等の備品が容易に出入りできるように、その経路に配慮すること。
楽器庫	・ハープ、ティンパニー、チェンバロ等の多様な楽器の倉庫を舞台の近い位置に設けること。 ・温度、湿度の管理が可能なこと。 ・舞台及び音楽リハーサル室との搬送経路に配慮すること。
機構盤室	・舞台床又はスノコの近くに設けること。
照明盤室	・舞台スノコ又はギャラリーの近くに設けること。
音響盤室	・舞台床又はスノコの近くに設けること。

(c) バック部の諸室

室名	特記事項
楽屋事務所	・楽屋やカンティーネに近い場所に設けること。
楽屋ロビー	・オーケストラや合唱団、劇団、スタッフ等が来館した時の楽屋事務所横のロビーを指す。 ・カンティーネと併せて、多人数での集合やミーティングに対応可能なこと。
カンティーネ	・大ホール付きの出演者の休憩、食事、ミーティングの場。 ・規模は、150 m ² 程度とすること。 ・ミニキッチンにコーヒーマーカー程度が備わっており、食事はケータリングでの対応とする。 ・多人数の食事に対応できる排気設備を備えること。
制作スタッフ室	・出演カンパニーのマネージャーや制作担当者が入る控室。 ・楽屋口、特別楽屋及び舞台に近い位置とすること。
楽屋	・舞台同一レベル及び一層迫りのレベルに設けること。 ・指揮者、ソリスト用の特別楽屋をはじめ、小楽屋群、中楽屋群、大楽屋等を設けること。各楽屋での音出し・練習のため、天井高を 3.5m 以上とし、相応の響きを備えるとともに、楽屋相互間は 60dB 程度の遮音性能を備えること。
楽屋トイレ	・舞台同一レベルで、舞台への登退経路に近い位置に男女別に設けること。 ・使用音が楽屋通路に漏れない造りとすること。
衣装室	・楽屋群に近い位置に設けること。 ・洗濯機 2 台程度を備えること。
小道具室	・楽屋群に近い位置に設けること。 ・床山と兼用することが可能なこと。
荷捌き室	・バックヤードから大道具、楽器等が搬入された時の荷捌き及び一時置場。 ・リアプロジェクションを行う舞台後部空間と兼ねる場合は、舞台中心軸の配置と外界に対する遮音、内装仕上げに配慮すること。

室名	特記事項
楽屋ラウンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・出演者等が長時間バックゾーンに滞在する場合の息抜き、休憩の場。 ・外部へ視界が開かれた計画とすること。

(d) フロント部の諸室

室名	特記事項
専用ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ・最大 1,700 人の観客の入退場を捌くために、主ホワイエのレベル、広さの条件を補う手段として必要な場合は、1階に大ホール客専用のロビーを設けること。 ・案内、クローク、プログラム販売等を行えるような造りとする。
フロントスタッフ室	<ul style="list-style-type: none"> ・客の入退場、客席案内を行うフロント系スタッフの控室、主ホワイエ又は専用ロビーに近い位置とすること。
主催者控室	<ul style="list-style-type: none"> ・公演主催者が外部から来る場合の関係者控室。 ・主ホワイエ又は専用ロビーに近い位置とすること。
ホワイエ	<ul style="list-style-type: none"> ・客席のあるすべての階に、客席数に見合った広さで設けること。 ・観客が入退場時に滞留しないように、計画上配慮すること。 ・ピュッフェ機能を備えること。 ・ソファを設けること（参考資料 22 . を参照）。 ・公園が眺望できるように配慮した計画とすること。
客用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・客席のあるすべての階に、客席数に見合った規模で設けること。 ・全国の劇場・ホールにおけるトイレ事情を踏まえ、男女比率は男性 1 に対し女性 3 以上に設定すること。 ・トイレの順番待ちの列が、トイレの外（ロビー、ホワイエ）にまで続くことを考慮し、観客等が気兼ねなく順番待ちができるよう、設計上の工夫を行うこと。

(5) 演劇主目的中ホール

空間計画

(a) 客席部

- ・十分な高さを持った客席空間とし、主階席及び囲み型バルコニー席（固定席）を備える。可変式の客席を含め、500～600 席程度を確保する。
- ・多様な舞台形式への対応として、客席上部に 4 列の固定ブリッジを持つ。

(b) ユニット

- ・オープン形式を基本としながら、プロセニウム形式を含むさまざまな舞台形式を成立させるため、昇降床群によるレベル調整に加えて、以下のような縦型と平型の可動ユニットを移動するシステムを構築する。

縦型ユニット	-1 額縁ユニット × 2	プロセニウムサイドスピーカー、フロントサイド投光室、作業用階段等を内蔵した壁体
	-2 栈敷席ユニット × 4	2 層構成・2 段の栈敷席と上部コントロールギャラリー、各層への階段等を内蔵した壁体

平型ユニット	-1 柵席段床ユニット	柵席用段床で、移動用に分割したものを組み合わせて用いる。肘掛手摺を付属品として持つ。
	-2 ベンチ席段床ユニット	ベンチ席用段床で移動用に分割したものを組み合わせて用いる。

(c) 昇降床と各種ユニットによる多様な舞台形式の例

- ・昇降床群と各種ユニットを組み合わせることにより、「ア.何も無い状態」をベースに以下のようなオープン形式とプロセニウム形式の舞台形式に対応できるようにすること。
 - ア 何も無い状態
 - イ スワン座に似たスラスト形式
 - ウ ポディウム席の形式
 - エ プロセニウム形式
 - オ 能舞台の形式
 - カ 江戸歌舞伎小屋の形式
 - キ 舞台内小劇場
- ・オープン形式の代表としての標準形(ハウスプラン)及びプロセニウム形式の標準形(ハウスプラン)として参考資料 8 - 1)を参照すること。

(d) 縦型ユニットの安全性

- ・格納時及び使用時の縦型ユニットの地震による移動・衝突や転倒を防ぐため、ユニット下部は床に固定し、隣接する場合は相互に結合し、上部は壁、柱、ギャラリー等の丈夫な固定部にワイヤ、バー等で支持するものとする。

(e) 縦型ユニットの壁体

- ・2種の縦型ユニットは空間意匠上及び音響上の境界を構成する壁体としての役割を持つので、劇場空間を規定する意匠計画上の存在感と音響上望ましい反射面としての強度と性能を持つものとして計画すること。

(f) 防火区画

- ・中ホールは、舞台及び客席位置が多様に設定されるオープン形式を基本とする。
- ・したがって、定常的なオープン形式での上演を保障するため、全館避難安全検証法等により、舞台と客席を区画する防火シャッター等を設けない設計とすること。

音響計画

(a) 静かさの基準

- ・静かさの基準として、総合的な運用状態での暗騒音の目安を NC - 15 とし、NC - 20 をクリアする。
- ・演出用設備、機器を用いるときの作動音を客席最前部で 30dB (A) を目標とし、35dB (A) をクリアする。

(b) 演劇劇場としての音響設計指針

この中ホールを 500 ~ 600 席の規模にしているのは、視線の近さに加えて、生の声による演劇をきちんと成立させるためである。その場合、ある程度の響きはあったほうが音圧が稼げるし、声に血が通うといえる。また、その方が SE (効果音) もうまく乗る。明瞭度のために安易に吸音するのは、もともとの声のエネルギーを殺すことであり、演劇の生命を損なうことにつながる。

以上を踏まえ、演劇という芸術形式の基本であるところの、「生声による台詞をどれだけ十全に観客に伝えられるか」ということをテーマにして音響設計を行うこと。

(c) カブルド空間が抱える音響的問題点の解決

一般的な額縁式劇場（プロセニウム形式劇場）では、内装を施した客席空間と、巨大で高いフライズを持つ舞台空間が向き合い、視覚的にも音響的にも全く異なった性格の2つの空間が舞台開口部で結合する、いわば「カブルド空間」となっている。

客席空間と分離された舞台空間は、舞台演出用の機構や照明等の設備が充実した巨大な「からくり箱」であり、その発明によって、近代劇場は舞台表現の幅を飛躍的に広げたと言える。

しかしながら、そのカブルド空間をつないでいる舞台開口部は、視覚面の枠取りである額縁によって狭く絞られているため、舞台中に発せられた音声がうまく客席部に出て来ないという音響上の悩みを伴うことになった。

一方、演劇空間の成り立ちには、古来より舞台と客席が一つの空間（一つの世界、一つの宇宙）を共有するという、別の流れがあり、近年ではこうしたオープン形式（非額縁形式）の劇場空間を試みるものが、しばしば行われている。

演劇専用劇場の深化を目論む時に、これら額縁形式とオープン形式の二つの指向性を一つの空間の中で実現することが求められ、それが「プロセニウム枠の解体」という発想に至る。すなわち、額縁という本来は固定物であったものを可動にすることで、狭く絞られていたカブルド空間は一つの空間に戻り、オープン形式劇場の前提条件が生まれるとともに、音響的な分離という宿命的な問題点も解消されて、一つの空間、一つの宇宙の中を音が舞うということが可能になる。

つまり、フライ部の過大な気積を持った舞台部は、視覚的にも音響的にも闇夜の荒野のようなとりとめのない空間であるが、そこへ高さのある複数の縦型ユニットを持ち込んで囲い込み、その反射壁の巧みな配置により、視覚面・音響面の境界領域が設定されると、文字通りに客席部と一体になった空間世界が生まれることになる。可動の額縁ユニット、栈敷席ユニット等によるオープン形式空間により、カブルド空間の音響的問題点を解消するものとする。

舞台・客席計画

(a) 舞台標準形

- ・舞台は1階の設置を基本とする。
- ・多様な舞台形式の例として先に挙げた7つの形式のうちの1つに、額縁ユニットをセットしたプロセニウム形式がある。
- ・プロセニウム形式時の舞台幅 10.92m（6.0間）、舞台奥行 12.74m（7.0間）、高さ 9.09m（30尺）、4ブリッジ編成で水平高さ 12.12m（40尺）の袖幕、文字幕による構成を標準（ハウスプラン）とする。
- ・昇降床及び可動ユニット類の割り付けについては、参考資料 8 - 5)、6)を参照すること。

(b) 舞台開口

- ・標準を 10.92m（6間）×9.09m（30尺）とし、たっぱは 5.45m（18尺）～10.90（36尺）の開口調節ができること。

(c) 昇降床による舞台範囲の設定と舞台形状の可変

- ・客席前部と舞台部には複数の昇降床を設け、それらにより舞台範囲とそのレベル、

客席範囲とそのレベルを設定できるようにすること。

- ・昇降床、その上部の束立て床、それらに乗る可動ユニット類は全てX・Y方向の基本モジュールによって構成されるものとする。
- (d) 舞台袖及び後部舞台での縦型ユニットの格納
 - ・様々な形の舞台形式を組む時、使用しない縦型ユニットは、舞台運用上、支障のないように後部舞台又は舞台袖に格納できるようにすること。
- (e) 桝席による舞台前席とベンチ席
 - ・舞台前部、側部の桝席ユニットは、和式で使うときは脇掛手摺で仕切り、洋式で使う時はベンチ席を置いて対応する。使用しない桝席ユニットは、昇降床で下ろして床下に格納すること。
- (f) スノコ
 - ・フライ部のスノコは二重構造とし、上部を機構メカ用、下部を点吊り及び照明・音響回路作業用とする。
- (g) 移動昇降ブリッジ
 - ・フライ部の4本のブリッジは昇降及び前後に移動する方式とし、使用しない時は舞台後部に格納できること。
 - ・プロセニアムの額縁ユニットをはずしたオープン形式の時は、移動昇降ブリッジを客席の固定ブリッジと等高・等間隔に設定して、客席空間と連続する視覚的な一体感を作り出せるようにすること。
 - ・ブリッジの格納及び各形式での設定位置については参考資料8-1) 2) 3) 4)を参照すること。
- (h) 照明回路
 - ・照明ブリッジが移動するので、照明電源及び信号線は、スノコ上を走行するケーブルリールから下げてブリッジのコネクターに接続する。

その他の諸室

(a) 客席部の諸室

室名	特記事項
オーケストラピット	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な形式のオーケストラピットは設けない。ただし、その都度必要な大きさ、位置、形状のピットを設定して用いるものとする。 ・ピットの深さ、囲い面となる腰パネル、客席手摺等に留意すること。
監督室	<ul style="list-style-type: none"> ・客席後部のコントロール室の一部に設けること。 ・音量調節付きモニタースピーカーを備えること。
映写室	<ul style="list-style-type: none"> ・客席部又は舞台部に設置したデジタル映写設備を照明又は音響コントロール室から制御する。
照明コントロール室	<ul style="list-style-type: none"> ・バルコニー席背後に設けること。
音響コントロール室	<ul style="list-style-type: none"> ・音響コントロール室のほかに、主階席後方のオープンコントロールブースを設けること。 ・オープンブースの背後に音響機器室を設け、ブース及び客席・舞台の各部とケーブルをつなぐこと。
オープンコントロールブース	<ul style="list-style-type: none"> ・音響コントロール室の記述による。
フォロースポット室	<ul style="list-style-type: none"> ・コントロール室最上段に設けること。

室名	特記事項
固定コントロールギャラリー	・客席上部に固定でオープン形式のコントロールギャラリー、固定ブリッジを設けること。
床下桝席収納庫	・客席前部及びオープン形式用の桝席にユニットは、使用しない時には、客席床下に収納すること。

(b) 舞台部の諸室

室名	特記事項
舞台スタッフ室	・舞台に近い位置に設けること。 ・規模は 30 m ² 程度とすること。
舞台備品庫	・舞台に近い位置に設けること。 ・規模は 50 m ² 程度とすること。 ・能舞台、所作台等を収納するため、温度、湿度の管理をすること。 ・十分な大きさの搬出入口、舞台への連絡経路を設ける。
奈落	・舞台部の多面昇降床面が奈落面であり、その上に構成される束立床 (h=2,100mm 程度) のパネル面が舞台床となる。昇降床、束立床の詳細は提案による。
ピアノ庫	・舞台に近い位置に設ける。 ・グランドピアノ 1 台、アップライトピアノ 1 台が十分に納まる規模とすること。温度、湿度の管理をすること。
機構盤室	・舞台奈落又はスノコに近い位置に設けること。
照明盤室	・舞台スノコ又はギャラリーに近い位置に設けること。
音響盤室	・舞台スノコ又はギャラリーに近い位置に設けること。

(c) バック部の諸室

室名	特記事項
楽屋事務所	・舞台と楽屋に近い位置にバックヤードに面して設けること。
楽屋ロビー	・楽屋口と楽屋、舞台の間の通路の一部に設ける。
荷捌き場	・搬入口から舞台へ至る途中の通路とする。
楽屋	・舞台レベル及び次のレベルに、小楽屋、中楽屋、大楽屋の形で設けること。楽屋相互間は 60dB 程度の遮音性能を備えること。畳敷き楽屋への対応を配慮すること。
衣装室	・楽屋に近い位置に設けること。 ・洗濯機 2 台を備えること。
楽屋トイレ	・楽屋と舞台登退口に近い位置に設けること。 ・男女別とし、使用音が楽屋通路に漏れない造りとする。
浴室 (共用)	・楽屋に近い位置とし、男女別に設けること。 ・脱衣室、トイレを備えること。

(d) フロント部の諸室

室名	特記事項
フロントスタッフ室	・ホワイエに近い位置に設けること。
ホワイエ	・客席のある各階に、客席数に応じて設けること。 ・ピュッフェ機能を設けること。 ・ソファを設けること (参考資料 22 . を参照)。 ・公園が眺望できるように配慮すること。

室名	特記事項
客用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・客席のある各階に設けること。 ・全国の劇場・ホールにおけるトイレ事情を踏まえ、男女比率は男性1に対し女性3以上に設定すること。 ・トイレの順番待ちの列が、トイレの外（ロビー、ホワイエ）にまで続くことを考慮し、観客等が気兼ねなく順番待ちができるよう、設計上の工夫を行うこと。

(6) 発表もできる大稽古場（小ホール機能）

空間計画

(a) 基本コンセプト

- ・多様な空間活用の可能性を持った3層分のたっぱと約15m×約17m（8間×9間）程度のシンプルな平土間の基本空間による「立体広場型の多機能小空間」を基本コンセプトとする。

(b) プラットフォームと観覧席

- ・2種類の移動式観覧席を格納するプラットフォームと奈落収納庫を設けること。開口いっぱいの大型観覧席は電動式とし、小型の方は手動で格納し、分割して自由な位置に設置できること。

(c) ギャラリー

- ・コの字型に空間を囲む上階客席ギャラリーを設置すること。椅子を除いてコントロールギャラリーとして使用することもある。

(d) 様々な舞台形式

- ・電動ロールバック式観覧席と小型手動ロールバック式観覧席の組み合わせ及び昇降床を用いて、以下の舞台形式を構成すること。各形式の構成については、参考資料9-1)及び2)、3)を参照すること。

- ア 平土間形式
- イ 平土間エンド形式
- ウ 掘り込みエンド形式
- エ スラスト形式
- オ ボディウム形式

音響計画

(a) 静かさの基準

- ・総合的な運用状態での暗騒音の目標をNC-15とし、NC-20をクリアすること。
- ・演出に用いる設備、機器の作動音は、平土間面で30dB(A)を目標とし、35dB(A)をクリアすること。

(b) 音質

- ・ある程度の響きを持ちながら、フラッタ - 等の音響障害のない、よく拡散の効いた空間とすること。舞台位置は、正面エンドばかりでなく、センターや背後、片サイド等に設定されることもあることに留意し、極端なデッドエンドを作るのは避けること。

(c) 残響調節機能

- ・多様な演目・催事に対応するため、簡易な残響調節機能を備えること。

舞台計画

(a) 舞台床

- ・基本となる平土間は手組み式、50mm 角パイプ構成の束立て床とし、パネルの寸法は X・Y 方向の基本モジュールによって構成されること。また、その一部に掘り込みエンド形式を作る昇降床を備えること。
- ・奈落の深さは、2,100mm (7 尺) 程度とし、楽屋側から奈落への登退経路を設けること。

(b) スノコ

- ・スノコには乗込めるものとする。照明・音響の回路をブリッジ、バトンに落とすとともに、点吊りウインチの作業を行う。

(c) ブリッジの条件

- ・ブリッジは固定式とし、手摺、両側と下面の調光器・照明器具取り付け用パイプ、開閉式床、安全ベルトガイドワイヤ、調光器付き作業灯等を備えること。

(d) バトン

- ・スノコ下のブリッジの間にバトンが並び、ピッチは 303mm (1 尺) とする。

(e) コントロール位置

- ・機構・照明・音響の基本的なコントロール基地は最上階のコントロール室とするが、演目や舞台形式、仕込み状況に応じて、コントロール位置を上階ギャラリー、プラットフォーム、平土間の各所に随時設けられるように回路を配置すること。

その他の諸室

(a) 客席・舞台部の諸室

室名	特記事項
コントロール室	<ul style="list-style-type: none"> ・客席後部の最上部に設けること。 ・規模は、60 m²程度とすること。
コントロールギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・コントロール室床レベルと近い位置に、逆コの字型平面のコントロールギャラリーを設けること。 ・ブリッジへの乗り込みと照明・音響・美術の作業足場となる。
客席ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・客席プラットフォームとコントロール室の間のレベルに、コの字型平面の形で設けること。
客席プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・平土間床上 1,200mm 程度のレベルに設ける。両端に舞台レベルの階段を備える。
移動観覧席格納スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・客席プラットフォームの下部を格納スペースとすること。
備品倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台に近い位置、例えば客席下の奈落レベルに設けること。 ・40 m²程度。

(b) バック部の諸室

室名	特記事項
楽屋事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・楽屋通路の入口部分に設けること。
制作スタッフ室	<ul style="list-style-type: none"> ・楽屋事務所と兼用又は隣接して設けること。
技術スタッフ室	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールに近い位置に設けること。
楽屋	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台平土間に近い位置に、小楽屋、中楽屋の形で設けること。

室名	特記事項
衣装室	・楽屋に近い位置に設けること。
楽屋トイレ	・楽屋に近い位置に設けること。
機構盤室	・スノコ又はギャラリーに近い位置に設けること。
照明盤室	・スノコ又はギャラリーに近い位置に設けること。
音響盤室	・スノコ又はギャラリーに近い位置に設けること。

(c) フロント部の諸室

室名	特記事項
フロントスタッフ室	・小ホール入口に近い位置に設けること。
ホワイエ	・ホール平土間のレベルとし、そこから客席プラットフォームレベル及び客席ギャラリーレベルへの階段を設けること。 ・ベンチを設けること（参考資料 22. を参照）。
客用トイレ	・ホワイエ又は客用通路に面して設けること。 ・全国の劇場・ホールにおけるトイレ事情を踏まえ、男女比率は男性 1 に対し女性 3 以上に設定すること。 ・トイレの順番待ちの列が、トイレの外（ロビー、ホワイエ）にまで続くことを考慮し、観客等が気兼ねなく順番待ちができるよう、設計上の工夫を行うこと。

7 - 2 創造系施設

創造系施設は、市民の舞台芸術活動のうち、音楽練習、演劇稽古をはじめとする様々な学習、練習、稽古、作品創造、道具・衣装の製作作業、リハーサル等の創造活動を展開する場で、構成する主な諸室は以下のとおりである。

- (1) 音楽リハーサル室
- (2) 作業室
- (3) 大道具倉庫
- (4) アトリエ
- (5) 衣装製作室
- (6) 照明作業室
- (7) 音響スタジオ
- (8) 映像編集室
- (9) バンド練習室
- (10) 喫煙休憩室

(1) 音楽リハーサル室

用途

大ホール付きのリハーサル室で、主としてオーケストラ、合唱、吹奏楽のリハーサル、練習、創造活動を行う。オペラ、バレエ、ミュージカル等の練習、リハーサルを行うこともある。

規模

大ホール音響反射板設置時のステージの広さを確保する。

室数

音楽リハーサル室は、1カ所設置する。

位置

位置は大ホール舞台に近い場所とし、楽器の搬出入や大ホールの楽器庫からも近い位置に設置する。

空間計画及び音響条件

空間形及び音響条件は、限りなく大ホールのコンサート時に近い条件とする。具体的には以下のとおりである。

- ・静かさの基準は、運用状態で NC - 15 を目標とし、NC - 20 をクリアする。
- ・多少の残響調整や照明の調整が可能な簡易な設備を備える。
- ・可動式の側方壁を設け、大ホールの音響反射板に近い側方反射音が得られるようにする。
- ・客席側の開口にあたる壁面及び高さ 14m 以上の天井面を吸音面とする。また、反射板奥側にあたる天井は一部を反射板後部の斜め天井面に近い傾斜面とし、反射面として扱う。
- ・ロールバック式ひな段を備える。
- ・その他、音楽リハーサル室の空間構成及び諸スペックについては、参考資料 10 . を参照すること。

音響支援設備

音楽リハーサル室での音響環境を大ホールのコンサート仕様時のステージ内音響条件に近づけるため、客席からの反射音成分が違和感なく聞こえる電気音響設備を計画する。(一般設備として計画すること。73 頁の「11 - 1 - (2) - 21 音楽リハーサル室の音響支援設備」を参照)

(参考)

例えば、客席部壁面を吸音し、背後に N 個の平面スピーカーと M 個のマイクロホンを設置して、それぞれのマイクロホンからスピーカーへの実時間(大ホールコンサート仕様)でのインパルス応答の実時間畳み込み演算を行う装置を備える。(平面スピーカーの面上にマイクロホンを配置することにより音響帰還は原理的に生じない)

通常の点音源スピーカーを用いる場合には、壁面直前でも残響付加音源の存在を感じさせないようにスピーカー取り付け位置を後退させた上で、音響帰還に配慮する。

その他の条件

以下の点に配慮すること。

- (a) 大勢の関係者の出入りに対応できること。
- (b) 長時間使用を考慮した窓採光等の居住環境を備えること。
- (c) 近くに楽器庫、関係者控え室、更衣室を設けること。

(2) 作業室

用途

主に大道具、小道具の製作を行い、一部で鉄の溶接作業を行う。

規模

240 m²程度とする。空間として、12W×20D×10H 程度を確保する。

室数

作業室は 1 カ所設置する。

位置

材料、道具の搬出入のし易い 1 階とし、中ホール舞台及び小ホールとの近接性に配慮する。

空間計画

一部に画工場を設け、背景画を俯瞰できるギャラリーを設ける。作業室の構成については、参考資料 11 . を参照のこと。

その他の条件

以下の点に配慮すること。

- ・ 道具庫、材料庫、水場、鉄工場(溶接)、作業用のパイプ、バトン 2 本等を備える。
- ・ 大型の搬入用開口を設け、別に人の出入り口を設ける。
- ・ 作業及びチェック用に必要な照明設備、電源、エアコンプレッサー設備を備えていること。
- ・ 外光が入る造りとし、隣接空間に対する十分な遮音、防振を施す。
- ・ 排出する廃材、粉塵、匂い等が他の施設に影響しないこと。
- ・ 簡素だが丈夫な内装(床、壁、天井)とする。
- ・ 精度が高く強度のある水平の床を設ける。木工部は 24 mmベニヤ敷(床暖房)、鉄工部は 10 mm鉄板敷とする。
- ・ 木工(大道具、家具等)用の工作機械、備品を備える。
- ・ 画工場には絵具、有機溶剤の処理設備(3 段トラップ付排水)、換気システムを設けるほか、バトンに吊ったドロップに明かりを当てて、ギャラリーからチェックできる造りとする。
- ・ 作業室と大道具倉庫をつなぐガントリークレーン(2 t)を設ける。
- ・ 調光回路(30A×12)を備えた 20m長の昇降バトン 5 本を設ける。背景画及び床面に対するライティング計算ができる環境とする。
- ・ 作業空間を区分できるようにし、暖冷房、照明を個別に制御できるようにする。

- ・作業用電源として、単相 100V×30A の AC コンセントを十分な数量設ける。また、動力用電源として 3 相 200V×200A を設ける。
- ・作業用エアコンプレッサーを設け(防音区画のこと)、上部から降りて来る取出し口を各所に設ける。
- ・打合せ、図面作成、模型作成、小道具製作を行うアトリエを近い場所に設置する。
- ・共用の休憩室、トイレ、シャワー、給湯室を近い場所に設ける。

(3) 大道具倉庫

用途

舞台大道具の保管場所とする。

空間計画その他の条件

- ・200 m²程度の広さ、10m以上の天井高とし、十分な大きさの搬出入口を設ける。人の出入口は別に設ける。作業場と共用のガントリークレーンを設ける。大道具倉庫の構成については、参考資料 11. を参照のこと。
- ・床、壁、天井の仕上げは簡素で丈夫なものとし、馬立の取り付けやアンカー打ちができる構造とする。
- ・蛍光灯照明には緩衝用カバーを設ける。
- ・湿度調節ができること。

(4) アトリエ

用途

大部屋に舞台装置家、照明プランナー、音響プランナー、技術監督、舞台監督が集まり、個別ブースで作業を行うとともに、ミーティングを行う。

規模

100 m²程度とする。

室数

アトリエは 1 ヲ所設置する。

位置

各ホールのバックゾーンに近い位置とする。

空間計画その他の条件

- ・A0 図面を広げて打合せができること。
- ・舞台模型の製作、小道具の製作ができること。
- ・パソコンで CAD 図面作業、出力ができること。
- ・外光が入る環境とする。
- ・各作業に必要な備品類、道具・材料の収納棚を備える。

(5) 衣装製作室

用途

デザイン、パターン、カット、縫製、試着を行う。

規模

100 m²程度とする。

空間計画その他の条件

- ・デザイン、パターン、カット、縫製、試着の流れを組み込んだスペースレイアウトとし、必要な備品を備える。
- ・隣接して、染め場、洗濯場、乾燥室を設ける。

- ・隣接して、恒温恒湿の衣装保管室を設ける。
- ・外光が入る環境とし、更衣室を備える。
- ・簡素な内装仕上げとする。

(6) 照明作業室

用途

照明スタッフがミーティングと作業を行う。作業台、道具庫、備品棚、点灯テスト用の電源等を備える。

規模

50 m²程度とする。

(7) 音響スタジオ

用途

以下のような用途に対応する。

- ・演劇やミュージカル作品の音楽、効果音等の録音・編集
- ・クラシック・ポピュラー・邦楽等の演奏の録音
- ・各ホールやリハーサル室での演奏や上演の録音

規模

100 m²程度とする。

室数

音響スタジオは1カ所設置する。

位置

各ホールのバックゾーンに近い位置とする。

空間計画

室構成はメインスタジオ、ブース、調整室、マシンルーム、倉庫等とする。

音響条件

総合的な静かさとしてNC - 12 を目標とし、NC - 15 をクリアすること。

(8) 映像編集室

用途

デジタル映像の作成、加工、編集、試写、機器の修理等を行う。

規模

60 m²程度とする。

室数

映像編集室は1カ所設置する。

位置

各ホールのバックゾーンに近い位置とする。

空間計画その他の条件

- ・作業台、収納棚等を設け、試写スペースを確保する。
- ・照度コントロールが可能とする。
- ・プロジェクターの保管も兼ね、搬出入口に配慮する。
- ・作業用の十分な電源の他に、予備電源盤(单相 100V×100A、单相 200V×200A)を設ける。

(9) バンド練習室

用途

ロック等を中心としたポピュラーミュージックの練習場とし、館内諸室に影響が出ないだけの十分に遮音・防振の効いた室を4室設ける。

規模・室数

20 m²程度×4室とする。

位置

他施設に対する遮音・防振がとり易い位置とする。

空間計画

楽器預かり庫の設置及び楽器類の搬入出条件を考慮する。

音響条件

吸音傾向とするが、多少の調節ができること。

(10) 喫煙休憩室

バックゾーンに共用の喫煙休憩室（完全分煙型）を設ける。

7 - 3 交流系施設

交流系施設は、「広く市民に開かれ、誰もがいつでも入り易く楽しめる施設」という基本コンセプトの実現にとって重要な役割を担っており、本施設の「親しみやすく開かれた顔」となり、まちの界隈性を醸し出す「賑わいの場」として整備するものである。

交流系施設は目的や機能によって、「商業系交流施設」と「文化活動系交流施設」に大別される。これらの施設群は基本的に「交流ロビー」に沿って配置され、本施設の利用目的(鑑賞・創造活動・練習活動等)以外に、ここを訪れる人々に楽しさや興味を抱かせるという役割を持っている。交流ロビーは多方向に開いた複数のエントランスをつなぐとともに、各ホールや創造系施設へのアクセスを案内する「施設の背骨」のような中心的空間であり、市民の様々な活動の様子が垣間見える配置とする。

さらに、交流系施設の快適さや魅力づくりにとって、平中央公園は外部の交流空間でもあり、公園としての景観のみならず、本施設内の交流空間と密接な関係が重要となる。さらに外部に開かれた顔づくりと賑わいの創出に向けた商業系交流施設の導入動線計画にも配慮するものとする。

(1) 交流系施設の構成

交流系施設の構成は、以下のとおりとする。

商業系交流施設

- (a) 物販店舗(アートショップ等)
- (b) 飲食店舗(レストラン、カフェ等)

また、本施設の事業運営方針に則し雰囲気を損なわない範囲で、上記以外のテナント業務も認めることとする。

文化活動系交流施設

- (a) ギャラリーコーナー
- (b) インフォメーションセンター
- (c) 市民活動室
- (d) キッズルーム

(2) 物販店舗

内容

- ・舞台芸術関係の書籍・CD・レコード・チケット・アート関連グッズ、文具・雑貨、及び花等を扱う店舗を想定しているが、詳細は事業者提案によることとする。

規模

- ・200 m²程度を確保することとし、詳細は事業者提案によることとする。

店舗数

- ・1店舗以上とする。

位置

- ・1階交流ロビーに接するとともに、平中央公園に面することが望ましい。

その他の条件

- ・物資の搬出入とストック場所に配慮すること。

(3) 飲食店舗

内容

- ・市民及び来客にとって楽しみとなる充実したサービスを提供するレストランと、日々活動する市民や舞台関係者、スタッフ等の日常的な休憩、打合せの場としても利用可

能な、カジュアルサービスを提供するカフェを含んだものとする。

規模

- ・ 飲食施設全体として 300 m²程度を確保することとし、詳細は事業者提案によることとする。

店舗数

- ・ 2 店舗以上とする。

位置

- ・ レストランは、来場者はもとより誰もが自由に利用できるように交流ロビーに接し、平中央公園を眺望できる位置が望ましい。
- ・ カフェは音楽館 1 階の事務所跡を想定しているが、本施設内に設けることも認めることとする。カフェを音楽館 1 階の事務所跡以外に設置する場合には、ホールのバックゾーンや市民活動の中心となる創造系施設に近接するエリアへの配置が望まれる。

その他の条件

- ・ 食材の搬入、厨芥の搬出ルート確保、厨房の排気ルートに配慮し、匂いが館内に漏れないように十分な対策を講じること。
- ・ ピュウフェの運営及び舞台関係者に関するケータリングサービスに対応すること。

商業系交流施設については、全体として 500 m²以上の面積を確保すること。

(4) ギャラリーコーナー

内容・位置

- ・ 交流ロビーの一隅に設けることとし、展示・広報用の壁面又はアルコーブを利用すること。

規模

- ・ 100 m²程度を確保すること。

その他の条件

- ・ 展示用の壁、レール、照明等に配慮する。

(5) インフォメーションセンター

内容

- ・ 来館者にわかりやすい位置に設けた案内、広報、情報提供を行うセンターで、本施設の外に向けた窓口であり、各種相談や手続き等も行う。

規模

- ・ 100 m²程度を確保すること。

室数

- ・ インフォメーションセンターは 1 カ所とすること。

位置

- ・ 運営事務室に開いた形で続く関係とする。

(6) 市民活動室

内容

- ・ 市民スタッフやボランティアが日常的に活動する場。打合せ、連絡、コンピューター操作、コピー、ファックス、印刷、製本等を行う諸室とする。
- ・ 可能な限りオープンな形で設けること。

規模

- ・ 120 m²程度を確保すること。

室数

- ・ 1ヵ所以上とすること。

位置

- ・ 交流ロビーに接した位置が望ましいが、事業者提案によることとする。
- ・ 運営事務所やキッズルームに近い位置へ計画すること。

(7) キッズルーム

内容

- ・ 保護者等が文化活動に関わっている間、幼児が楽しく安心して遊んでいられる場所。

規模

- ・ 100 m²以上を確保することとし、詳細は事業者提案によることとする。

位置

- ・ 交流ロビーに配置することとし、幼児の安全確保に配慮して利用者の目の届く位置に配置し、適切な計画（キッズルーム内のレイアウト等）とすること。
- ・ 採光や自然通風を確保できる位置に計画することが望ましい。

その他の条件

- ・ 幼児用及び大人用のトイレや洗面・手洗い場スタッフの控室・倉庫等を適切に設けること。

7 - 4 管理系施設

(1) 施設の構成

管理系施設として、運営事務室（オープン形式及びクローズ形式）、事務系倉庫等と、事業者サイドの中央監視室（防災センター）、管理事務所、警備室、清掃員控室を備える。

(2) 位置

運営サイドと維持管理サイドとの密接な協力体制が実現されるように、両サイドの管理系諸室の位置関係に留意する。

特に運営事務室（オープン形式）は、文化交流事業の中核機能を担う場所であり、1階の交流ロビーに面していることが望ましい。

7 - 5 共用スペース

共用スペースとしては、面積計算上、エントランス、交流ロビー、通路階段、エレベーター・エスカレーター、ホワイエ、トイレが含まれる。

(1) エントランス

- ・エントランスの配置等については、「第2 - 6 動線計画上の条件」に基づき適切に設定すること。
- ・各エントランスには、傘立てを設置すること。詳細については、参考資料 22 . を参照すること。

(2) 交流ロビー、通路・階段

- ・交流ロビー及び通路・階段の配置等については、「第2 - 6 動線計画上の条件」に基づき適切に設定すること。
- ・交流ロビーには、ソファ、ベンチを設置すること。詳細については、参考資料 22 . を参照すること。
- ・全体に段差をなくし、平面又は緩勾配のスロープにて連絡できるものとする。

(3) エレベーター・エスカレーター

- ・事業者の提案に基づき、適宜設定すること。

(4) ホワイエ

- ・各ホワイエについては、「第2 - 7 - 1 ホール系施設」の項を参照すること。

(5) トイレ

- ・楽屋トイレ、ホワイエ付近のトイレについては、「第2 - 7 - 1 ホール系施設」の項を参照すること。
- ・交流ロビーの一角に、客用トイレを設けること。
- ・施設内にオストメイト型トイレの導入を図ること。

(6) ロッカーコーナー

- ・交流ロビーの一角に、ロッカーコーナーを設けること（クローク機能は、各ホールで対応することとする）。

(7) サイン

サインは、国際化への対応を踏まえた上で、主に次の項目について計画する。

施設名称サイン

施設名称（館名）を表示するサイン。

- ・施設外部に施設の名称を知らせるサインを設置すること。

施設案内全体サイン

施設内容や各階、各室構成等、施設全体を案内するサイン。

- ・エントランス回り、交流ロビー、エスカレーター回り、階段回り等、外部からの動線に面する場所に設置すること。

施設内誘導サイン

施設内を移動する際に、誘導するサイン。

- ・各エントランス回り、交流ロビーの各所、各エスカレーター・エレベーター、階段、廊下へのコーナー前などの要所に、各室・トイレ・ロッカー等に誘導するための分かりやすいサインを設置すること。

室名サイン

各室及び設備（電話機等）の名称を表示するサイン。

- ・各室の入口又は分かり易い場所に、室名を表示するサインを設置すること。その際、必要に応じて、「使用中」の表示や、「一般利用者立入りお断り」などのサインを設置すること。

公演・催事・企画告知サイン

主にホールで開催される各種公演や、施設内の催事・企画などの内容を告知するサインボード類を設置すること。

- ・施設外部、各エントランス回り、交流ロビー、エスカレーター回り、階段回り等、「施設案内全体サイン」と同様な外部からの動線に面する場所に設置すること。

商業系交流施設サイン

レストラン、物販店などの商業施設の名称と内容を案内するサイン。

(a) 施設外部サイン

外部からも見える分かり易いサインを設置すること。その際、施設全体のファサードと整合性のあるデザイン、設置場所に配慮する。

(b) 施設内部サイン

店名表示、内容表示など、分かり易いサインを設置すること。その際、デザイン、設置場所など、統一性を持たせること。

各サインの増設等

- ・事業期間中に各サインの増設及び取替えができるようあらかじめ予備を用意しておくこと。

8 外構

- (1) 外構の工事範囲は、本施設及び音楽館の建物本体を除く敷地全体とする。
- (2) 外構設計にあたっては、周辺道路、平中央公園及び新川河川敷との整合に配慮する。
- (3) 外構各部のレベル及び勾配は、外周道路レベル及び建物出入口レベル、搬入レベル等に整合するものとして計画する。
- (4) 以下の外構各部は、各々の用途に適した強度、耐久性および美観に配慮した地業や仕上げの計画とする。
 - 車路及び駐車場(11tトラック対応)
 - 駐輪場
 - 犬走り及び歩道
 - 市民コート(一部は11tトラック対応)
 - オープンデッキ(カフェの周囲)
 - 植栽
- (5) 建物の出入口と接する犬走り及び歩道、オープンデッキ、車路等が長期の地盤沈下により入口とレベル差が生じないように措置を講ずること。
- (6) 新川緑道との整合については、外構設計の方針を基に管理者(県)と調整すること。
- (7) 道具搬入口及び駐車場入口の公道に面する位置には管理上の措置を講ずること。
- (8) インフラ引込み管の位置、レベル、形式は、既存管の処理を含めて設備設計と十分に調整するとともに、長期の地盤沈下及びメンテナンス・改修のし易さに配慮すること。

9 舞台設備、舞台備品及び楽器

9 - 1 共通事項

- (1) 舞台設備の設計、製作、施工及び舞台備品と楽器の納品の業務に関わるにあたっては、本事業の基本コンセプト、施設が備えるべき基本性能、施設構成等によく目を通し、十分に理解した上で着手すること。

- (2) 特に本書「第2 - 7 本施設の諸室内容」において記載している各施設のコンセプトや諸条件、実現したい目標等を理解し、建築空間の成り立ち、構造や意匠、建築音響、一般設備及び他の舞台設備との関連性を十分に配慮した上で、担当分野の計画を進めること。
スペース条件(寸法体系や収まり具合)、荷重条件、静かさの条件等は、関連する分野が協力し合って総合的に解決されるものである。

- (3) 各舞台設備システムについては、基本となる考え方及び具体化の一例を参考資料に試設計又は試案の形で示した。しかしながら、事業者においては、基本となる考え方に基づきながら、それをより優れた形で実現できる別の独創的な、また先進性に富んだ解決策を提案されることを期待するものである。

- (4) 各舞台設備と組み合わせて用いる機器類・備品類は参考資料 18・19・20 に一例を示した。本書の方針に基づきながら、同等品又はそれ以上のものについて、独創的な機器、備品の提案を期待するものである。

- (5) 本書に示される各部スペックは、現段階において想定している要求水準であり、事業提案時にはこの要求水準を満たして積算を行うこととする。ただし、事業者は、本施設完成前に、その時点の同要求水準以上で同価格帯の舞台設備・舞台備品の具体的なスペック、機器を提案し、市側の了承を得た上で機器等を選定すること。なお、当該時点で市側からも候補を挙げ、試用や視聴を行い、協議により決定できるものとする。更新時点における選定手続きも同様とする。

- (6) 舞台設備・舞台備品・楽器について、原則としてリースによる提供は認めない。事業者は、事業提案時に提案した更新計画書に基づき、舞台設備・舞台備品の更新時期の到来前に市と更新実施に関する協議を行い、当該協議結果を踏まえて適切に更新を行うこととする。

- (7) 舞台設備・舞台備品においても、省エネルギーに配慮し、メンテナンス費用がかからないような計画とすること。

9 - 2 舞台機構設備及び備品

(1) 基本的事項

- ・各ホール内の舞台機構設備は、舞台形式の転換や空間形の変化を行い、重量物を載荷する役目を持つものであるから、寸法体系、荷重体系、耐震と作動時の安全性、操作性等に配慮した設計とすること。
- ・舞台の演出に用いる機構設備は、スムーズな動きのスペックに加えて作動時の静粛性を重視すること。
- ・形式転換や仕込みに用いる機構設備は、必要なスペックと適度な効率性が得られた後は、イニシャル、ランニングのコストダウンを重視すること。

(2) 機構操作卓について(音楽主目的大ホール、演劇主目的中ホール、発表もできる大稽古場共通)

機構操作卓の基本概念

- ・仕込み、本番、解体の各作業において、手順を踏まえた操作性を実現する。
- ・距離、時間、速度の整合性を保ちながら、十分な精度が追求されたものとする。
- ・各劇場の操作卓は、ギャラリーレベル(コントロール室レベル)とフロアレベル(舞台床レベル)に同性能の卓を備え、フロアレベルの卓は無線方式とする。
- ・操作卓のPC部分、CRT部分は汎用品を使用すること。
- ・操作卓のPC部分は、各劇場とも同等品とする。
- ・PC部分のトラブルに対するバックアップシステムを備えること。
- ・操作卓に関してのトラブルシューティング機能を備えること。
- ・操作卓がダウンした場合、モーター直入れで作動させることができること。
- ・騒音の出ない操作卓とすること。
- ・日本語入力ができること。
- ・ランニングコスト及び中・長期にわたってのメンテナンスコストを極力抑えた卓とすること。
- ・操作が分かり易い卓であること。
- ・操作ボタン、CRTが見易いものであること。
- ・分かり易い取り扱い説明書が付くこと。
- ・プログラム運転データはオフライン入力が可能なこと。
- ・インターネットに接続されていること。

機構操作卓の機能と使い勝手

- ・プログラム運転ができること。
- ・同期運転ができること。
- ・可変速運転ができること(1cm/sec ~ 200cm/sec)。
- ・ボタン荷重が最大1.5倍まで制御できること。
- ・ボタン等の停止精度が高いこと。
- ・ボタン位置リミットの設定と解除ができること。
- ・複数ボタンの停止位置のメモリー機能(20メモリー以上)があること。
- ・数値入力はテンキーで行うこと。
- ・運転操作方法として以下の運転方法をプログラムに分類し、相互の整合性を付けること。
 - (a) 距離入力運転
 - (b) 速度入力運転

(c) 時間入力運転

(d) 可変速運転

(e) 単独運転

(f) 同期運転

- ・単独運転時のボタン操作の際に、保持運転と押切運転の2モードが選択できること。
- ・単独運転の時に可変速運転ができること。
- ・同期運転として、同時に40台の操作が可能なこと。
- ・同期運転のボタン操作の際に、保持運転と押切運転の2モードが選択できること。
- ・同期運転の時に可変速運転ができること。
- ・プログラム運転として、同時に20台までの操作が可能なこと。
- ・プログラム運転時に、単独運転及び速度介入ができること。
- ・不要なインターロックがないことと、掛かっているインターロックが表示されること。
- ・インターロック異常等のメッセージ表示がされることと、解決方法が表示されること。
- ・CRTは21インチの液晶型を使用すること。

(3) 音楽主目的大ホール
床機構

領域区分	No.	名称	寸法 (m)		行程 (m)	台数	駆動方式 (kw)	積載荷重 kg/m ²		速度介入	停止箇所	レベル表示	レベル設定	シーン設定	同期	静粛性	備考
			幅	奥行				厚さ	運転時								
客席	A01	オーケストラ ピット迫り	20.0	6.2	4.0	1				-	5 任意					-	客席椅子搬送機能を兼ねる 横長小迫り内蔵、手摺連動式
舞台	A02	オーケストラ ヒナ段迫り	14.4	1.8	5.0	1				-	3					-	ロールバック式ヒナ段(3段)を内蔵、舞台備品、楽器搬送機能を兼ねる

吊り機構

領域区分	No.	名称	寸法 (m)		行程 (m)	台数	駆動方式 (kw)	積載荷重 kg/m ²		速度介入	停止箇所	レベル表示	レベル設定	シーン設定	同期	手動可変速	静粛性	備考
			幅	奥行				厚さ	運転時									
客席	B01	昇降プロセニアムブリッジ	18.0	1.8	6.8	1				-	3 任意						-	下端40尺を標準使用レベルとし、上部格納レベルを上限、床上2尺を下限とする。プロセニアムセンタースペースカー、照明バトン内蔵
	B02	昇降回転式 浮翼	20.0	2.4 3.8		1 1				-	2						-	昇降天井及び音響反射板内に内蔵、レベル、角度調整付
客席	B03	客席昇降天井	22.0	33.0		1				-	2						-	第1、第2シーリング投光室、シーリング開口扉、吸音可変扉内蔵
	B04	壁内蔵残響 可変装置								-	2 任意						-	建築音響要求水準に基づいた計画目的に応じた運用プログラムの確率が必要
	B05	天井内蔵残響 可変装置								-	2						-	建築音響要求水準に基づいた計画目的に応じた運用プログラムの確率が必要

領域区分	No.	名称	寸法 (m)		行程 (m)	台数	駆動方式 (kw)	積載荷重 kg/m ²		速度介入	停止箇所	レベル表示	レベル設定	シン設定	同期	手動可変速	静粛性	備考	
			幅	奥行 高さ				運転時	静止時										
客席	B06	フライングSP 昇降装置				2				-	2 任意					-	-	使用時、格納時の意匠性に留意	
	B07	プロジェク ター昇降装置				2				-	2 任意					-	-	使用時、格納時の意匠性に留意	
舞台	B08	インナープロ セニアム織枠	4.0	0.3 13.0		1対				-						-	-	間口可変方式	
	B09	昇降第1 ブリッジ	24.0	0.8		1				-	3 任意					-	-	上部見切り用枠を兼用	
	B10	昇降横行第2 ~4ブリッジ	24.0	0.6		3				-	3 任意					-	-	手動昇降文字幕共吊り、器具搬送用リフト、乗り込み渡り橋を内蔵	
	B11	昇降重量 バトン	23.4			45			500kg / 本	-	2 任意							幕用、美術用、照明用を兼用角と丸のダブルパイプ式両端9尺取り出し式両端吊り点を縦につなぐとサイドバトンに	
	B12	可動音響 反射板				一式				-	3							-	大、小2パターン設置、舞台後部及び袖上部に格納

(4) 演劇主目的中ホール
床機構(本リストは、床機構3方式のうちのBの例。提案内容に応じて内容を変えて計画する)

領域区分	No.	名称	寸法 (m)		行程 (m)	台数	駆動方式 (kw)	積載荷重 kg/m ²		速度介入	停止箇所	レベル表示	レベル設定	シン設定	同期	静粛性	備考
			幅	奥行				厚さ	運転時								
	D01	大昇降床	7.0	6.0		3				-	3 任意			-	-	-	束立床を背負ったダブルデッキ方式
	D02	中昇降床	4.6	6.0		1				-	3 任意			-	-	-	束立床を背負ったダブルデッキ方式 花道昇降床との同期
	D03	小昇降床	4.0	6.0		1				-	3 任意			-	-	-	束立床を背負ったダブルデッキ方式 小昇降床同士の同期
	D04	小昇降床	3.0	6.0		3				-	3 任意			-	-	-	束立床を背負ったダブルデッキ方式
	D05	花道昇降床	1.4	6.0		1				-	3 任意			-	-	-	束立床を背負ったダブルデッキ方式 スッポン送り(静粛性必要)内蔵、 中昇降床との同期
	D06	額縁 ユニット	6.0	4.5	12.0	2				-	-			-	-	-	フロントサイド投光室、サイドス ピーカー内蔵、内部4層構成、空気 圧浮上により手押し移動、床アン カー装置付、倒れ防止装置付
	D07	機軸席 ユニット	6.0	3.0	10.0	4				-	-			-	-	-	内部3層構成、ベンチ席2層付、最 上階コントロールギャラリ、空気 圧浮上により手押し移動、床アン カー装置付、倒れ防止装置付

No.	名称	寸法 (m)		行程 (m)	台数	駆動方式 (kw)	積載荷重 kg/m ²		速度 m/分	速度介入	停止箇所	レベル表示	レベル設定	シーン設定	同期	静粛性	備考
		幅	奥行				運転時	静止時									
D08	樹皮段床ユニット				一式					-	-	-	-	-	-	-	適宜分割の上、フォークリフト等で移動、不使用時は床下へ格納
D09	ベンチ席段床ユニット				一式					-	-	-	-	-	-	-	適宜分割の上、フォークリフト等で移動、不使用時は床下へ格納

吊り機構

領域区分	No.	名称	寸法 (m)		行程 (m)	台数	駆動方式 (kw)	積載荷重 kg/m ²		速度 m/分	速度介入	停止箇所	レベル表示	レベル設定	シーン設定	同期	手動可変速	静粛性	備考
			幅	奥行				運転時	静止時										
客席	E01	昇降プロセニアムブリッジ	13.5	1.8	17.0	1					-	3 任意		-	-	-	-	-	額縁ユニットと位置の整合を図った上で昇降、照明バトン内蔵
	E02	フライングSP昇降装置				2			1000kg / 台		-	2 任意		-	-	-	-	-	
	E03	プロジェクター昇降装置				1					-	2 任意		-	-	-	-	-	
舞台	E04	昇降横行ブリッジ	20.4	0.6		4					-	3 任意		-	-	-	-	-	不使用時に後部上方に格納12.0h x @3.64ピッチが基本位置器具搬送用リフト、乗り込み渡り橋内蔵
	E05	昇降重量バトン	20.0			48			500kg / 本			2 任意							幕用、美術用、照明用を兼用両端6尺取り外し式両端つり点を縦に繋いでサイドラダー

領域区分	No.	名称	寸法 (m)		行程 (m)	台数	駆動方式 (kw)	積載荷重 kg/m ²		速度 m/分	速度介入	停止箇所	レベル表示	レベル設定	シーン設定	同期	手動可変速	静粛性	備考
			幅	奥行				厚さ	運転時										
舞台	E06	後部舞台バトン	23.0			4			500kg / 本		-	2 任意			-		-		

(5) 発表もできる大稽古場(小ホール機能)
床機構

領域区分	No.	名称	寸法 (m)		行程 (m)	台数	駆動方式 (kw)	積載荷重 kg/m ²		速度 m/分	速度介入	停止箇所	レベル表示	レベル設定	シーン設定	同期	手動可変速	静粛性	備考
			幅	奥行				厚さ	運転時										
	G01	昇降床	15.0	4.0	2.1	1					-	3 任意			-				手動式ローバルバック椅子及び掘り込み用階段を組み合わせて用いる

吊り機構

領域区分	No.	名称	寸法 (m)		行程 (m)	台数	駆動方式 (kw)	積載荷重 kg/m ²		速度 m/分	速度介入	停止箇所	レベル表示	レベル設定	シーン設定	同期	手動可変速	静粛性	備考
			幅	奥行				厚さ	運転時										
	H01	昇降バトン	11.0		9.5	25			500kg / 本			2 任意							バトン同士の同期 角と丸のダブルパイプ式

(6) 音楽リハーサル室

種類		要求水準等
J01	オーケストラひな段	・ロールバック式ひな段は4段構成とし、仕様・寸法は大ホールのひな段に準ずるものとする。参考図 10 - 1)を参照のこと。
J02	可動式側壁	・大ホールコンサート仕様の時に近い音響条件を求めるときに、両側壁を開いて大ホール音響反射板の側壁と同じ角度に設定する。10.0W×12.0H程度。参考資料 10 . を参照のこと。
J03	昇降ボタン	・吸音面側に開口いっぱいのドロップ等を吊れるボタンを設ける。18.0W の長さ、12.0H の昇降ストローク。

(7) 作業室

種類		要求水準等
L01	昇降ボタン	・12.0W×1本、15.0W×1本 ・各8.0Hの昇降ストローク、500Kg/本
L02	ブーム型クレーン(1台)	・ブーム長 8.0L、昇降ストローク 5.0H ・1t / 本
L03	ガントリークレーン	・クレーン長 6.0m 走行距離 40.0m 昇降ストローク 10.0H ・2t / 本 参考資料 11 . を参照のこと。

(8) 音楽主目的大ホール大道具搬入口

種類		要求水準等
M02	ブーム型クレーン(1台)	・ブーム長 8.0L、昇降ストローク 5.0H ・1t / 本

(9) 演劇主目的中ホール大道具搬入口

種類		要求水準等
N02	ブーム型クレーン(1台)	・ブーム長 8.0L、昇降ストローク 5.0H ・1t / 本

(10) 作業室大道具搬入口

種類		要求水準等
O02	ブーム型クレーン(1台)	・ブーム長 8.0L、昇降ストローク 5.0H ・1t / 本

(11) 大道具倉庫搬入口

種類		要求水準等
P02	ブーム型クレーン(1台)	・ブーム長 8.0L、昇降ストローク 5.0H ・1t / 本

(12) 舞台機器・備品

各ホール舞台備品、共通備品、作業室備品、衣装製作室備品については、参考資料 18 . を参照のこと。

9 - 3 舞台照明設備及び備品

(1) 調光システム(音楽主目的大ホール、演劇主目的中ホール、発表もできる大稽古場共通)

- ・制御信号は、DMX - 512 とイーサネットを組み合わせた方式とする。
- ・制御チャンネル数は 4,000 ~ 5,000 とするが、さらに多いことは望ましい。
- ・主卓は容易に移動できる形式とし、バックアップとして同一卓をもう一台備える。(バックアップ卓は、仕込み時やリハーサル時にデザイナー卓として使用する)
- ・主卓は一般照明の操作を主とするが、ムービング、チェンジャー等との一括操作も容易に可能なものとする。
- ・主卓、バックアップ卓のほかに、ムービング専用卓 1 台を備える。
- ・ムービング卓で入力したデータが主卓に合成できること。(本番は主卓のみで操作する)
- ・主卓、バックアップ卓、ムービング卓とも主要なムービング機器、チェンジャー機器等の基本データのソフトを内蔵するか、又は、容易にインストールできる機能を持つものとする。
- ・主卓、ムービング卓とも、各ホールのコントロール室以外の客席内、舞台上、ギャラリー、奈落等、ホール内のどこにでも設置できる信号コネクターボックスを複数備えるものとする。
- ・外部からの持込み卓に対しても、同様の対応がとれる仕様とする。
- ・現在の COMOS (コモス) データとの互換も可能とすること。
- ・オフラインシステムとして、汎用パソコンで入力したデータを主卓へ容易に入力できるものとする。
- ・コントロール室には、客電及び作業灯、避難誘導灯及び客席足下灯の消灯システム等の単独操作盤を備えるものとする。
- ・主卓でも、客電、作業灯等の制御ができること。
- ・ロビー、ホワイエ、前室の照明コントロール操作をホール運用に適した場所に設置すること。
- ・主卓、ムービング卓とも、そのバージョンアップが容易に、また経済的にできること。
- ・調光システムは、ワイヤレスリモコン装置を持つこと。
- ・インテリジェント調光器からの情報をフィードバックし、モニター表示できること。
- ・以上の仕様に対応した卓を新たに開発し、製作してもよいし、海外製品をアSEMBLすることでもよい。性能面、コスト面、メンテナンス面等を総合的に判断して計画する。
- ・発表もできる大稽古場(小ホール機能)は、主卓×1、ムービング卓×1、フェーダー付メモリー卓(可搬型)×1とする。主卓は、大・中ホールと同一のもの。

(2) 主幹盤

- ・音楽主目的大ホール用 700 ~ 800KVA (調光用)
- ・演劇主目的中ホール用 700 ~ 800KVA (調光用)
- ・発表もできる大稽古場用 150 ~ 200KVA (調光用)
- ・他に ND 用、200V 機器用、動力用、仮設電源盤用等の電源を各ホールに備えるものとするが、調光用と ND 用の比率等は各システムの提案に含めて計画すること。

(3) 調光基盤

- ・音楽主目的大ホール用調光器 600 台 (3KW、4KW、6KW、10KW に振り分ける)
- ・演劇主目的中ホール用調光器 750 台 (同上)

- ・発表もできる大稽古場用調光器 200 台 (同上)
- ・音楽主目的大ホール用 ND 回路 100 回路 (6KW、100V、200V の切替えを可とする)
- ・演劇主目的中ホール用 ND 回路 100 回路 (同上)
- ・発表もできる大稽古場用 ND 回路 30 回路 (同上)
- ・各ホール制御信号パッチ盤 (各照明基地に備える)
- ・以上の調光器、ND 回路の振り分けの詳細は、以下の照明基地の設定によるものとする。
- ・可搬移動調光器のファンノイズは、各ホールの運用状態の静かさの基準内であること。
- ・調光器は、すべて納入時点で最新のインテリジェント機能と同等、又はそれ以上の機能を有するものとし、その情報が調光卓へフィードバックされ、モニター表示されるものとする。

(4) 回路配置

調光回路と ND 回路の比率により、独自のシステムを提案し、計画するものとする。以下に示す回路配線は、従来より行われてきた「固定調光回路を主に構成するシステム」で計画する場合の例である。

【固定調光回路を主に構成するシステムの例】

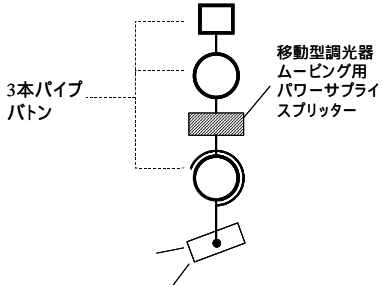
従来型の固定調光回路を基本とする場合の例、給電方式及び調光方式と併せて回路数を提案する。

			調光回路 3KW・6KW	ND回路 6KW 100V・200V 切替可	制 御 コ ネ ク タ	平 行 15 A 直	その他
音 楽 主 目 的 大 ホ ール	舞台上部	ブリッジ1~4 アッパー・ホリゾン	264	26	26	26	
	舞台側部	サイドギャラリー	60	20	20	20	
	舞台床部 又は壁部	ステージ床 又は壁面	60	16	16	16	
	客席部	トップサス、シーリング1、2 フロントサイド、バルコニー	170	32	32	32	客席調光 回路20~30
	計		554	94	94	94	
演 劇 主 目 的 中 ホ ール	舞台上部	ブリッジ1~4 アッパー・ホリゾン	304	34	34	34	
	舞台側部	サイドギャラリー	100	20	20	20	
	舞台床部 又は壁部	ステージ床 又は壁面	80	16	16	16	
	客席部	客席ブリッジ1~4 フロントサイド、バルコニー	220	32	32	32	客席調光 回路20~30
	計		704	102	102	102	
発 表 も で き る 大 稽 古 場	上部、側部	スノコ サイドギャラリー	140	20	20	20	
	床部 又は壁部	ステージ床 又は壁面	60	10	10	10	客席調光 回路10~20
	計		200	30	30	30	
音 楽 リ ハ ー サ ル 室	上部・側部		0	0			
	床部		0	0			
	計		(仮設電源盤は必要)				

大ホールの回路配置

ステージ回りの回路配置	ステージ周辺の壁及び奈落の壁に設ける。床上と床下の回路はコモン配線とする。
-------------	---------------------------------------

中ホールの回路配置

ステージ回りの回路	ステージ床面が可動式なのでステージ周辺の壁及び奈落の壁に設ける。床上と床下の回路はコモン配線とする。
中ホールの移動式照明ブリッジへの給電方式	スノコからレール式ケーブルリール等によるものとする。ブリッジ格納時に美術ボタンを照明ボタンとするときの給電方法や移動する額縁ユニットのフロントサイド、栈敷席ユニット上部の照明基地への給電方法も同様とする。中ホールの電源及び回路のあり方、給電方法等のシステムを提案し、計画するものとする。
中ホールのボタン形状	<p>右図のように可搬ユニット・パーサー・スプリッター等の吊り込みスペースを持った3段パイプ式が一例として考えられる。ボタンの形状方式についても提案し、計画するものとする。</p> 

発表もできる大稽古場（小ホール機能）の回路配置

固定ブリッジ（キャットウォーク）形式とする。

- ・固定ブリッジ及びギャラリーに固定回路（調光回路・ND回路）
- ・舞台側面又は床部に固定回路（ " ）
- ・仮設電源盤の設置（動力用、200V 機器用を含む）
- ・信号制御コネクタ及び平行 15A 直回路も配置

(5) 照明器具及び照明備品

- ・以上までに示した調光システム、調光器盤、回路配置等による照明設備システムに基づいた各ホール等の器具及び備品の構成方針の例を参考資料 19 . に示す。
- ・各ホールのコンセプト及び照明設備システムの方針に基づきながら、独自の器具及び備品の構成について提案し、計画するものとする。特に、ムービングライトとカラーチェンジャー（CMY 方式とする）の採用の方針により、一般照明器具の種類台数等の調整をするものとする。

9 - 4 舞台音響設備及び備品

音響設備及び機器・備品の計画にあたっては、参考資料 15・16・17・及び 20・を参照のこと。

(1) 各ホール共通事項

以下に記述する各項目は、設計・施工にあたり最低基準とする。

配線関係

- ・配線は金属管で行いボンダースをとること。
- ・ダクトを使用する場合は金属製とすること。
- ・低レベル(マイク・ライン)回線とスピーカー回線を同一ダクト内にする場合は必ず遮蔽板を入れること。
- ・低レベル回線とスピーカー回線を平行で配管する場合は、最低 50 cm以上は離して施工すること。
- ・低レベル回線と照明用配管及び電源配管が平行する場合は、最低 1m以上離して施工すること。
- ・ダクト配管の場合、同軸ケーブルは低レベル線と同一内に配線してもよい。
- ・ケーブルラックを使用する場合は、電気設備工事指針・電気設備工事標準図・内線規定等に従うこと。また、セパレータ・蓋付及びエンドを使用し端末閉鎖をすること。各ケーブルラックはボンダース線をとること。
- ・配線材料はマイク回線は調光ノイズによる妨害等の影響の少ない電磁シールドマイクロホンケーブルを使用のこと。
- ・マルチケーブルにおいても電磁シールドケーブルを使用のこと。
- ・スピーカー回線用ケーブルは低インピーダンス回線はダンピングファクター等を考慮した線を使用すること。
- ・音響設備に使用する他の線もできる限りエコケーブルを使用するものとする。
- ・インバーター制御を使用する他設備は、使用している制御器側で高調波ノイズ対策を行うこと。また、配管時においても制御線が剥き出しにならないようにすること。

音響調整室・アンプ室

- ・音響調整室はオペレータが椅子にて調整できるスペースの確保を、十分考慮した配置とすること。
- ・アンプ室の配置はメンテナンスができるスペースを確保すること。

電源容量

- ・電源容量はシステム全体を十分検討し容量不足にならないよう注意すること。また、サービス用電源も考慮しておくこと。
- ・舞台回り及び客席コンセント盤使用時等の仮設電源容量をも含むこと。
- ・音響専用接地についてはできる限り接地抵抗を小さくすること。

電気音響性能目標

音楽主目的大ホール・演劇主目的中ホール・発表もできる大稽古場

(a) 最大再生音圧レベル

客席 1 階中央にて 95dB 以上 ピンクノイズ信号にて
使用スピーカー プロセニアム・サイドスピーカー
(ピークマージン + 6dB)

(b) 音圧レベル分布

6dB 以内 2kHz オクターブバンドノイズ信号にて
使用スピーカー プロセニアム・サイドスピーカー

(c) 伝送周波数特性

1 階客席中央にて 160Hz ~ 5kHz 偏差 10dB ピンクノイズ信号にて
使用スピーカー プロセニアム・サイドスピーカー

(d) 安全拡声利得

- 10dB 以上
使用スピーカー プロセニアム・サイドスピーカー
舞台中央マイクロホンの位置について、マイクロホンより 50cm の位置でスピーカーからピンクノイズ信号を発生させ、ホール内に拡声を行う。増幅度をハウリングが生じる点より、6dB 下げた状態にセットした時のマイクロホン位置と 1 階客席中央部との音圧レベルの差が上記の値を満足すること。演劇主目的中ホール及び発表もできる大稽古場 (小ホール機能) については、プロセニアム形式の場合とする。

(e) 残留雑音

NC - 20 以下
使用スピーカー プロセニアム・サイドスピーカー
規定レベルダイヤグラムに従い最大再生音圧レベル設定状態とし、その後マイク・ラインの入力フェーダーを絞り切った後、客席のいずれの位置においても満足すること。

スピーカーシステムの配置

(a) 音楽主目的大ホール

- ・劇場形式が 2 方式ありプロセニアムスピーカーは 2 方式に対応できるように設計すること。
- ・サイドスピーカーはいずれの劇場形式においても使用できるものとする。
- ・ウォールスピーカーはコンセント止めとし、スピーカーの仮設フックを備えておくものとする。
- ・スピーカー用コンセント舞台床、舞台袖その他ギャラリー等にも配置しておくこと。

(b) 演劇主目的中ホール

- ・劇場形式がいろいろと変わるため、メインスピーカーは基本的に仮設対応とする。
- ・効果用スピーカーのコンセントは、舞台袖、舞台上部、客席上部にも配置しておくものとする。
- ・プロセニアム形式の場合はプロセニアムアーチ内に組込みができるようにする。

(c) 発表もできる大稽古場（小ホール機能）

- ・劇場形式が色々と変わるため、メインスピーカーは基本的に仮設対応とする。
- ・客席上部は移動ブリッジがあるため、効果用スピーカーはギャラリーにコンセントを配置する。
- ・客席上部には移動ブリッジに関係なく仮設メインスピーカー用取付け金具を設けておく。

(2) 舞台音響設備に係る 4 つの課題

本書では、本文及び附帯の参考資料を含めて、基本となる考え方や要求水準を示すという目的で概略のシステム構成や機器類の例（相当品）配置方法などを示した。

しかしながら音響技術の進歩は目覚ましいものがある。そこで、より望ましいホール音響の今後に向けた専門メーカーとしての考え方や新技術による提案を期待するところである。

本施設を中心となる新設 3 ホールは、それぞれの目的に基づいて以下のような課題を持っている。これらの課題への積極的な提案を募るものである。

録音再生系の次世代方式

音響界では録音再生系機器の次世代方式に向けた模索が続いており、放送界では MO への統一化の動きがあるが、演劇舞台の分野は MO や HD を含めてどういう方向が望ましいか、音質の問題に加えて、舞台用としての機能を開発する課題があると考えられる。

可変方式舞台における機器の設置条件

「演劇主目的中ホール」及び「発表もできる大稽古場（小ホール機能）」の特徴は、舞台形式（位置や向き）の大幅な変化が意図されていることである。そのため、舞台上あるいは客席上の様々な位置にスピーカーを設置できる機構上の方式の確立、効率的な作業手順の確立が求められる。

音質を決定付けるイコライザーのあり方

スピーカーは客席に向いている必要があるが、演劇の舞台ではスピーカーの存在を隠さなければならないことが多い。そこで EQ（イコライザー）の性能が問われることになる。調整卓とは別立ての EQ を設けるのか、あるいは望ましい外国製の卓を採用するのが良いのが問題である。

スピーカーの設置環境

音楽主目的大ホールにおけるプロセニアムやサイドスピーカーの設置計画にあたっては、抜けの良い音を出すための音響環境の確立とメンテナンス時の作業性の良さが課題となる。パワードスピーカーの場合は、メンテナンスの頻度も増えるものと考えられる。

また、演劇主目的中ホール・発表もできる大稽古場では、前述のように舞台形式や演出意図に応じて頻繁にスピーカーの設置替え、ケーブルの接続替え、レベル、向き、角度の調整を行う必要がある。高所での安全で効率の良い、そして精度の高い作業を可能にする方法を構築する必要がある。

(3) 音楽主目的大ホール

主目的

主目的は、以下の(a)～(f)に使用され、設備としては録音・SRに対して十分に満足する性能とする。

- (a) クラシック系・ポピュラー系
- (b) ミュージカル・バレエ・ダンス
- (c) 歌謡コンサート・邦楽・民族音楽・アコースティック系ポップス
- (d) 演劇
- (e) 講演会・大集会
- (f) 映画会・映像鑑賞会等

機材の性能

(a) 音響調整卓

録音用音響調整卓及び、SR用音響調整卓とも音質重視とする。(アナログ又はデジタルいずれにおいても試聴して決定する。)

- ・録音用モノ入力 16ch、2マスター
- ・SR用モノ入力 32ch、8G～

(b) 録音再生機器

- ・オープンテープレコーダー
- ・2ch MOレコーダー/プレーヤー
- ・デジタルレコーダー
- ・DAT
- ・MDレコーダー
- ・CDプレーヤー
- ・CDレコーダー
- ・カセットテープデッキ

(いずれも音質重視機種は試聴にて決定する。)

(c) 効果用機器類

- ・デジタルディレイ
- ・デジタルリバーブ
- ・グラフィックイコライザー
- ・コンプレッサー/リミッター

(d) スピーカー

音質重視。主要スピーカーは試聴して決定する。

- ・主要スピーカー(プロセニウム・サイド)はパワード方式。(Meyer Sound)
- ・プロセニウムスピーカーは、L/C/R。
- ・客席内中央で最大音圧レベル 95dB 以上。
- ・ホール内で使用する大型移動スピーカーもパワード方式。映画及び映像の放映時にも利用できるものとする。
- ・移動中型スピーカーは 2WAY フルレンジ型。(提案機種内容で判定。)
- ・移動小型スピーカーは 2WAY フルレンジ型。(提案機種内容で判定。)
- ・ステージモニタースピーカーは、2WAY フルレンジ型。(機種で判定。)
- ・調整室モニタースピーカーは 3WAY 型(提案機種内容で判定。)
- ・ウォールスピーカーはコンセント止め。仮設対応ができること。(スピーカーは提案機種内容で判定。)

- ・ロビー・ホワイエスピーカーは設置場所により異なるが、高い場所に設置する場合は、2WAY フルレンジ型とする。(提案機種内容で判定。)
- ・その他、天井埋込スピーカーは 16cm フルレンジ型とする。
- ・楽屋その他運営用スピーカーは天井埋込型・壁掛共 16cm フルレンジ型。壁より音量調節ができること。定格入力 5W。出力音圧レベルは 92dB 以上。(提案機種内容で判定。)

(e) コンセント関係

(コネクター：キャノン・ノイトリック製)

ア マイクライン系

- ・舞台床マイクコンセント(床板カバー含む)
- ・舞台上手袖コンセント盤、下手袖コンセント盤(PC用、デジタル用、光用各回線も含む)
- ・オーケストラピットコンセント盤
- ・集中コンセント盤(PC用、デジタル用、光用各回線も含む)
- ・客席コンセント盤(PC用、デジタル用、光用各回線も含む)
- ・中継用コンセント盤(PC用、デジタル用、光用各回線も含む)
- ・ギャラリーマイクコンセント
- ・調光室コンセント
- ・その他運営系諸室コンセント
- ・MDF への電話回線(デジタル対応線、光ケーブル共 MDF ではコネクター止め。)

イ スピーカーコンセント関係

- ・舞台床コンセント(床板カバー含む)
- ・舞台上手袖コンセント盤
- ・舞台下手袖コンセント盤
- ・ギャラリースピーカーコンセント
- ・シーリングスポットライト室

(f) マイクロホン関係

- ・ワンポイントステレオマイクロホン
- ・電動吊マイク装置
- ・コンデンサーマイクロホン 用途別各種
- ・ダイナミックマイクロホン 用途別各種
- ・エアモニターマイクロホン(超指向性、ショックマウント含む)
- ・ワイヤレスマイクロホン

ハンド型 6ch

タイピン型 10ch

(仮設対応の同軸線は敷設しておく。)

(g) マイクロホンスタンド関係

- ・床上型 用途別各種
- ・卓上型 用途別各種
- ・ブーム型/ミニブーム型 用途別各種

(h) ケーブル/コード関係

- ・マイクケーブル/マルチケーブル 長さ各種
- ・セパレートコード 1.5m
- ・スピーカーケーブル 長さ各種

- ・パッチコード 長さ各種
- ・マルチボックス（パラパラ）

(i) 舞台袖簡易操作部

（主としてかげマイク用、CD / カセット、MD レコーダー）

(j) 連絡設備関係

下記に記述する運営系に関する各種設備を備えるものとする。

ア インターカム設備

- ・有線方式 4ch
- ・ワイヤレス方式（デジタル） 4ch
- （併用）

イ 運営用カメラ設備

主要カメラ設置場所（考え方記述）

- ・舞台正面カメラ（3CCD Z / P / T 付）
- ・暗視カメラ
- ・舞台袖カメラ
- ・奈落カメラ
- ・指揮者用カメラ（仮設対応）

主要モニターTV設置場所（考え方記述）

- ・舞台下手袖、上手袖（カメラ選択含む）
- ・音響調整室（カメラ選択含む）
- ・調光操作室（カメラ選択含む）
- ・楽屋
- ・運営諸室（一部はカメラ選択含む）
- ・舞台回りモニター用コンセント
- ・仮設プロンプター用コンセント
- ・ホワイエ
- ・中央監視室

ウ 楽屋呼出設備

- ・個別呼出 / 一斉呼出（楽屋系スピーカー切替え方式でも可）

エ キュー設備

- ・回路数・グルーピングは提案で決定

オ インターホン設備

- ・楽屋及び舞台袖、運営諸室間用
- ・舞台袖に設置は呼出音が呼出ランプ切替えできること
- ・指揮者連絡用は単独とする

音響設備主要機器構成表

- ・参考資料 20 . を参照のこと。

音響設備システム構成図

- ・参考資料 15 - 1)、16 - 1) を参照のこと。

音響調整室スペース

- ・オペレーターの操作及び機材の配置を考慮しスペースを確保すること。
- ・アンプ室のスペース及び位置を確保すること。

音響専用電源の容量

- ・応募者において提案のこと。

映像設備のスペース

- (a) 大型ビデオプロジェクター
 - ・DLP方式 12,000ルーメン以上
 - ・スクリーンサイズ：400インチ以上
- (b) 映像機器
 - ・VTR (VHS)
 - ・DVD
 - ・PC データー入力等のセレクター等

(4) 演劇主目的中ホール

主要目的

主目的は、以下の(a)～(e)に使用され、設備としては録音・SR に対して十分に満足する性能とする。

- (a) 演劇
- (b) ダンス・バレエ
- (c) ミュージカル・オペレッタ
- (d) 歌舞伎・能楽
- (e) 民族音楽・歌謡コンサート等

機材の性能

(a) 音響調整卓

SR 用音響調整卓及び、効果用音響調整卓とも音質重視とする。(アナログ又はデジタルいずれにおいても試聴して決定する。)

- ・SR 用モノ入力 32ch、8G～
- ・効果用
- ・サブ音響調整卓(移動型)モノ入力 32ch、8G

(b) 録音再生機器

- ・オープンテープレコーダー
- ・2ch MO レコーダー/プレーヤー
- ・デジタルレコーダー
- ・DAT
- ・MD レコーダー
- ・CD プレーヤー
- ・CD レコーダー
- ・カセットテープデッキ

(いずれも音質重視機種は試聴して決定する。)

(c) 効果用機器類

- ・デジタルディレイ
- ・デジタルリバーブ
- ・グラフィックイコライザー

・コンプレッサー/リミッター

(d) スピーカー

音質重視。主要スピーカーは試聴して決定する。

- 1) 劇場形態が変化するため、プロセニウムは仮設式（フライング）
- 2) サイドは舞台袖に劇場形態による仮設対応を考慮する。

- ・主要スピーカー（プロセニウム・サイド）はパワード方式。（Meyer Sound）
- ・プロセニウムスピーカーは、L/Rを基本とする。
- ・客席内中央で最大音圧レベル95dB以上。
- ・ホール内で使用する大型移動スピーカーもパワード方式。
- ・移動中型スピーカーは2WAYフルレンジ型。（提案機種内容で判定。）
- ・移動小型スピーカーは2WAYフルレンジ型。（提案機種内容で判定。）
- ・ステージモニタースピーカーは2WAYフルレンジ型。（機種で判定。）
- ・移動超小型スピーカーはシングルフルレンジ型（提案機種内容で判定。）
- ・調整室モニタースピーカーは3WAY型（提案機種内容で判定。）
- ・ウォールスピーカーはコンセント止め。仮設対応ができること（スピーカーは提案機種内容で判定。）
- ・ロビー・ホワイエスピーカーは設置場所により異なるが、高い場所に設置する場合は、2WAYフルレンジ型とする。（提案機種内容で判定。）その他、天井埋込スピーカーは16cmフルレンジ型とする。
- ・楽屋その他運営用スピーカーは天井埋込型・壁掛共16cmフルレンジ型。壁より音量調節ができること。定格入力5W。出力音圧レベルは92dB以上。（提案機種内容で判定。）

(e) コンセント関係

（コネクター：キャノン・ノイトリック製）

ア マイクライン系

- ・舞台床マイクコンセント（床板カバー含む）
- ・舞台上手袖コンセント盤、下手袖コンセント盤（PC用、デジタル用、光用各回線も含む）
- ・集中コンセント盤（中継用コンセント盤兼用）（PC用、デジタル用、光用各回線も含む）
- ・客席コンセント盤（PC用、デジタル用、光用各回線も含む）
- ・ギャラリーマイクコンセント
- ・調光室コンセント
- ・その他運営系諸室コンセント
- ・MDFへの電話回線（デジタル対応線、MDFでは端子止め。）

イ スピーカーコンセント系

- ・舞台床コンセント（床板カバー含む）
- ・舞台上手袖コンセント盤
- ・舞台下手袖コンセント盤
- ・客席天井スピーカーコンセント
- ・スノコスピーカーコンセント

(f) マイクロホン関係

- ・コンデンサーマイクロホン 用途別各種
- ・ダイナミックマイクロホン 用途別各種
- ・エアモニターマイクロホン（超指向性、ショックマウント含む）

- ・ワイヤレス
 - ・音楽主目的大ホール共用使用
 - ・アンテナは敷設しておく。
- (仮設対応の同軸線は敷設しておく。)

(g) マイクロホンスタンド関係

- ・床上型 用途別各種
- ・卓上型 用途別各種
- ・ブーム型/ミニブーム型 用途別各種

(h) ケーブル/コード関係

- ・マイクケーブル/マルチケーブル 長さ各種
- ・セパレートコード 1.5m
- ・スピーカーケーブル 長さ各種
- ・パッチコード 長さ各種
- ・マルチボックス(パラパラ)

(i) 舞台袖簡易操作部(移動型)

(主としてかげマイク用、CD/カセット、MDレコーダー)

(j) 連絡設備関係

下記に記述する運営系に関する各種設備を備えるものとする。

ア インターカム設備

- ・有線方式 4ch
 - ・ワイヤレス方式(デジタル) 4ch
- (併用)

イ 運営用カメラ設備

主要カメラ設置場所(考え方記述)

- ・舞台正面カメラ(3CCD Z/P/T付)
- ・ホワイエカメラ
- ・主要モニターTV設置場所(考え方記述)
- ・舞台下手袖、上手袖(移動型)
- ・音響調整室
- ・調光操作室
- ・楽屋
- ・運営諸室
- ・舞台回りモニター用コンセント
- ・ホワイエ
- ・中央監視室

ウ 楽屋呼出設備(移動型)

- ・個別呼出/一斉呼出(楽屋系スピーカー切替え方式でも可)

エ インターホン設備

- ・楽屋及び舞台袖、運営諸室間用。
- ・舞台袖に設置は呼出音が呼出ランプ切替えできること。

音響設備主要機器構成表

- ・参考資料 20. を参照のこと。

音響設備システム構成図

- ・参考資料 15 - 2)、16 - 2) を参照のこと。

音響調整室のスペース

- ・オペレーターの操作及び機材の配置を考慮しスペースを確保すること。
- ・アンプ室のスペース及び位置を確保すること。

音響専用電源の容量

- ・応募者において提案のこと。

映像設備のスペース（仮設対応）

(a) ビデオプロジェクター

- ・DLP方式 12,000ルーメン以上
- ・スクリーンサイズ：300インチ以上

(b) 映像機器

- ・VTR (VHS)
- ・DVD
- ・PC データー入力等のセレクター等

(5) 発表もできる大稽古場（小ホール機能）

主要目的

主目的は、以下の(a)～(e)に使用され、設備としては録音・SRに対して十分に満足する性能とする。

- (a)演劇・創作劇
- (b)ダンス
- (c)ポップスコンサート
- (d)パーティ
- (e)セミナー・展示催事等

機材の性能

(a) 音響調整卓

SR 用音響調整卓及び、効果用音響調整卓とも音質重視とする。(アナログ又はデジタルいずれにおいても試聴して決定する。)

- ・SR用モノ入力 32ch、8G～

(b) 録音再生機器

- ・2ch MO レコーダー/プレーヤー
- ・デジタルレコーダー
- ・DAT
- ・MD レコーダー
- ・CD プレーヤー
- ・カセットテープデッキ

(いずれも音質重視機種は試聴して決定する。)

(c) 効果用機器類

- ・デジタルディレイ
- ・デジタルリバーブ

- ・グラフィックイコライザー
- ・コンプレッサー/リミッター

(d) スピーカー

音質重視。主要スピーカーは試聴して決定する。

- 1) 劇場形態が変化するため、プロセニウムは仮設式（フライング）。
- 2) サイドは舞台袖に劇場形態による仮設対応を考慮する。

- ・主要スピーカー（プロセニウム・サイド）はパワード方式。（Meyer Sound）
- ・プロセニウムスピーカーは、L/Rを基本とする。
- ・客席内中央で最大音圧レベル 95dB 以上。
- ・大型移動スピーカー（サイドにも使用可とする）もパワード方式。
- ・移動中型スピーカーは 2WAY フルレンジ型。（提案機種内容で判定。）
- ・移動小型スピーカーは 2WAY フルレンジ型。（提案機種内容で判定。）
- ・移動超小型スピーカーはシングルフルレンジ型（提案機種内容で判定。）
- ・ステージモニタースピーカーは 2WAY フルレンジ型。（機種で判定。）
- ・調整室モニタースピーカーは 3WAY 型（提案機種内容で判定。）
- ・ロビー・ホワイエスピーカーは設置場所により異なるが、高い場所に設置する場合は、2WAY フルレンジ型とする。（提案機種内容で判定。）その他、天井埋込スピーカーは 16cm フルレンジ型とする。
- ・楽屋その他運営用スピーカーは天井埋込型・壁掛共 16cm フルレンジ型。壁より音量調節ができること。定格入力 5W。出力音圧レベルは 92dB 以上。（提案機種内容で判定。）

(e) コンセント関係

（コネクター：キャノン・ノイトリック製）

ア マイクライン系

- ・舞台上手袖コンセント盤、下手袖コンセント盤（PC 用、デジタル用、光用各回線も含む）
- ・客席コンセント盤（PC 用、デジタル用、光用各回線も含む）
- ・ギャラリーマイクコンセント
- ・調光室コンセント
- ・MDF への電話回線（デジタル対応線、MDF では端子止め。）

イ スピーカーコンセント系

- ・舞台床コンセント（床板カバー含む）
- ・舞台上手袖コンセント盤
- ・舞台下手袖コンセント盤
- ・客席天井スピーカーコンセント
- ・スノコスピーカーコンセント
- ・ギャラリースピーカーコンセント

(f) マイクロホン関係

- ・コンデンサーマイクロホン 用途別各種
 - ・ダイナミックマイクロホン 用途別各種
 - ・エアモニターマイクロホン（超指向性、ショックマウント含む）
 - ・ワイヤレス
- 音楽主目的大ホールと共用
アンテナは敷設しておく。
（仮設対応の同軸線は敷設しておく。）

(g) マイクロホンスタンド関係

- ・床上型 用途別各種
- ・卓上型 用途別各種
- ・ブーム型/ミニブーム型 用途別各種

(h) ケーブル/コード関係

- ・マイクケーブル/マルチケーブル 長さ各種
- ・セパレートコード 1.5m
- ・スピーカーケーブル 長さ各種
- ・パッチコード 長さ各種
- ・マルチボックス(パラパラ)

(i) 連絡設備関係

下記に記述する運営系に関する各種設備を備えるものとする。

ア インターカム設備

- ・有線方式 4ch
- ・ワイヤレス方式(デジタル) 4ch
(併用)

イ 運営用カメラ設備

主要カメラ設置場所(考え方記述)

- ・舞台正面カメラ(3CCD Z/P/T付)
- ・小ホール入口カメラ

主要モニターTV設置場所(考え方記述)

- ・舞台下手袖、上手袖
- ・音響調整室(カメラ選択含む)
- ・調光室
- ・楽屋
- ・運営諸室
- ・舞台回りモニター用コンセント
- ・ホワイエ
- ・中央監視室

ウ インターホン設備

- ・楽屋及び舞台袖、運営諸室間用。
- ・舞台袖に設置は呼出音が呼出ランプ切替えできること。

音響設備主要機器構成表

- ・参考資料 20. を参照のこと。

音響設備システム構成図

- ・参考資料 15 - 3)、16 - 3) を参照のこと。

音響調整室のスペース

- ・オペレーターの操作及び機材の配置を考慮しスペースを確保すること。
- ・アンプ室のスペース及び位置を確保すること。

音響専用電源の容量

- ・応募者において提案のこと。

映像設備のスペース

(a) ビデオプロジェクター

- ・DLP方式 12,000ルーメン以上
- ・スクリーンサイズ：300インチ以上

(b) 映像機器

- ・VTR (VHS)
- ・DVD
- ・PC データー入力等のセレクター等

(6) 音響スタジオ

- ・音響設備主要機器構成表は参考資料 20 - 4) を参照のこと。

(7) 映像編集室

- ・音響設備主要機器構成表は参考資料 20 - 5) を参照のこと。

9 - 5 楽器

- ・参考資料 21 . に示したリストを参考に楽器の調達を行うこと。ただし、納品前に市と協議の上、市が必要と考える場合にはこれを変更するものとする。

1 0 一般備品

- ・参考資料 22 . に示したリストを参考にしながら必要な一般備品の調達を計画し、提案すること。ただし、納品前に実際の運用について市と協議の上、市が必要と判断した場合には事業者の計画を変更できるものとする。

1 1 一般設備

- ・空調、照度等の室内環境は、本書に特別の記載がない限り「建築設備計画基準・同要領((旧)建設大臣官房官庁営繕部監修)」「(平成 12 年版)及び「建築設備設計基準(国土交通大臣官房官庁営繕部設備課監修)」「(平成 14 年版)によるものとする。
- ・引込み管ルートに関しては、既存施設との位置的、時期的関係に配慮すること。長期のメンテナンスと補修工事のし易さ、地盤沈下への対策を考慮した計画とする。
- ・館内の配線・配管については、将来のメンテナンス、取替えを考慮して計画すること。
- ・全体として各室の運用時の静かさを基準を十分に実現すること。
- ・全体として、舞台各設備との整合に配慮した計画とする。特に、各種設備のインバーター制御による高周波ノイズが音響設備に影響しないような十分なアースの設置、原因発生側のノイズフィルター設置等を計画すること。また、施設各部の運用時の静かさを基準を達成するため、設備機器が発する騒音・振動の制御及び機器・配線からの電気的な発振の影響が音響設備に出現しないための配置位置や配線ルート等に配慮した計画とする。
- ・音楽館の設備全般の監視を本施設中央監視室にて行う計画とする。

1 1 - 1 電気設備

(1) 一般事項

- ・ランニングコストの低減に配慮した計画とする。
- ・更新性、メンテナンスを考慮した計画とする。
- ・主要機器は屋内配置とする。
- ・施設の各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができるようにする。
- ・環境負荷の低減、省エネルギーに配慮した計画とする。
- ・各ホールの誘導灯消灯装置及び足下灯消灯装置を設ける。

(2) 設備項目

電灯設備

- ・照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行う。非常照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置する。
- ・高効率型器具、省エネルギー型器具等の採用を積極的に行う。
- ・吹抜等高所にある器具に関しては、自動昇降装置等にて容易に保守管理ができるようにする。
- ・外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。

- ・各室において、照明の一括管理ができるようにする。

動力設備

- ・ボイラー、空調機、ポンプ類等への配管配線工事及び幹線工事を行う。
- ・動力制御盤は、原則として各機械室内に設置する。

避雷設備

- ・必要な場合は、建築基準法に基づき設置する。

受変電設備その他

- ・電気室に設置し、受電、変電を行う。

静止型電源設備

- ・非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設ける。
- ・事業者が必要と判断する設備に、停電時保障用の無停電電源装置等を設ける。

発電設備

- ・災害時等に対応するため停電時非常用電源を装備する。発電設備の能力は、各関連法令に定めのある機器類の予備電源装置として設けるとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置した上で、最低限必要な施設を稼働できるものとする。
- ・発電装置は、停電時にも観客が安全に避難できる 60 分程度の連続運転ができるものとし、台数は事業者の提案による。
- ・冷却方式は、空冷方式とする。
- ・市の方針（「いわき市新エネルギービジョン」）を参考にして太陽光発電設備等を設置すること。
- ・電源車及び中継車の接続ができる計画とすること。

構内情報通信網設備

- ・LAN の導入が可能なように、配管配線工事を行う。

構内電話設備

- ・建物内各室に配管配線工事を行う。
- ・建物内の連絡用として、内線電話機能及び外部通信用としての電話設備を設置する。また、必要箇所に公衆電話を設置する。

情報（時刻）表示設備

- ・親時計を管理室に設け、施設内要所に子時計を設置し、配管配線工事を行う。

拡声設備

- ・関連法令及び施設内案内用に放送設備を設置し、配管配線工事を行う。
- ・また、BGM の実施等についても考慮する。

誘導支援設備

- ・エレベーター、多機能トイレ等に押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置する。

呼び出し設備

- ・管理諸室間に業務連絡用としてインターホン設備を設ける。

テレビ共同受信設備

- ・UHF、VHF、BS 放送に対応したアンテナを設置し、各室直列ユニットまでの配管配線工事を行う。CS、デジタル放送への対応は事業者の判断による。
- ・直列ユニットまでの配線を行う部屋、テレビの設置まで行う部屋は、事業者が必要と判断する部屋とする。

監視カメラ設備

- ・ロビー、ホワイエ、階段、エスカレーター、施設の外回り等に設置すること。

防犯設備

- ・建物出入口は、常時出入りの監視を行う。その他、防犯設備、監視設備等を適切に設置する。設置箇所については、事業者の提案による。

火災報知設備

- ・関連法令により、受信機、感知器等を設置し、配管配線工事を行う。

構内配電線路設備

- ・電力の引込み及び外構に関する配管配線工事を行う。なお、配管は埋設方式とする。

構内通信線路設備

- ・通信の引込みに関する配管工事を行い、埋設方式とする。

テレビ電波障害防除設備

- ・事業者は、計画内容による事前テレビ電波障害調査を実施する。施設建設に伴い、近隣にテレビ電波障害が発生した場合は、本事業によりテレビ電波障害防除施設を設ける。

響きの多いホール空間における明瞭度の高い拡声器設備

- ・音楽系 3 ホール、すなわち音楽主目的大ホールのコンサート仕様の時、音楽主目的中ホール、音楽小ホールにおいては、要件に示す音圧の高さ、残響の長さ及び低音域のふくらみ等のコンサートにふさわしい響きの条件を確保した上で、アナウンス等の拡声について明瞭な伝達方法を確保すること。
- ・全帯域に対して一様な鋭い嗜好性のあるスピーカー、例えば十分な面積のある平面スピーカーを設置し、その対向面を吸音することにより、演奏等に対する残響は確保した上で、拡声音に対する残響エネルギーを極力抑えること。
- ・拡声設備の計画にあたっては、各ホールの建築計画、建築音響計画及び舞台設備計画との整合、収まりの調整などを十分に行い、整備の性能及び意匠性の確保を図るものとする。

21 音楽リハーサル室の音響支援設備

- ・音楽リハーサル室での音響環境を大ホールのコンサート仕様時のステージ内音響条件に近づけるため、客席からの反射音成分が違和感なく聞こえる電気音響設備を計画する。(34頁の第2-7-2-(1)- を参照。)

1 1 - 2 空調換気設備

(1) 一般事項

- ・ランニングコストの低減に配慮した計画とする。
- ・省エネルギー、省資源を考慮した設備とする。
- ・更新性、メンテナンスを考慮した計画とする。
- ・地球環境及び周辺環境に考慮した計画とする。
- ・降雪、凍結に対処した設備とする。
- ・井水利用は考慮しないものとする。
- ・舞台やリハーサル室等での仕込み・撤去と本番上演、負荷の大きな変動、時間外使用等の特殊な使い方に対応できる計画とすること。
- ・音楽主目的大ホールの反射板の有無、演劇主目的中ホールの各舞台形式等の異なった空間条件において、観客や出演者への望ましい空調環境が得られる計画とする。
- ・各ホールのフライ空間におけるコールドドラフトに対応する計画とする。
- ・各ホールにおいて吊られた幕が引かれたり動いたりしない計画とする。
- ・各ホール客席で空気の流れを感じない計画とする。
- ・空調設備のインバーター制御による高周波ノイズによって音響設備等に影響が出ないように空調設備として十分に対処する計画とする。
- ・各ホール客席、舞台、楽屋、音楽リハーサル室、音響スタジオにおいては、特に運用時の静かさの基準をクリアすること。
- ・各ホール楽屋、スタッフ室及び各コントロール室は個別に温度コントロールができる空調システムとする。

(2) 設備項目

熱源機器設備

- ・夏季の冷房熱源、冬季の暖房熱源、給湯用熱源のシステムは事業者の提案による。
- ・燃料の種別に関しては事業者の提案による。

空調設備

- ・各室の用途に応じ、室内環境を考慮した空調システムを採用する。方式については、事業者の提案による。
- ・使用しない部屋には空調が入らない仕組みとし、温度管理は、個室ごとにできるようにする。

換気設備

- ・空調設備によらない場合の管理諸室等には換気設備を設置する。方式は事業者の提案による。

排煙設備

- ・排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じ、機械排煙を行う。

自動制御設備

- ・中央監視方式とし、監視室でコントロールする。

1 1 - 3 給排水衛生設備

(1) 一般事項

- ・ランニングコストの低減に配慮した計画とする。
- ・省エネルギー、省資源を考慮した設備とする。
- ・更新性、メンテナンスを考慮した計画とする。
- ・地球環境及び周辺環境に配慮した計画とする。
- ・降雪、凍結に対処した設備とする。
- ・井水利用は考慮しないものとする。
- ・各ホール客席、舞台、楽屋等及び音楽リハーサル室、音響スタジオにおいては、特に運用時の静かさの基準をクリアした設備とする。
- ・各ホールの舞台（主舞台レベル、ギャラリーレベル）に給排水設備を設ける。
- ・作業室にも給排水設備を設ける。
- ・音楽主目的大ホールの張出し舞台、演劇主目的中ホール・発表もできる大稽古場の防火区画のない客席・舞台に対応する消化設備を設ける。画工場における絵具、有機溶剤の処理設備（3段トラップ付は排水など）に配慮する。
- ・共用及び各ホールホワイエにおける女子トイレの便器数は、男子トイレの便器数の3倍以上とする。トイレの計画にあたっては、第2-3-(5)を参照のこと。

(2) 設備項目

給水設備

- ・給水系統は、飲料水・雑用水兼用とするが、事業者の判断により、別系統としてもよい。配管材料は、事業者の提案によるものとする。

排水設備

- ・汚水、雑排水は、下水道に接続する。配管材料は、事業者の提案によるものとする。
- ・敷地内の下水については、汚水と雨水が分離した形で整備すること。ただし、インフラが整備されるまでは、合流の形で放流するものとする。

ガス設備

- ・必要に応じて設置する。

衛生器具設備

- ・和洋比率に配慮する。
- ・高齢者、障害者にも使いやすい器具を採用する。また、節水型の器具を採用する。

給湯設備

- ・楽屋、トイレ、給湯室、カフェ、レストラン、キッズルーム、その他事業者が必要と判断する部屋に、事業者の提案による方式にて給湯設備を設置する。配管材料は事業者の提案によるものとする。

消火設備

- ・消防法、同施行令及び同規則等の規定に準拠し、消火設備を設置する。

厨房設備

- ・ 厨房の排気は、臭気の拡散に注意する。
- ・ 給湯室、カフェ、レストラン等の熱源は、事業者の提案によるものとする。

第3 音楽館等の改修設計に係る要求水準

1 「音楽館」改修に係る要求水準

1-1 コンセプト

いわき市音楽館は昭和63年(1988年)に設置され、今日まで市民の日常的なクラシックを中心とした音楽練習及び一部発表の場として活用されてきた。

この度の本施設整備の一環として、音楽館の改修を実施し、以下の二つの機能を持たせることとした。

- ・ホール系施設としての1階「音楽小ホール」
- ・創造系施設としての2階～3階各室の「音楽練習室」、4階各室の「舞台稽古場」

なお、2階～4階の各室は、適宜講座室やセミナー、各種ワークショップにも用い、1階音楽小ホールは、レセプションやパーティ等の多様な催事の場としても用いることとする。

また、これまでのエントランスでの上下足はき替え(館内;土足禁止)は取りやめ、全館下足可と改めることとする。また、1階事務室にある設備監視盤は新設施設の中央監視室へ移設する予定である。

1-2 業務要件

本施設の工事中、可能な限り音楽館を使用できるよう配慮した改修工事プログラムの策定し、改修設計、工事監理を行う。また、改修工事終了後は、本施設に統合し、維持管理業務を行う。

なお、改修工事は、市が別途発注する。

1-3 音楽館の現況

(1) 位置

参考資料1-2)、提供資料5.を参照すること。

(2) 建築面積

826.5 m²

(3) 延床面積

2,394.12 m²

(4) 構造等

鉄筋コンクリート造、地上4階建

1-4 各室の改修の内容

(1) 音楽小ホールへの転換

これまでの1階大練習室1を、新しく「音楽小ホール」として機能の改善と音質の改善を図る。

音質改善のための壁・天井の改修

- ・エコー解消のための拡散の改善。
- ・良好な音質獲得のための振動に強い下地組みと仕上げ面の改修。
- ・本ホールの音響計画にあたっては、長方形平面と天井の高さによる小型シューボックスホールとしての空間形を生かして、音楽主目的中ホール(文化センター大ホールの改修)との空間形や規模の違いに基づく響きの性格の違いを積極的に創りだすことに努めるものとする。

ホール床の改修と補修

- ・既存のエンドステージ、昇降設備を活用しながら、全体を平土間形式に改修する。
- ・ステージ位置はその都度自由に設置できるものとし、床上にステージを仮設する場合は、備品での対応とする。
- ・既存床の一部のレベルが下がったり、床板が浮き上がったりしているので、原因を調査の上、補修する。

楽屋エリアの改修

- ・ポンプ室(給水の揚水ポンプと消火栓ポンプ)を西側外部(受水層のある位置)に設置し、その上部に受水槽を載せることにより、ポンプ室を空にして、楽屋及び通路を確保する。
- ・南側楽屋通路の整理も含めて、楽屋エリアの機能改善と居住性向上を図る。

空調の改修

- ・空調機の更新の際に消音エルボを加え、内装改修の機会にレターンダクトの吸音処理を行うこと、またレタンエア経路の消音改善を行うなどして、静音性能の向上を実現する。運用時の基本的な静かさとしてNC - 20 をクリアする。
- ・ホール中央南側の出入口扉で風切り音がするので、原因を調査し改善する。
- ・飲食を伴ったパーティ、レセプション等に使用することもあるので、換気量の調節ができるものとする。

その他設備の改修

- ・内装の改修に伴い、照明設備、防災設備の改修を行う。
- ・ステージ位置の自由設定という条件の下での演奏者への照明のあり方、PA システムの設置方法を具体化する。

(2) 旧事務所スペースの有効利用

これまでの事務所スペース跡を有効利用し、空き室としないこと。

(3) 2、3階音楽練習室

2階練習室1を撤去してロビーを拡げ、そこへ本施設からの渡りブリッジを接続するとともに、防火区画と管理上の区画扉を設ける。

騒音レベルの高いウォールスルー型空調機の静音化を図る。練習室の運用時の静かさはNC - 30程度とする。

内装各部の汚れたり傷んでいるところの補修を行う。

各室間(練習室相互と1階音楽小ホールとの関係)の遮音に必要な扉の補修又は改修を計画する。

(4) 4階演劇稽古場の改修

演劇等の舞台ものの稽古では、立ち稽古やダンスの練習等があり、床の衝撃音が階下の音楽練習室や1階音楽小ホールに伝わる可能性がある。特に音楽小ホールでのNC - 20の確保に向けて床面の浮構造化が必要かどうかを検討し、具体化する。

大練習室2の西寄りの出入口は一重なので、扉の二重化を図る。

大練習室2を二分割して同時に稽古場として使用できるように、中間に遮音性の高い可動間仕切を設ける。

4 階各室の空調もウォールスルー型の全面的な改修を実施する。稽古場の運用時の静かさはNC - 30 程度とする。

(5) 各階共用スペースの措置

エントランス、ロビー、通路、階段、トイレ、倉庫等の各階共用部分は、傷み、汚れを補修し、必要と思われる内装の措置を講じる。

空調の改修は練習室等と同様であるが、共用部分の静かさはNC - 40 程度とする。

照明設備、衛生設備、昇降機設備、消火器設備、防災設備等についても状況を調査し、傷み、故障を補修し、必要な措置を講じる。

(6) 外回り

屋上、外壁、外階段、外部サッシ等の外回りを調査し、防水、シール、塗装をはじめとする各部の補修を行う。

給水、排水、ガス、電気、電話等の引込み経路を調査し、本施設工事との関係を整理・調整した上で必要な改修工事を行う。

1 - 5 概算事業費

市が別途発注する改修工事の概算事業費は、4 1 6 百万円(消費税を含む)を予定している。

2 「平市民会館」改修及び解体・撤去に係る要求水準

2 - 1 改修に関する条件

本施設の工事中、可能な限り平市民会館を使用することとし、本施設の建設期間中、暫定供用のための改修工事を行う場合は、次によることとする。

(1) 平市民会館の現況

位置

参考資料 1 - 2)、提供資料 4. を参照すること。

建築面積

2,416.71 m²

延床面積

6,373.28 m²

構造等

鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 1 階・地上 6 階

(2) 改修に係る業務範囲

本施設工事は、平市民会館のホール機能を代替する音楽主目的大ホールを含む第一期工事と、残る部分の第二期工事からなる。第一期工事期間中においても、平市民会館を使用できるよう、利用者用出入口・避難経路の確保を目的とした暫定改修工事を、事業者の判断で必要に応じて行うものとする。

また、平市民会館は、本施設の音楽主目的大ホールを含む第一期工事が完了し引き渡しが行われる前に、市が別途発注して解体することとしているが、仮囲いの設定等について、本施設工事、平中央公園の工事との調整が必要となる。

このことから、事業者は、本施設、平中央公園、音楽館の工事監理者をして、平市民会館解体工事の監理者と事前に綿密な調整を行わせること。

2 - 2 本施設工事中のアクセスルート等

本施設の工事は、現在の平市民会館へのアプローチ経路である前庭部分から行われる。このことから、工事中に会館を使用するための別のアプローチ経路や避難経路の設定が必要な場合は、着工前に設けること。なお、その場合、利用者の利便性・安全性及び使用中施設への防振・遮音等に配慮した工期区分及び仮設工事計画を行い、実施すること。

管理事務所等の移設が必要な場合は会館内の他の部屋に移設する。

(参考資料 1 - 2) 及び 3 - 1)、2) を参照のこと)

2 - 3 解体・撤去におけるスケジュール調整

本施設の音楽主目的大ホールを含む第一期工事の竣工が近づいた時点で、市が別途発注して平市民会館を解体・撤去することから、事業者は、本施設、音楽館、公園工事の監理者をして、全体スケジュールどおり工事が円滑に進むよう、平市民会館の工事監理者と、綿密な調整を主体的に行わせ、その経過を市に報告させること。

3 「文化センター大ホール」改修に係る要求水準

3 - 1 コンセプト

いわき市文化センターは昭和 50 年(1975 年)に設置されて以来、中規模の多目的ホールとして広く市民の文化活動に活用されて来た。

しかしながら築 25 年を超えて各所に老朽化が目立ち始めているとともに、近年の市民文化活動が求める機能面、性能面の水準に施設レベルが追いつかなくなっている。

この度「本施設」を整備するにあたり、近い位置にある文化センター大ホールも「文化交流ゾーン」の一部として事業に取り込み、5 ホール構成の一つとして「音楽主目的中ホール」へ改修することとする。

文化センターの成成ちは、提供資料 6 . を参照のこと。

3 - 2 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、改修設計及び工事監理業務とし、改修工事は、市の別途発注とする。

改修範囲は、大ホール及び楽屋、リハーサル室の付属室までとし、それらの躯体範囲内の計画とする。

3 - 3 ホール内装・設備の改修

多目的ホールを音楽主目的ホールへ転換する。

(1) ホール内装・天井の更新

- ・ 500 席規模の音楽中ホールとして、気積 3,500m³以上を確保する。
- ・ 舞台部と客席部の空間を一体化するため、それらを区画している RC 垂れ壁の寸法を切り詰めて梁補強を行う。
- ・ 音響性能向上に向けて、特に広幅ホールでは客席中央部の音が粗になる傾向があるため、側壁や天井からの初期反射音の充実を可能とする反射面の構成を工夫する。客席を減らさずに側方からの初期反射を得る方法として、側壁上部に中心軸に並行する内傾した反射面を構成する方法が考えられる(参考資料 12 . を参照のこと。)
- ・ 良好な音質を得るため、壁・天井の内装設計にあたっては、振動に強い工法・材料の選定を行う。また、新ホールのイメージをアピールする内装デザインを実現する。

(2) 常設舞台音響反射板の設置

- ・ 舞台背後に有効幅 1,500 mm 程度の上下通路を確保した上で、機能面、音響面に配慮した舞台部の固定音響反射板を設置する。
- ・ 舞台部の平面・断面の形状は、客席への良好な反射音と舞台演奏者への良好な返り音が得られるように工夫する。
- ・ 良好な音質を得るため、舞台部内装設計にあたっては、振動に強い工法・材料の選定を行う。

(3) 舞台床の更新

- ・ 舞台広さの確保のため、1.8m 程度の拡張を計画する。拡張部分は作業が容易な仮設の伸縮方式とする。
- ・ 舞台固定部床、組立式拡張部床及び備品となるひな段について、音響性能上、好ましい仕様(工法・材料)を選択する。

(4) 音楽用途以外のものへの対応

- ・大道具等を用いない簡易な舞台ものや集会等の催事を可能とするため、舞台部の側壁・天井の一部を開閉式にして登退や備品の出し入れ、簡単な照明や吊りものに対応する。
- ・その場合は、あくまでも音楽ホールとしての音響性能や意匠性を損なわない範囲での対応とする。
- ・客席での残響可変を行わないでも集会、講演会での明瞭度が得られる拡声設備を備える（一般設備のうちの電気設備にて対応）。

(5) 客席床の更新

- ・客席内装の更新に伴う客席床の更新については、新ホールのイメージにマッチするデザインと、音質上好ましい材料、工法を工夫する。

(6) 客席椅子の更新

- ・客席椅子の更新にあたり、居住性の向上のため椅子巾を 500 mm 程度に広くする。前後間隔は、リターンエアのマッシュルームの配置とも関係するので、現状のままとする。
- ・舞台床拡張部の客席椅子は可動式とする。

(7) 客席扉、避難扉、搬入口扉の更新

- ・総合的な運用状態での NC - 20 を確保するため、必要な扉の改善又は更新を行う。

(8) ピアノ庫の区画

- ・フルコンサートグランド 2 台分のピアノ庫を設ける。設計にあたっては、使い易い建具の形式を工夫する。
- ・温度、湿度管理のできる空調設備を設ける。

(9) ホール空調設備の更新

- ・既存の空調システムは、全体の老朽化に加え、ロビーとの系統の混在、吹出し量のアンバランス及び騒音レベルの高さで問題が大きい。平成 14 年度と 15 年度にダクト内張りや一部機器の改修を行っているが、今後ある程度の長期にわたって性能の確保が必要となるので、ホール空調システム一式を更新する。熱源は将来にわたって中央機械室から供給されるものとし、他系統との区分、機器の設置場所、パイプダクトの経路等は十分な調査の上、設計すること。

3 - 4 概算事業費

市が別途発注する改修工事の概算事業費は、640 百万円（消費税を含む）を予定している。

4 「平中央公園」改修に係る要求水準

(1) 本事業における公園整備の基本方針

事業者の業務範囲及び段階計画

- ・公園整備の改修設計
- ・改修工事の監理
- ・公園と本施設の仮設工事(仮囲い、養生シート等)及び公園と平市民会館改修・使用か

- ら解体工事終了までの間の仮設工事(仮囲い、養生シート等)は、それらの担当工事者が行い、公園工事には含まれないものとするが、その工事監理は事業者の業務とする。
- ・それらの工事の終わった後の公園部分の外構、造園工事は公園工事に含まれるので、その工事監理は事業者の業務となる。
- ・したがって公園の工事は、市有地での本施設第一期の工事が行われている第1段階と、第一期分を使用しつつ第二期工事が行われている第2段階、市有地での工事が全て終わった後の第3段階に分かれるので、改修設計にはそれぞれの仮設計画を含むものとする。
- ・本施設第一期分を使用する段階では、公園側からの出入口及び避難経路が使用できるように、公園側の整備が完了しているものとする。公園の状況等は提供資料 2. を参照のこと。

業務にあたって留意すべき点

- ・本施設の工事中(前記 に記載した諸工事の間)、平中央公園を空間的にも期間としても可能な限りより多く使用できるように配慮した全体の工程計画を策定するとともに、それに基づいた改修設計を行うものとする。段階的工程計画については、参考資料 1 - 1)、2) を参照のこと。

整備の理念・目的

- ・本公園は、近隣公園としての従来からの役割を継承しながら、本施設や、美術館、文化センターと機能的・空間的なつながりを創出し、人が集い、交流し、まちの賑わいを生み出す新しい空間を理念として、整備するものである。
- ・緑豊かな環境を活かしながら、周辺から訪れるあらゆる世代の市民が四季を通じて気楽に利用でき、憩いと潤いが得られる楽しい場として、また、人が集い賑わいが生まれる広場的空間として、異なる二つの魅力を実現した公園計画とすること。

(2) 公園施設に関する要求水準

基本的条件

- ・維持管理が容易で、メンテナンスコストの低減が図れる施設づくりに努めること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備に努めること。
- ・緑の政策大綱を遵守し、緑化面積率を 50%以上確保すること。
- ・住区住民の日常的な屋外レクリエーション活動に応じた施設を中心に、休養スペースを十分確保するような施設配置を行うこと。
- ・文化交流ゾーンに係る文化的な催事活動にも対応する施設づくりとすること。
- ・大地震、火災時に近隣住民の避難地、防災活動拠点等の役割を担う一次避難地としての役割も考慮すること。
- ・トイレ、四阿、池について改修の必要が生じた場合は、整備の理念を考慮して改修を行うこと。
- ・夜間の照明や池の循環等の電源供給には、自然エネルギーの活用を考慮すること。
- ・公園内にある既存の彫像は全て残すこととするが、必要に応じて移動させることもできる。ただし、彫像を移動させる場合には、市と協議し、承認を得ること。

動線計画

- ・公園内の既存樹木に対する影響を最小限に押えながら、文化センター、美術館から本施設(音楽館を経て新川緑地)に至る文化交流ゾーンの形成を促進する歩行動線を確保

する。

- ・主要出入口は、東、西、北側市道に面するものとする。さらに北東及び北西の横断歩道から直接公園に入れるような入口を考慮すること。(参考資料4-1)～4)を参照)
- ・主要なアクセスルートとなるプロムナードとは別に、公園内の緑豊かな環境に溶け込んでゆったり回遊できる散策路についても検討すること。
- ・本施設の公園側1階に配置される物販店舗、飲食店舗等への公園側からのアプローチを助ける庇屋根付の列柱回廊やボードデッキ等、施設と公園のより積極的なつながりを促進する仕掛けを計画すること。その際に、長期の地盤沈下により公園側施設と本施設の床レベルにギャップが生じないための措置を講じること。

緑化計画

- ・公園内の既存樹木のうち、2本のくすの木をはじめとする記念樹及び良好な樹木については、樹木医の判断を得ながら、積極的に保全・活用を図り、緑豊かな公園を形成すること。
- ・周辺の歩道から公園内部への見通しを良くするとともに、公園全体を明るい印象に改めることに配慮すること。
- ・本施設の交流系施設(1階)及び各ホールのホワイエ(2F～5F程度)からの良好なビスタを形成するため、建物近くは樹木の密度を少なくし、見通しの良い景観を形成すること。

広場計画

- ・緑豊かな景観を眺め、憩い、休養するという静的な公園利用に加え、遊んだり催事を楽しむといった動的な利用の場としての広場を一角に整備すること。
- ・催事の設営に耐えられる強度を備えながら、歩行感や色調など公園にふさわしい素材の床面とすること。
- ・夜間の利用やパフォーマンスのための照明及び電源、水場を備えること。

照明計画

- ・夜間も安心して利用できるような、また公園の景観を周囲からも楽しめるような照明を整備すること。
- ・照明の密度は、本施設の閉館時間までと、その後夜明けまでの二段階として計画すること。

サイン計画

サインは、国際化への対応を踏まえた上で、主に次の項目について計画する。

(a) 案内・誘導サイン

公園の入口回りやプロムナード、散策路に沿って、公園内の案内や注意事項、文化交流ゾーンや周辺施設の案内、誘導等のサインを設置すること。

(b) 公演・催事・企画告知サイン

公園の入口回りに、文化交流施設の各種公演や、文化交流施設及び公園内で行われる催事・企画等の告知サインを掲出するためのボード類を設置する。

(c) サインデザイン

サインは、公園の理念や景観にふさわしい環境サインのデザインや素材によるとともに、文化交流施設のサインとの整合性に配慮すること。

セキュリティ計画

- ・公園を文字通り開かれた施設として開放するために、門やフェンス等は設けないものとする。
- ・安心して利用できる公園とするために、見通しが良く、多くの人の目が届くような公園に整備すること。且つセキュリティに配慮したサイン及び照明を整備すること。

(3) 概算事業費

- ・市が別途発注する改修工事の概算事業費は、300百万円（消費税を含む）を予定している。

第4 維持管理業務

1 総則

(1) 業務の目的

本施設及び音楽館（以下「対象施設」という。）の機能を維持し、市が取り組む文化交流事業の運営がより円滑かつ効果的に進められるように、また、施設利用者及び関係者にとって、より快適な施設利用ができるように、建物・設備及び外構等の性能及び状態を常時適切な状態に維持管理する。

(2) 業務の実施の考え方

業務の実施にあたっては、次項で定める業務について、事業期間を通じて次のことに考慮した維持管理業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し、実施する。

事業の理念・目的及び社会的使命をよく理解し、その実現のための支援を維持管理の面から協力すること。

維持管理は、予防保全を基本とすること。

作業環境を良好に保ち、施設利用者の健康被害を防止すること。

建築物（付帯設備を含む。）が有する性能を保つこと。

劣化等の発見に努め、それによる危険・障害の未然防止に努めること。

ライフサイクルコストの削減に努めること。

建築等の財産価値の確保を図ること。

省資源、省エネルギーに努めること。

環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。

故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、速やかな回復に努めること。

～ の項目について、事業期間中の工程を定め、実施すること。

(3) 業務の対象

次の業務ごとに区分し、本書に定めるとおりとする。

建築物保守管理・更新業務

一般設備保守管理・更新業務

舞台設備保守管理・更新業務

一般備品保守管理・更新業務

舞台備品保守管理・更新業務

植栽・外構維持管理業務

清掃業務

警備業務

(4) 遵守すべき規準

維持管理業務の実施にあたっては、「建築物保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版)」を遵守すること。

(5) 点検及び故障等への対応

点検及び故障等への対応は、計画書に従って、速やかに実施する。

(6) 責任者

事業者は、維持管理業務の責任者を置く。

(7) 業務担当者

事業者は、法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任する。
業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できるようにし、作業に従事する。

(8) 業務体制の届け出

業務の実施にあたっては、その実施体制、業務担当者を市に届け出ること。

(9) 業務報告書（月次）

事業者は、毎日、毎月及び半期毎に業務終了後計画書に定める様式に記入し、速やかに市に報告する。

(10) 非常時の対応

事故・火災等への対応についてあらかじめ市と協議し、事故防止計画等の防災計画を策定する。

管理者は、事故・火災等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取るとともに、市に通報する。

(11) 費用の負担

業務に要する費用は、光熱水費を除き、事業者の負担とする。

(12) 用語の定義

点検

機能に異常又は劣化がないかを見回り、それらがある場合、必要に応じ対応措置を判断することをいう。

保守

建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。

運転・監視

設備機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御することをいう。

清掃

汚れを除去し、又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

修繕

建築物等の劣化した部分若しくは部材、又は、低下した性能若しくは機能を、原状、又は、実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

改修

建築物等の性能若しくは機能が劣化し、あるいは陳腐化した部分若しくは部材を交換して新たな要求水準を獲得することをいう。システム等の全体を入れ替える大規模改修は除く。

2 各業務の要求水準

2 - 1 建築物保守管理業務

(1) 建築物保守管理業務の対象

本施設及び音楽館

(2) 業務の実施

総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、建築物保守管理業務年間計画書を作成し、実施する。

修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、修繕を実施する。

事業者は、建築物保守管理業務の実施結果を記録し市に報告する。

(3) 要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

屋根

- ・漏水がないこと。
- ・ルーフトレン、樋等が詰まっていないこと。
- ・金属部分が錆び、腐食していないこと。
- ・仕上げ材の割れ、浮きがないこと。

外壁

- ・漏水がないこと。
- ・仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。

地下ピット

- ・地下ピットの防水性が維持されること。

建具（内・外部）

- ・可動部がスムーズに動くこと。
- ・定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。
- ・ガラスが破損、ひび割れしていないこと。
- ・自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。
- ・開閉・施錠装置は、正常に作動すること。
- ・金属部分が錆び、腐食していないこと。
- ・変形、損傷がないこと。

天井・内壁

- ・ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。
- ・仕上げ材の剥がれ、破れ、ひび割れがないこと。
- ・塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。
- ・気密性を要する部屋において気密性が保たれていること。
- ・漏水、かびの発生がないこと。

床

- ・ひび割れ、浮き又は摩耗及び剥がれ等がないこと。
- ・防水性能を有する部屋において、漏水がないこと。
- ・歩行等に支障がないこと。

階段

- ・通行に支障をきたさないこと。

手摺

- ・ぐらつき等機能に問題がないこと。

各ホール特殊部分の仕上げ等

- ・可動の機構設備に関する下記の仕上げ等が、機能上、性能及び見掛け上支障がないように保たれること。
 - (a) 各ホール・リハーサル室の残響可変装置の反射・吸収部
 - (b) 大ホールの可動反射部の仕上げ・建具等
 - (c) 大ホールの昇降天井の仕上げ、吸音部
 - (d) 大ホールの浮翼の仕上げ
 - (e) 大ホールのオケ迫り、ひな段迫りの床、框、手摺等
 - (f) 中ホールの額縁ユニット、栈敷席ユニット
 - (g) 小ホールのロールバックチェアの仕上げ

(4) 更新及び改修

建物・外構の保守管理業務にあたっては、消耗品取替え、故障箇所の修繕をはじめ、下表に示す項目を参考例にして小・中規模の更新・改修を事業者の費用内で行うものとする。改修の内容は、あらかじめ作成した保全計画に基づき、市と協議の上で、その都度決定されるものとする。

【建物・外構の更新・改修項目の例】

1～5年	<ul style="list-style-type: none">・建物外壁の洗浄・建具の修理・壁の修繕・吸音カーテンの増設・舞台床面塗装・雨漏り修理・案内サインの改修・収納棚の改修・搬入口の改修・階段滑止め改修
6～10年	<ul style="list-style-type: none">・舞台床面研磨・塗装・カーペット張替え・建具の改修・外壁塗装・歩道整備・鉄扉塗装・一部防水工事・手摺の一部改修

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客用階段の手摺改修 ・ 内壁間仕切りの改修 ・ 植栽の改修
11～15年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場舗装の改修 ・ 漏水処理 ・ 外壁の改修 ・ 外壁のクリーニング、シール切替え ・ ステージ床板張替え ・ ホール客席椅子張替え ・ ロビー ・ 楽屋廊下長尺シート張替え ・ ホール客席椅子の修理 ・ 内壁の補修 ・ 屋上防水改修 ・ 建具改修

2 - 2 一般設備保守管理業務

(1) 一般設備保守管理業務の対象

対象施設内の各種設備とする。ただし、舞台設備については、「2 - 3 舞台設備保守管理・更新業務」による。

(2) 業務の実施

総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、次の項目を含む、設備保守管理業務年間計画書を作成し、実施する。

- ・ 運転監視業務
- ・ 日常巡視点検業務
- ・ 定期点検・測定・整備業務

修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、修繕を実施する。事業者は、設備保守管理業務の実施結果を記録し、市に報告する。

(3) 要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

(4) 設備管理記録の作成及び保管

設備の運転・点検整備等の記録として、運転日誌、点検記録及び整備・事故記録等を作成する。運転日誌及び点検記録は、3年以上、整備・事故記録等は、事業期間中保管する。

運転日誌

- ・ 電力供給日誌
- ・ 熱源機器運転日誌
- ・ 空調設備運転日誌
- ・ 温湿度記録日誌

点検記録

- ・ 電気設備点検表

- ・空調、換気、排煙設備点検表
- ・給排水、衛生設備点検表
- ・残留塩素測定記録
- ・貯水槽点検記録
- ・飲料水水質検査記録
- ・空気環境測定記録
- ・防災設備点検記録
- ・各種水槽清掃実施記録 等

補修・事故記録

- ・定期点検整備記録
- ・補修記録
- ・事故・故障記録

(5) 異常時の報告

事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告する。

(6) 更新・改修の業務

一般設備の保守管理業務にあたっては、消耗品取替え、故障箇所の修理をはじめ、下表に示す項目を参考にして、小・中規模の更新・改修を事業者の費用内で行うものとする。

【一般設備の更新・改修項目の例】

1～5年	<ul style="list-style-type: none"> ・楽屋電源コンセントの増設 ・照明の一部改修 ・外灯の一部改修 ・軟水器の設置 ・楽器庫加湿器の追加 ・空調設備の一部改修、増設
6～10年	<ul style="list-style-type: none"> ・空調部品取替え ・蓄電池バッテリー交換 ・冷温水発生器オーバーホール ・消防設備の部分更新 ・電気設備の一部回路変更 ・無停電電源装置の更新 ・直流電源装置の電池更新 ・中央監視盤パソコンユニット改修 ・空調用冷却ファンインバーター改修 ・中央監視盤ハードディスク改修 ・自家発電機エンジンオイル交換 ・非常誘導灯バックアップ電池交換 ・下水道接続 ・低圧動力盤トラスト入替え ・ロビー照明の改修
11～15年	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水発生機、高圧再生機取替え ・外灯改修 ・非常用電池交換 ・空調用自動制御装置更新 ・蛍光灯灯具交換

	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプモーター交換 ・給水メーター取替え ・冷却塔補修 ・漏電修理 ・昇降機整備 ・監視カメラ設備改修
--	---

2 - 3 舞台設備保守管理・更新業務

(1) 舞台設備保守管理業務 の対象

- ・対象施設内の舞台機構、舞台照明、舞台音響の各設備及び備品。

(2) 業務の実施

- ・総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、舞台設備保守管理・更新業務年間計画書を作成し、実施する。
- ・修繕及び改修が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、修繕を実施する。
- ・実施業務の結果を記録する。
- ・事業者は、舞台設備保守管理・更新業務の実施結果を記録し、市に報告する。

(3) 要求水準

- ・事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

(4) 日常保守

- ・設備・機器に劣化や異常がないか目視点検を行う。
- ・使用時の問題発生時点での速やかな対応・処理を行う。

(5) 定期保守

照明ランプの点検

補修パーツの在庫点検

音響パッチ盤の点検、清掃

舞台機構の定期点検（大・中ホールは年4回、小ホールは年3回）

- ・動作音
- ・停止位置
- ・昇降スピード
- ・ネジ弛み点検
- ・ワイヤー検査
- ・油圧検査
- ・電気検査

舞台照明（大・中ホールは年4回、小ホールは年2回）

- ・操作状況
- ・電気検査
- ・器具類の落下防止の安全確認

舞台音響（大・中ホールは年4回、小ホールは年1回）

- ・音響特性測定
- ・電気特性検査

- ・電源検査

(6) 更新及び改修

舞台設備の保守管理・更新業務にあたっては、各舞台設備・備品に関する消耗品取替え、故障箇所の修理をはじめ、以下の表にある項目を参考にして、小・中規模の更新・改修を事業者の費用内で行うことにより、常時要求水準の内容が維持されるものとする。

舞台設備にあたっては技術進歩が早く、5年～10年程度で機種切替え、スペックアップがあるものと予想されるため、基本的な設備の用途・目的が変わらなければ、ある程度のバージョンアップ（機能や性能のスペックアップ）は業務に含まれるものとする。

なお、更新及び改修に際しては、その都度、市と協議することとする。

【既存設備の舞台設備・備品に関する消耗品取替え等の例】

舞台機構

- ・ギアオイル用バッテリー（1～5年毎）
- ・操作卓内蔵ハードディスク（2年毎）
- ・制御版シーケンバッテリー（2年毎）
- ・操作卓内蔵バッテリー（2年毎）
- ・プロセッサ用バッテリー（2年毎）
- ・操作卓内蔵ハードディスク（2年毎）
- ・操作卓 CRT モニター（6年毎）
- ・制御盤換気用冷却ファン（6年毎）
- ・受電盤用バッテリー（6年毎）
- ・点吊り制御盤冷却ファン（6年毎）
- ・操作卓直流電源装置（8年毎）
- ・受電盤用直流電源装置（8年毎）
- ・音響反射板補強（8年毎）
- ・サーボコントロール盤直流電源装置（8年毎）
- ・トラクションウィンチサーボアンプ（8年毎）
- ・装置始動盤インバーター（9年毎）
- ・装置駆動用インバーター（9年毎）
- ・各部ワイヤーロープ交換（10年毎）
- ・吊りもの滑車交換（10年毎）
- ・各部エンコーダー（12年毎）
- ・操作卓パネルコンピューター（13年毎）

舞台照明

- ・手動クロスフェーダー（1～5年毎）
- ・トランスユニット交換（4年毎）
- ・カラーチェンジャー購入（4年毎）
- ・ムービングスポットライト交換（4年毎）
- ・ブリッジ用ノンディマーユニット（4年毎）
- ・操作卓フェーダー類（5年毎）
- ・操作卓キースイッチ（5年毎）
- ・操作卓マグネット及びスイッチ（5年毎）
- ・操作卓用直流電源装置（6年毎）
- ・照明器具修理・更新（6年目より毎年）
- ・ケーブルリール制御盤（7年毎）
- ・調光器用直流電源装置（7年毎）
- ・強電盤用直流電源装置（7年毎）

- ・無停電電源装置の更新（7年毎）
- ・フラッシュディスクの交換（7年毎）
- ・ハードディスクをフラッシュディスクに交換（7年毎）
- ・2kw クセノンピンの部品交換（8年毎）
- ・操作卓ベルトエンコーダー（8年毎）
- ・LCD モニター、フロッピーディスクドライブ（9年毎）
- ・ポーターケーブル（10年毎）
- ・パニプロジェクター部品交換（10年毎）
- ・C型コンセントの交換（10年毎）

舞台音響

- ・デジタルミキサー液晶ディスプレイバックライト（3年毎）
- ・スピーカー系コネクター交換（4年毎）
- ・パワーディストリビューターリレー交換（4年毎）
- ・マイクライン系コネクター交換（4年毎）
- ・デジタルミキサー液晶ディスプレイバックライト・HOST ROM バッテリー交換（5年毎）
- ・MO 交換（5年目）
- ・レコードプレーヤー部品交換（5年毎）
- ・デジタルミキサー液晶ディスプレイ CD 交換（6年毎）
- ・カセットデッキ部品交換（6年毎）
- ・デジタルミキサー液晶ディスプレイバックライト・HA リモート化（7年目）
- ・CD デッキ部品交換（7年目）
- ・MD デッキ部品交換（7年目）
- ・DAT 部品交換（7年毎）
- ・マイクライン系コネクター洗浄、研磨（7年毎）
- ・オープンデッキ部品交換（7年毎）
- ・スピーカー系リコーン（7年毎）
- ・デジタルミキサー液晶ディスプレイバックライト電源ユニット交換（10年毎）
- ・同上フロッピーディスク交換（10年毎）
- ・効果機器の更新（10年毎）
- ・DP プロセッサメモリーバッテリー交換（10年毎）
- ・アナログミキサーフェーダー交換（10年毎）

(7) 保守管理記録の作成及び保管

舞台設備の保守管理業務等の記録として、業務日誌、定期点検記録、補修・事故記録を作成する。

業務日誌

- ・日常点検記録

定期点検記録

- ・舞台機構定期点検記録
- ・舞台照明定期点検記録
- ・舞台音響定期点検記録
- ・その他機器定期点検記録

補修・事故記録

- ・定期点検整備記録
- ・補修記録

- ・事故・故障記録
- 設備更新記録
 - ・舞台機構更新記録
 - ・舞台照明更新記録
 - ・舞台音響更新記録
 - ・その他機器更新記録

(8) 異常発見時の報告

事業者は、日常点検及び定期点検等により、異常や劣化が発見された場合には、速やかに市に報告する。

2 - 4 清掃業務

(1) 清掃業務の対象

次の日常清掃、定期清掃及び外構清掃の項目において指定された範囲とする。ただし、電気が通電され、又は、運転中の機器が近くにあるなど、清掃に危険が伴う部分を除く。備品、什器等(椅子等軽微なものを除く)の移動は行わない。各ホールの舞台回り、楽屋回り、作業室などの特殊なエリアの清掃方法は、運用方針に基づいて市と協議、調整をするものとする。

(2) 業務の実施

総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、次の項目を含む、清掃業務年間計画書を作成し、実施する。

- ・日常清掃業務
- ・定期清掃業務

事業者は、清掃業務の実施結果を記録し、市に報告する。

(3) 要求水準

目に見える埃、シミ、汚れがない状態を維持し、見た目に心地良く衛生的でなければならない。清掃は、できる限り施設利用の妨げにならないように実施する。箇所毎に日常清掃及び定期清掃を組み合わせ、業務を実施すること。施設の運営状況に応じて柔軟な対応を行うこと。(ホール等の2回客入れなど)

(4) 日常清掃

清掃の時間は、7時30分～16時30分とする。

床

- ・床仕上げに応じた適切な方法により、埃、ごみがないようにする。

ごみ箱、汚物容器、厨芥入れ、吸殻入れ等

- ・開館時間までには内容物がすべて空の状態になっており、汚れが付着していない状態にする。
- ・吸殻入れは、こまめに清掃し、見た目に不快でない状態に保つ。

トイレ、更衣室、シャワー室(洗面台、鏡、衛生陶器を含む)

- ・衛生陶器類は適切な方法により、見た目に清潔な状態に保つ。
- ・トイレットペーパー、消毒用品等は常に補充されている状態にする。
- ・間仕切りは落書き等がない状態に保つ。
- ・洗面台は常に水垢の付着や汚れがない状態に保つ。

- ・鏡はシミ、汚れがついていない状態に保つ。

その他の内部付帯施設（流し台、湯沸かし等）

- ・清潔な状態に保つ。

(5) 定期清掃

床

- ・埃、シミ、汚れがない状態に保つ（繊維床を除く）。
- ・繊維床の場合は、埃、汚れがない状態に保つ。

壁・天井

- ・表面全体を埃、シミ、汚れのない状態に保つ。

屋上、バルコニー

- ・土、落ち葉等の汚れがない状態に保つ。

照明器具、時計、換気口

- ・埃、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つ。

枠、窓ガラス

- ・汚れがない状態に保つ。

金属、手摺、扉、扉溝、スイッチ類

- ・埃、汚れがない状態に保つ。

ネズミ・害虫駆除

- ・ネズミ、害虫等を駆除する。

(6) 外構清掃

外構清掃の範囲

- ・建物周囲（エントランス回り、バックヤード、犬走り等）
- ・敷地内舗装面
- ・側溝、排水管、污水管、雨水桝、水路
- ・門扉、敷地内案内板等
- ・敷地境界周辺
- ・ごみ置き場

外構清掃の内容

- ・敷地内のごみ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止する。
- ・屋外排水設備（敷地内の側溝、排水桝等）の水流をごみ、落ち葉等で阻害しない。
- ・日常清掃は、ごみ置き場、エントランス回りについて行う。（水洗い、除塵等）
- ・門扉、敷地内案内板等は、汚れが見苦しくなく、開閉がスムーズで表示が見易い状態に保つ。

(7) 清掃用具・衛生消耗品等の負担

清掃用器具、洗剤等の資機材やトイレトペーパー等の衛生消耗品の補充は、すべて事業者の負担とする。

(8) 資機材等の保管

資機材及び衛生消耗品は、計画書に示された場所に整理し、保管する。

(9) ごみの収集・集積

ごみは、所定の場所に収集し、集積する。

(10) 用語の定義

清掃

汚れを除去すること。汚れを予防することにより、仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

日常清掃

日単位等の短い周期で行う清掃業務をいう。

定期清掃

週単位、月単位及び年単位の長い周期で行う清掃業務をいう。

資機材

資機材とは、次のような資材及び機材をいう。

- (a) 資材：洗浄用洗剤、樹脂床維持剤、パッド、タオル等
- (b) 機材：自在箒、フロアダスタ、真空掃除機、床磨き機等

衛生消耗品

トイレトペーパー、水石鹸等をいう。

2 - 5 植栽・外構維持管理業務

(1) 植栽・外構維持管理業務の対象

植栽

対象施設内の植栽等

外構

(a) 施設

・ごみ置き場、門扉、柵、擁壁等コンクリート構造物、案内板、外灯、ベンチ等

(b) 敷地地盤

・アスファルト舗装面等

(c) 地中設備

・埋設配管、暗渠及び排水樹等

(2) 業務の実施

総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、植栽・外構維持管理業務年間計画書を作成し、実施する。

修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、修繕を実施する。
実施業務の結果を記録する。
事業者は、植栽・外構維持管理業務の結果を、毎月1回市に報告する。

(3) 要求水準

植栽

- ・ 植栽を良好な状態に保ち、かん水を行い、害虫や病気から防御する。
- ・ 繁茂しすぎないように適宜剪定、刈込みを行う。
- ・ 風等により倒木しないように管理を行う。
- ・ 施肥、除草等は、計画的に行う。

外構

- ・ 各施設、設備とも本来の機能を発揮できる状態に保つこと。

(4) 薬剤散布、施肥の際の協議

- ・ 薬剤散布又は化学肥料の使用にあたっては、関連法令を遵守し環境等に十分配慮して行うこと。

2 - 6 警備業務

(1) 警備業務の対象

- ・ 対象施設の敷地内の建築物を含むすべての財産の保全及び出入者への対応等。

(2) 業務の実施

- ・ 総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、警備業務年間計画書を作成し、実施する。
- ・ 事業者は、警備業務の実施結果を記録し、市に報告する。

(3) 要求水準

- ・ 24時間、365日警備を行う。
- ・ 警備担当人員は、1人以上とする。ただし、機械警備を組み合わせることも可とする。

(4) 業務内容

出入者監視業務

- ・ 時間外の出入者管理と不審者の侵入防止を行う。

巡回業務

- ・ 定期的に巡回を行い安全を確認すること。
- ・ 不法侵入者を発見した場合は、警察への通報等適切な処置をとること。
- ・ 火災、異常、盗難の早期発見と予防に努めること。
- ・ 巡回中に不審物を発見した場合には、警察への通報等適切な処置をとること。

緊急事態への対応

- ・ 緊急の事態が発生したときは、応急措置を行い、直ちに市及び関係機関に連絡・通報すること。

第5 テナント運営業務

1 業務の目的

本施設及び改修後に統合する音楽館の利便性の向上を図るとともに、施設の魅力を高め、賑わいを創出するためのテナントを運営する。

2 業務の実施の考え方

業務の実施にあたっては、施設ごとに、事業期間を通じたテナント運営業務計画書を作成し、実施する。

上記計画書に加え、毎事業年度開始前に、年間計画書を作成し、市に提出する。

事業者は、業務日誌、月次業務報告書、半期業務報告書、年間業務報告書を作成し、市に提出する。

3 業務内容

以下の業務を実施することとする。

- (1) 物販店舗（アートショップ等）
- (2) 飲食店舗（レストラン、カフェ等）

また、本施設の事業運営方針に則し雰囲気を損なわない範囲で、上記以外のテナント業務も認めることとする。

4 要求水準

(1) 総則

設備、内装の整備と運営にあたっては、本施設の事業運営方針と雰囲気を考慮し、事業運営を支援するものである。

本施設の観客、公演関係者、事業参加者以外の一般客にも広く開かれたものとする。ただし、その際には、セキュリティに配慮すること。

(2) 飲食店舗

本施設及び音楽館の魅力を高める「憩い」「楽しみ」「文化交流の場」として、性格の異なる飲食を提供する店舗を2ヵ所以上設置すること。店舗には、市民及び来客にとって楽しみとなる充実したサービスを提供するレストランと、日々活動する市民や舞台関係者、スタッフ等の日常的な休憩、打合せの場としても利用可能な、カジュアルサービスを提供するカフェを含むこととする。

また、ホワイエにおけるビュッフェ運営、及び施設利用者に対するケータリングサービスも行うこと。ただし、ビュッフェ運営及びケータリングサービスにおいて、提供する飲食は、レストラン厨房で調理されたものである必要はなく、外部から調達しても良いこととする。

(3) 物販店舗

舞台芸術関係の書籍・レコード・アート関連グッズに加え、文具、小物雑貨、花等を扱うこととする。

取扱商品、店舗数等は提案によることとする。ただし、1ヵ所以上設置すること。

5 営業時間

本施設の附帯施設であることを把握し、近隣住民の迷惑とならない範囲で適宜設定すること。

6 責任者

テナントごとに責任者を置くこと。

7 業務担当者

業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できるようにし、作業に従事する。

8 行政財産の貸し付け

市は、PFI 法第 12 条第 2 項に基づき、事業者に対し、テナント部分について、行政財産を貸し付けるものとする。また、市の承認を得て、当該テナント部分を転貸することができるものとする。

9 費用の負担

事業者は、テナントとして使用するスペースを市から無償で借り受けるものとする。なお、テナントが、公演開催時にビュッフェを運営する場合には、ホワイエ使用料を負担するものとする。（公演主催者の委託を受けて行う場合には、公演主催者が負担するものとする。）

テナント部分の内外装工事、厨房機器等の設置工事及び一般設備品等の整備は、事業者の費用負担において行うものとする。

テナント運営に係る費用は、光熱水費を始めとして、すべて事業者の負担とする。